

No. 4月- /

収入伝票

代表者	✓	経理 責任者	✓
-----	---	-----------	---

科目	交付金 ・ 雑収入		
金額	16,500,000円		
内容	政務活動費交付金 4・5・6月分 として		
収入元	静岡市会計管理者		
収入年月日	7年 4 月 11日		
備考	<p>7 07-04-11 FF シスオカシカイケイカン *16,500,000 </p> <p>¥250,000 × 22名 × 3ヶ月分</p>		
	出納簿	✓	
	確認印	✓	

000001

支出伝票

	代表者	✓	経理責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	4日	
支払年月日	7年	4月	11日	
金 額	16,280		-	円
内 容	コピー機 リース料 4月分 として			
支 払 先	リコーリース			
備 考	政務活動費の支給日以前の日付の領収書は支給日の4月11日を支払年月日としています。			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000002

自由民主党

静岡市議会議員 御中

発行日 2025年04月08日

領収証番号 0000000560



リコーリース株式会社

東京都港区東新橋1丁目5番2号

領 収 証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

領 収 日	2025年 4月 4日
領 収 額	16,280 円

印紙税申告納付につき粘町税務署承認済

お支払方法	口座振替
振替口座	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 システムコミュニティ カイキ"インタ"ン

領収明細書

契約番号	請求期間	回数	金額	消費税等
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div>	25. 4. 1~25. 4. 30	37	14,800	1,480

続きは裏面をご覧ください。

000003

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責 任 者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	7日	
支払年月日	7年	4月	11日	
金 額	19,140		-	円
内 容	コピー機 リース料 4月分として			
支 払 先	三菱HCビジネスリース			
備 考	4 07-04-07 BF *19,140 HC)ミツビシHBL ◆ 支払方法は口座振替です。 政務活動費の支給日以前支払が発生した場合、支給日の4月11日を支払年月日としています。			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000004

支 払 証 明 書

金 額	百万	+	万	千	百	+	円

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

コピー機リース料4月分

支払年月日 R7年 4月 11日

支払先住所 東京都港区西新橋一丁目3番1号

支払先名称 三菱HCビジネスリース

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R7年 4月 11日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000005

支 出 伝 票

	代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費		6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費	
実施年月日	7年	4月	7日	
支払年月日	7年	4月	11日	
金 額	2,402		-	円
内 容	消耗品代(マルチカード)として			
支 払 先	栗田商会			
備 考	<p>※明細は別紙参照</p> <p>政務活動費の支給日以前の日付の領収書は支給日の4月11日を支払年月日としています。</p>			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000006

領 収 証 静 No 402871

自由民主党静岡市議会議員団殿

令和 7 年 4 月 7 日

右金額正に領収致しました	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
					¥	2	4	0	2
内消費税額									

ただし マルチカード代として
 10%対象 軽減8% 非課税
 金額 ¥2402
 (税込)
 消費税 ¥218

- 現金 小切手 /
 相殺 手形 /
 振込 B/K 店

収入印紙

静岡市駿河区曲金6-2-27
 株式会社 栗田商会 静岡
 支店長 浅田 光
 TEL 054-291-6111
 本 社 名 古屋 市 中 区 上 前 津 二 丁 目 11 番 1 号

取扱者印

本領収証に社印取扱者印無きもの金額訂正のもの及び複写書でないものは無効とします 登録番号 T4180001028044

000007

請求書

17年4月4日

様

自由民主党静岡市議会議員団

伝票No. 2504023180016

納入部署

貸社注文番号

貸社伝票番号

¥ 2,402

株 東日本

〒411 0111 1-101 FAX (054) 291-6113

2番37号

542370111

登録番号 14180001028044

取引銀行

10%消費税 2,184

218 取引銀行

下記内訳の通りご請求致します。

品名	数量	単位	単価	金額	備考
カド	1	冊	2,184	2,184	
税抜合計				2,184	
消費税				218	
税込合計				2,402	

000008

毎度ありがとうございます。お気付きの点がございましたらお知らせ願います。破損品・不良品はお取かえいたします。

支 出 伝 票

	代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費		6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費	
実施年月日	7年	4月	9日	
支払年月日	7年	4月	11日	
金 額	957		-	円
内 容	ゴム印代 として			
支 払 先	栗田商会			
備 考	<p>※明細は別紙参照</p> <p>政務活動費の支給日以前の日付の領収書は支給日の4月11日を支払年月日としています。</p>			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000009

領 収 証 静 No 402873

自由民主党静岡市議会議員団 殿

令和 7 年 4 月 9 日

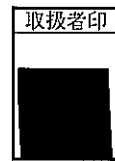
右金額正に領収致しました	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
						¥	9	5	7
内消費税額									

ただし **ゴム印代として**
 10%対象 軽減8% 非課税
 金額 (税込) ¥957
 消費税 ¥87

- 現金 小切手 /
 相 殺 手 形 /
 振 込 B/K 店



静岡市駿河区曲金6-2-37
 株式会社 **栗田商会 静岡**
 代表取締役 浅田 善治
 TEL 054-291-6111
 本 社 名 古 屋 市 中 区 上 前 津 二 丁 目 11 番 1 号



本領収証に社印取扱者印無きもの金額訂正のもの及び複写でないものは無効とします 登録番号 T4180001028044

坂 田 和 基

赤 池 剛 直

木 下 俊 也

000010

請求書

伝票No. 2504023180027

納入部署

貴社注文番号

貴社伝票番号

7年4月8日

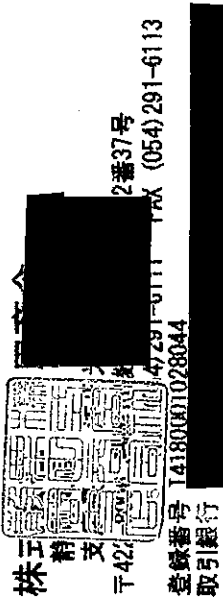
自由民主党静岡岡市議会議員団 様

¥ 957

10%対象売上
消費税

870

登録番号 141800011028044
取引銀行



下記内訳の通りご請求致します。

品名	数量	単位	単価	金額	備考						
印	1	個	290	290							
印	1	個	290	290							
印	1	個	290	290							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>税抜合計</th> <th>消費税</th> <th>税込合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>870</td> <td>87</td> <td>957</td> </tr> </tbody> </table>						税抜合計	消費税	税込合計	870	87	957
税抜合計	消費税	税込合計									
870	87	957									

000011

毎度ありがとうございます。お気付きの点がございましたらお知らせ願います。
破損品・不良品はお取替えいたします。

支 出 伝 票

		代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費		6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費		
実施年月日	7年 4月 9日				
支払年月日	7年 4月 11日				
金 額	2,464		-	円	
内 容	消耗品代(のり) として				
支 払 先	栗田商会				
備 考	※明細は別紙参照 政務活動費の支給日以前の日付の領収書は支給日の4月11日を支払年月日としています。				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000012

領 収 証

静 No.402881

自由民主党静岡市議会議員団 殿

令和 7 年 4 月 9 日

右金額正に領収致しました	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
					¥	2	4	6	4
内消費税額									

事務用品代として

ただし

10%対象 軽減8% 非課税

金額 (税込) ¥2464
消費税 ¥224

- 現金 小切手 /
 相殺 手形 /
 振込 B/K 店

収入印紙

静岡市駿河区曲金6-2-37
 株式会社 栗田商会 静岡
 支店長 浅田
 TEL 054-291-61
 本社 静岡市中区上前津二丁目1番1号

取扱者印

本領収証に社印取扱者印無きもの金額訂正のもの及び複写等でないものは無効とします 登録番号 T4180001028044

000013

支出伝票

	代表者	✓	経理責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	11日	
支払年月日	7年	4月	11日	
金 額	10,000		-	円
内 容	事務所賃料 4月分 として			
支 払 先	[REDACTED]			
備 考	★堀 努 議員 事務所賃料 ¥20,000×1/2=¥10,000 所在地: 静岡市清水区駒越東町10番23号 ※契約書の写し等添付			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支 払 証 明 書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	0	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 7年 4月 11日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R7年 4月 11日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木和彦

建物賃貸借契約書

№4-7

貸主 XXXXXXXXXX (以下甲と称す) 借主 堀 努 (以下乙と称す)

上記甲乙間において次の通り下記建物の賃貸借契約を締結する。

第1条 賃貸借物件の表示

1. 所在地 静岡市清水区駒越東町10番23号
2. 物件 木造スレート葺一戸建
XXXXXXXXXX 貸家(事務所) 44.71㎡

第2条 使用目的

乙は賃貸借物件を 事務所 に使用するものとし、他の用途に使用したり、賃借権の譲渡又は転貸は出来ない。

第3条 契約期間

2020年 1月 1日より2021年12月31日までとする。但し、期間満了前1ヶ月まで甲乙異議がない時は更新されたものとする。

第4条 賃料その他の負担

1. 賃料は月額金 20,000 円也と定め、乙は本契約締結と同時に当月分として金 20,000 円也を甲に支払い、以後の分は毎月末日迄に翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。
2. 賃料は租税公課又は経済情勢の変動等により賃料を増減する必要がある時は、契約期間中でも甲乙協議のうえ改訂することができる。
3. 敷金は賃料の1カ月分、金 円也と定め、本契約と同時に乙より甲に預託する。
4. 乙は賃借期間中に敷金を賃料その他の債務の弁済に充当することはできない。敷金は無利息とし、本契約が終了し、乙が甲に賃借物件を明け渡したときに甲より乙に返還する。ただし、延滞賃料、損害金等の債務がある場合、甲は任意に、その敷金をもって債務の弁済に充当することができる。
5. 契約期間中の賃料の増額等に基づき、敷金が賃料等の1カ月相当額を下回ったときは、乙は通知を受けた日から10日以内にその不足額を補填しなければならない。
6. 礼金は賃料1カ月分、金 20,000 円也と定め、本契約と同時に乙より甲に支払うものとする。
7. 共益費は月額金 円也とし建物および敷地の共用部分の電気料、清掃費等に充てるものとする。(賃料に含む)
8. 賃貸借物件の租税公課は甲の負担とし、町費、衛生費その他建物使用上必要な費用は乙の負担とする。
9. 賃貸借物件が棄損したときは、乙は直ちに甲に通告すること。その棄損が乙の故意又は過失に起因したものであるについては乙が損害賠償をしなければならない。
10. 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、家賃等の全部又は一部の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、年(365日) 14.50%の割合により算出した遅延損害金を支払うものとする。
11. 家賃等を銀行振込で支払う場合、振込手数料は乙の負担とする。

000017

第5条 禁止事項

1. 乙は建物を第2条に定める用途以外に使用したり、賃借権の譲渡又は転貸をしてはならない。

2. 乙は甲の書面による承諾なく賃貸借物件の造作、模様替え、その他原状を変更してはならない。尚、甲の承諾を得て行った原状変更といえども、明け渡しに際し、乙は自費をもって原状に復すか、又は原則として無償で甲に引き渡しするものとする。
3. 乙が30日以上賃借物件を無人にする場合は、その旨を甲に通知すること。この通知なく30日以上無人にした場合は乙が退去したものとみなす。
4. 乙は賃借物件において有害、危険、若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。
5. 乙は本契約終了のとき甲に移転料、立退料その他如何なる名目でも金銭等の請求ができない。
6. 乙は階段・廊下等の共同部分にゴミ等の不衛生物・ガラス・ビン等の危険物その他一切の私物を放置してはならない。
7. 犬・猫・ペット類を飼育してはならない。
8. ベランダ・バルコニー等に花壇・鉢植えを放置してはならない。
9. 町内が定めるゴミの投棄方法・時間・区分を守ること。
10. 壁や柱に釘を打ちつけたり、金具等を取り付けてはならない。

第6条 解 約

1. 甲の都合により本契約を解約する場合は、6カ月前までに乙に予告しなければならない。
2. 乙の都合により本契約を解約する場合は、1カ月前までに甲に予告しなければならない。解約月の賃料等の計算は退去申し出をした日が月の1日から15日までの場合は半月分、又、16日から月末までの場合は1カ月分とする。なを、乙の都合で上記予告ができなかった場合は、退去申し出をした日が月の1日から15日までの場合は翌月半月分までの賃料相当額を、又16日から月末までの場合は翌月1カ月分までの賃料相当額を支払うものとする。
3. 乙は本契約の解約予告をした時より次の借主（予定者）に本物件内部を見せることを承諾するものとする。
4. 解約時には、乙は公共料金（電気・ガス）を必ず清算しておくこととする。（領収書確認）
5. 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告その他、法定の手続きの上、本契約を解除することができる。
 - ①賃料の支払を1カ月以上怠ったとき。
 - ②本契約の条項に違背したとき。
 - ③賃借物件より退去したとき。
6. 本契約が終了したとき、乙は賃借物件内にある所有物を収去し当該物件を完全に明け渡し甲に返還すること。
7. 乙が前項の義務を履行せず、又は乙が置き去った物品があるときは、乙がその所有権を放棄したものとみなし、甲がこれを処分しても乙は異議を申し立てない。又、何等の金銭の請求もできない。尚、原状に復するため処分に要した費用はすべて乙の負担とする。
8. 乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団等）の構成員として建物及びその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行ったときは、甲は催告等の法定の手続きによらず本契約を解除できる。
9. 乙が本契約を解除された後なお本件建物を使用したり占有を解かないときは、乙は契約解除の日から返還の日までの賃料の倍額に相当する損害金を甲に支払わなければならない。
10. 解約時に乙の負担となる補修費用が発生した場合は、乙はその補修費用を甲に支払わなければならない。

000018

第7条 特約事項

1. 本契約解除に際し、ハウスクリーニングが必要なときは乙の費用負担で行うものとする。
2. 乙の故意、又は過失に起因したものの補修が生じた場合は乙の負担とする。

第8条 反社会的勢力の排除

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第9条 個人情報の保護

1. 甲乙及び仲介業者は、本契約書及び契約に係わる書類に記載されている個人情報の漏洩を防ぎ、契約履行完了後も当該個人情報を守秘する。

第10条 その他

1. 甲並びに甲の管理業者が、管理上必要ありと認めた場合は本書署名関係者立会の上貸し室内に立ち入ることができ、乙に対して必要な指示を行い得るものとし、乙はこれに従わなければならない。
2. 本物件の駐車場使用の場合には乙の車に盗難もしくは破損等の事故が生じても甲は一切、その責めを負わないものとする。
3. アパート、マンション入居者は、本物件の使用に当たり、使用細則を遵守し、本物件の保全及び全入居者の快適な居住環境を維持することに努めるものとする。
4. 本契約書に記載なき事項は民法及び慣習に従い双方誠意をもって円満なる解決を図るものとする。
5. 宅地建物取引業者への報酬は国土交通大臣が定めた額とし、本契約締結と同時に乙より賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

以上、上記契約を証するため本契約書2通を作成し甲乙各1通を所持する。

2019年12月29日

000019

貸主(甲)


住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

☎ [REDACTED]

借主(乙)

住所 静岡市清水区駒越東町 [REDACTED]

氏名 堀 努 

☎ [REDACTED]

立会業者

免許番号

静岡県知事(6)第10569 [REDACTED]

あかつき不動産

代表 齋藤 暁子

静岡市清水区駒越東町1番25号

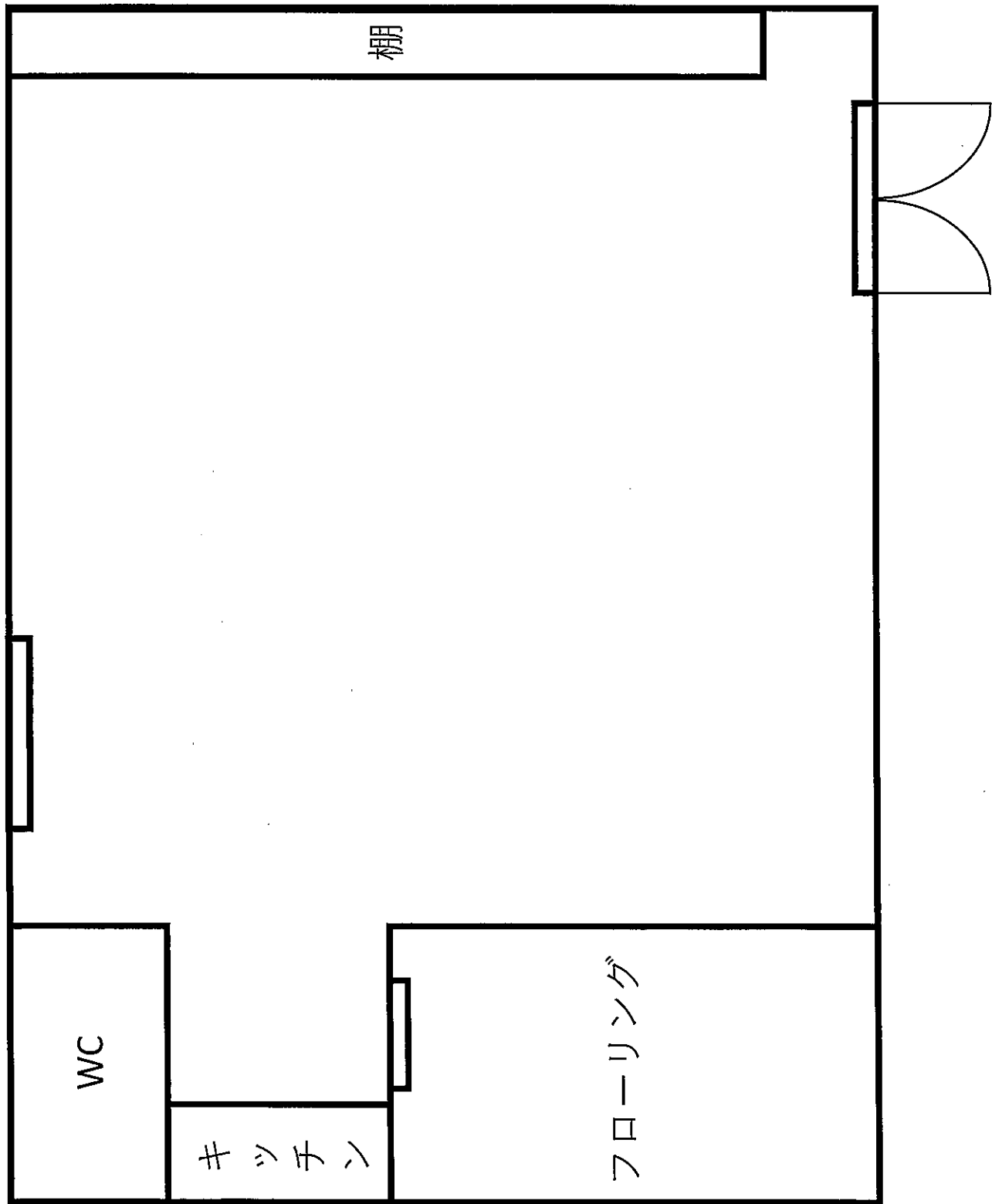
〒424-0907 ☎ 054-336-3626

宅地建物取引士登録番号

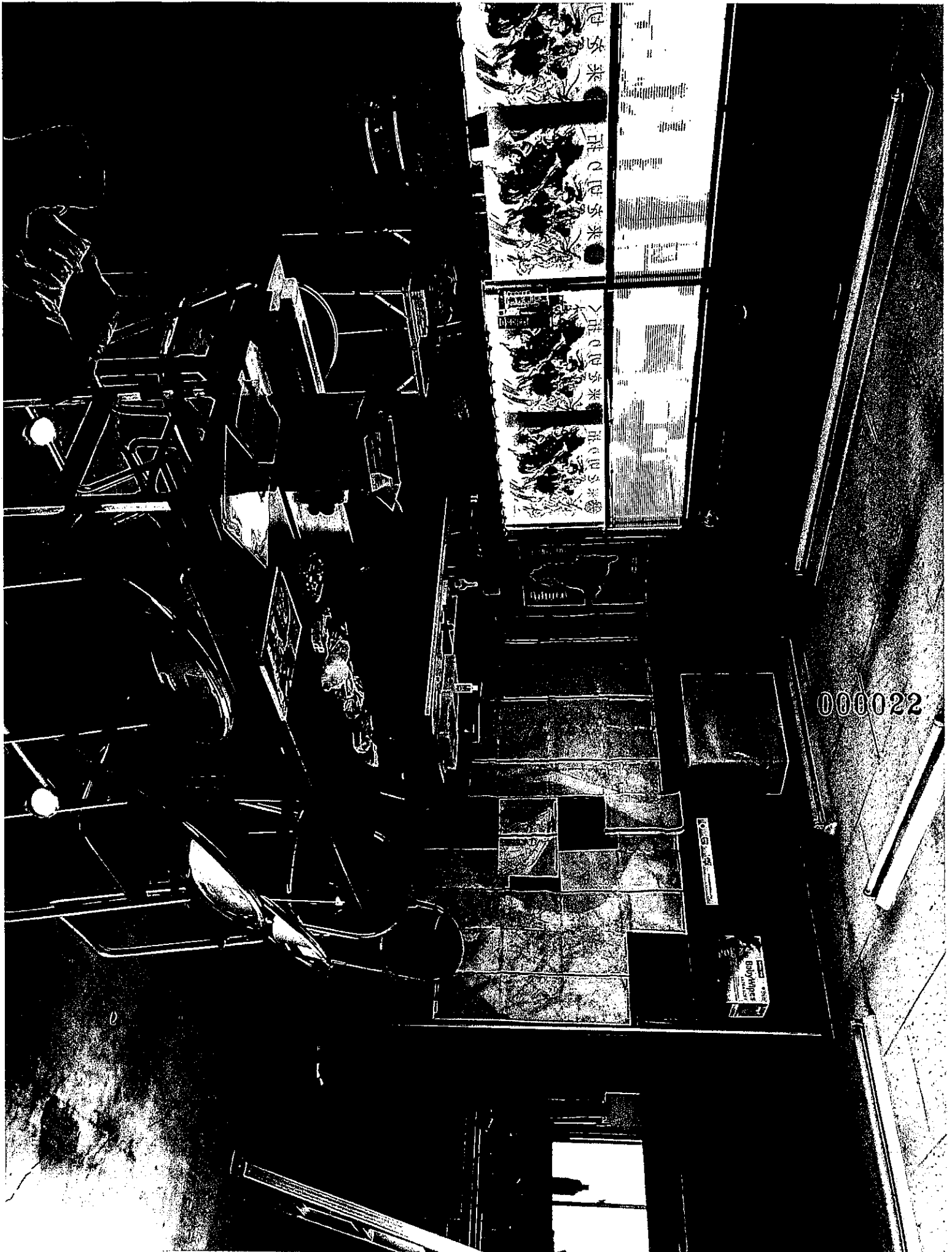
宅地建物取引士 [REDACTED]

000020

堀努 事務所 平面図



000021



000022

Sub-Aquatics
1/2
1/2



000023



支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責 任 者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	11日	
支払年月日	7年	4月	11日	
金 額	40,000		-	円
内 容	事務所賃料 4月分 として			
支 払 先	第一不動産			
備 考	★丹沢卓久 議員 事務所賃料 4月分 として 事務所賃料 : 80,000×1/2 所在地: 静岡市葵区銭座町30番地の3 ※契約書の写し等の書類 添付			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000024

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	4	0	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 7年 4月 11日

支払先住所 静岡市葵区田町5丁目10-1

支払先名称 第一不動産

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7年 4月 11日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木和彦

000025

第6条 [消費税]

消費税(国税)及び地方消費税(都道府県税)は10%の税率を適用しているが、将来税率が変動した場合は、その税率を乗じた額を乙は甲に支払う。

第7条 [敷金]

1. 乙は、敷金として一金80,000円を甲に預託する。尚、敷金は無利息とする。
2. 賃貸借期間中、乙は甲に預託した敷金を以て賃料、その他債務の弁済に充当するよう請求することは出来ない。
3. 賃貸借期間中、乙の甲に対する延滞賃料・損害金等の債務がある場合は、甲は任意に敷金を以て債務の弁済に充当することができる。この場合、乙は15日以内に敷金不足額を補填しなければならない。
4. 甲は、本契約が終了し乙が本物件を完全に明け渡し、甲から乙に対して行われた敷金精算に関する提示を、乙が同意した日より1ヶ月以内に、乙に敷金を返還する。
尚、乙の甲に対する延滞賃料・損害金等の債務がある場合は、前項同様、敷金を以て債務の弁済に充当することができる。

第8条 [管理及び使用義務]

1. 本物件内の乙の帰属物(給排水管・瓦斯管・グリーストラップ等含む)の維持修繕費用は乙の負担とする。但し、建物躯体・主要構造部に関する維持修繕費は甲の負担とする。又、負担区分が明らかでない場合は甲・乙協議の上、決定する。
2. 乙は、甲の承諾無く本物件の造作・模様替え、その他原状を変更してはならない。
3. 乙は、本物件を善良なる管理者の注意を以て使用しなければならない。
4. 乙は、自らに起因する水漏れ・火災等の事故により甲に与えた損害を補償する義務を負う。
5. 乙の施工或は本物件使用上の問題等において、建築基準法及び消防法等の法令規則により監督官庁から命令・指導を受けた場合は乙の負担でこれを改善しなければならない。

第9条 [禁止事項]

1. 乙は、本物件に於いて有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。
2. 乙は、賃借権の譲渡・転貸又は担保質権の対象としてはならない。
3. 乙は、本件建物の階段・廊下等の共用部分に不衛生物・危険物・その他一切の私物を放置してはならない。
4. 乙は、本物件を居住の用に供してはならない。

第10条 [届出義務]

本契約各条項の実行を円滑にするため、以下の各号に定める事項が生じたときは、乙は直ちに甲に対してその旨書面で通知しなければならない。

- (1)住所(個人)、所在地(法人)の変更。
- (2)経営者(個人)、代表取締役(法人)の変更、増員。
- (3)屋号もしくは営業目的(個人)、商号もしくは定款の目的(法人)変更。
- (4)本物件における責任者の変更。

第11条 [反社会的勢力の排除]

1. 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるものまたはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2)自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4)自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力をもちいる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2. 乙は本物件の使用に当たり以下の行為を行ってはならない。
 - (1)本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動を拠点に供すること。
 - (2)本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近

000027

4. 乙が賃料等の支払いについて賃貸保証システムを利用する場合に於いて、乙が賃貸保証会社との間で締結している賃貸保証契約等に違反するなどし、解除・取り消しがなされた場合、甲は、本契約を解除することが出来る。
5. 乙は、本契約が終了した後において本物件の明け渡し完了しないときは、使用損害金として契約終了日の翌日から明け渡し完了日までの期間につき、一日契約終了時の賃料等の日割額の2倍相当額を甲に支払わなければならない。

第18条 [原状回復]

1. 契約期間満了、解約、解除その他の事由によって本契約が終了した場合には、乙は期間満了の期日までに乙の負担において本物件を原状回復の上これを甲に明け渡す。
2. 本物件の原状とは事務所の状態とする。新設・付加した諸造作、設備、及び乙所有の備品類等を乙の費用をもって収去及び撤去するものとする。但し、甲が次の入居者が入居し易い状態であると判断した場合は、甲乙協議の上、乙は本物件を原状回復する義務を免れるものとする。
3. 乙が、本条1項の明け渡しに際し本物件を原状に復さないときは、甲がこれを行い、その費用を乙に請求できる。
4. 前項の原状回復の際、本物件内に放置した乙帰属の造作物・物品等は、乙がその所有権を放棄したものとみなし甲が処分・撤去しても乙は異議を申立てず、又甲に対し何等の金銭の請求はできない。
5. 本契約終了の際、移転料・立退料・乙の装備・付加した備品・造作の買取、その他如何なる名目においても、乙は甲に対して金銭等の請求及び造作物買取請求権の行使は一切できない。

第19条 [連帯保証人]

1. 連帯保証人(以下丙という)は本契約に基づく乙の甲に対する一切の債務について、乙と連帯して履行の責を負うものとする。尚、丙の連帯保証の効力は、本契約が自動更新された場合でも継続維持される。
2. 丙が死亡或は所在不明の場合、又は差押・仮差押・仮処分・破産の申立又は刑事訴追を受ける等保証人として不適当と認められるに至ったときは、甲は乙に対し連帯保証人の追加又は変更を求める事が出来る。この場合、乙は直ちに甲の請求する資格を有する連帯保証人をたて再契約を締結しなければならない。
3. 乙が賃料等の支払いについて賃貸保証システムを利用する場合に於いて、乙及び丙は本契約存続中はその賃貸保証契約等を解除することは出来ない。また、本契約期間満了に伴い利用している賃貸保証契約期間も満了となる場合に於いて、乙及び丙はその満了日までに賃貸保証契約等の更新手続きを完了させなければならない。
4. 乙の使用する賃貸保証会社に保証債務の不履行、若しくはそれに準ずる事態が発生した場合、乙は甲の承認を受け資力を有した連帯保証人を立て再契約を締結、若しくは甲の指定する新規賃貸保証会社と賃貸保証契約等を締結しなければならない。
5. 丙は、乙から①財産及び収支の状況、②本契約から生じる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、並びに、③本契約から生じる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容につき、情報提供を受けたことを確認し、乙は丙に対して情報提供した内容が真実かつ正確であり、過不足がないことを表明保証する。
6. 連帯保証人の負担する債務の極度額は、賃料及び共益費の24ヶ月分を上限とする。

第20条 [乙から丙への委任]

1. 乙は、丙に対し、次の各号の何れかに該当した場合に限り、本契約を解除する権限ならびに解除に伴う本物件の明渡し、及びこれに関する一切の権限を委任する。乙は丙が委任された権限を行使したことにつき、甲及び丙または関係者に対して不服の申立てまたは損害賠償等の請求は出来ない。
 - (1) 乙が賃料等の支払を2ヶ月分以上怠り、又は度々遅滞し、甲の催促によってもその支払いをしないとき。
 - (2) 乙が甲への届出をせず、所在不明のまま1ヶ月以上を経過したとき。
 - (3) 乙が死亡又は破産その他の事由により、本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
2. 乙は、本契約の存続する限り、前項の委任を解約することは出来ない。

000028

第21条 [損害保険]

1. 乙は、乙の帰属物の劣化等あるいは自らに起因する水漏れ・火災等の事故により甲及び他の賃借人に与えた損害を補償する為に、損害賠償保険(店舗総合保険等)に加入する義務を負う。尚、本物件の賃貸借契約が継続する限り、乙は保険契約も更新する義務を負う。

第22条 [個人情報の保護]

1. 甲・乙・丙及び仲介人は、契約書及び契約にかかわる書類に記載されている個人情報の漏洩を防ぎ、契約終了後も個人情報を守秘することとする。
2. 契約の当事者以外の者による契約記載の個人情報の問い合わせには、甲・乙及び仲介人は一切回答しない。但し、生命・身体・財産を保全するために緊急の必要がある場合はこの限りではない。
3. 乙は、契約書及び本契約にかかわる書類に記載されている個人情報を、甲の賃貸借契約の履行及び契約終了時の敷金精算業務を含む賃貸管理の履行のため、仲介人及び甲の指定する管理会社が使用することを認める。
4. 乙は、甲及び仲介人の個人情報の内容に相違があった場合には、他の法令の規定により特別の手続きを認められている場合及び本契約の履行に必要な項目を除き、甲及び仲介人に訂正を行うよう要求することが出来る。
5. 乙は、第3項に違反して取扱われている又は不正に取得された、乙の個人情報の利用停止を要求することが出来る。但し、他の法令の規定により特別の手続きを認められている場合及び本契約の履行に必要な項目を除く。

第23条 [特約事項]

1. 地震注意勧告が発令された場合には、安全を期する為に、乙は営業を停止し、賃貸借物件より即時退去し安全な地域に避難しなければならない。
2. 甲が自己破産、会社更生手続、民事再生手続を申立て、支払いの停止もしくは第三者から差押えを受けたとき、甲は乙より預託されている敷金を直ちに乙に返還しなければならない。
3. 当該物件の使用目的が「危険ドラッグの販売」と判明した場合、甲は乙に対し当該賃貸借契約を解除することができる。
4. 本物件引き渡しは現状有姿とするが、本物件内のトイレ・専用台所を除く諸設備(冷暖房・照明等の什器及び本物件内における残置物)は前賃借人より乙に無償譲渡されたものであることを甲乙は確認し了承する。したがって本契約開始後、本物件内諸設備(トイレ・専用台所を除く)の不良、故障における修理及び修理費用、又は廃棄及び廃棄費用は乙の負担にて行うものとする。
5. 本契約第19条連帯保証人については適用しないことを甲乙は了承する。
6. 本契約は日本語をもって正文とし、本契約につき日本語以外の言語による翻訳文が作成される場合において、正文とかかる翻訳文との間に齟齬が存する場合には、当然に日本語による正文契約書が優先する。

第24条 [その他]

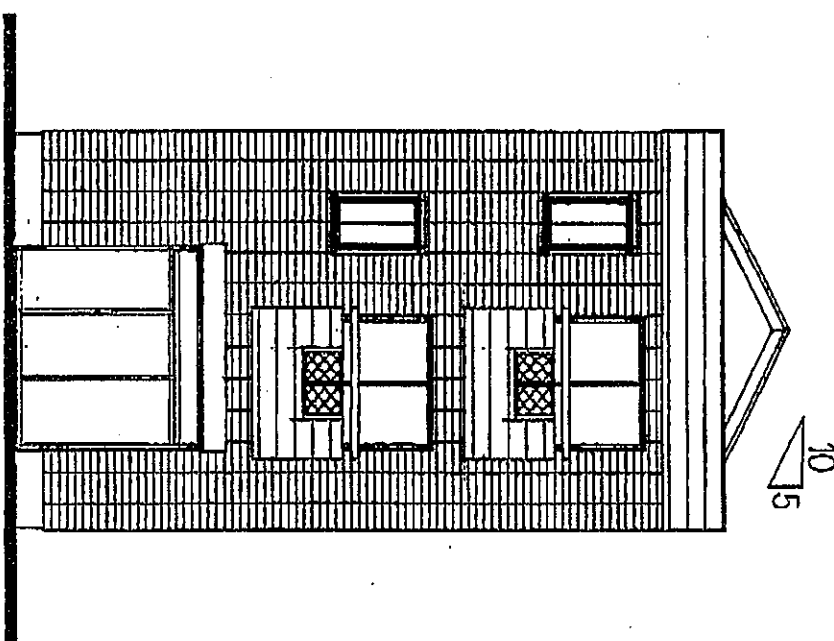
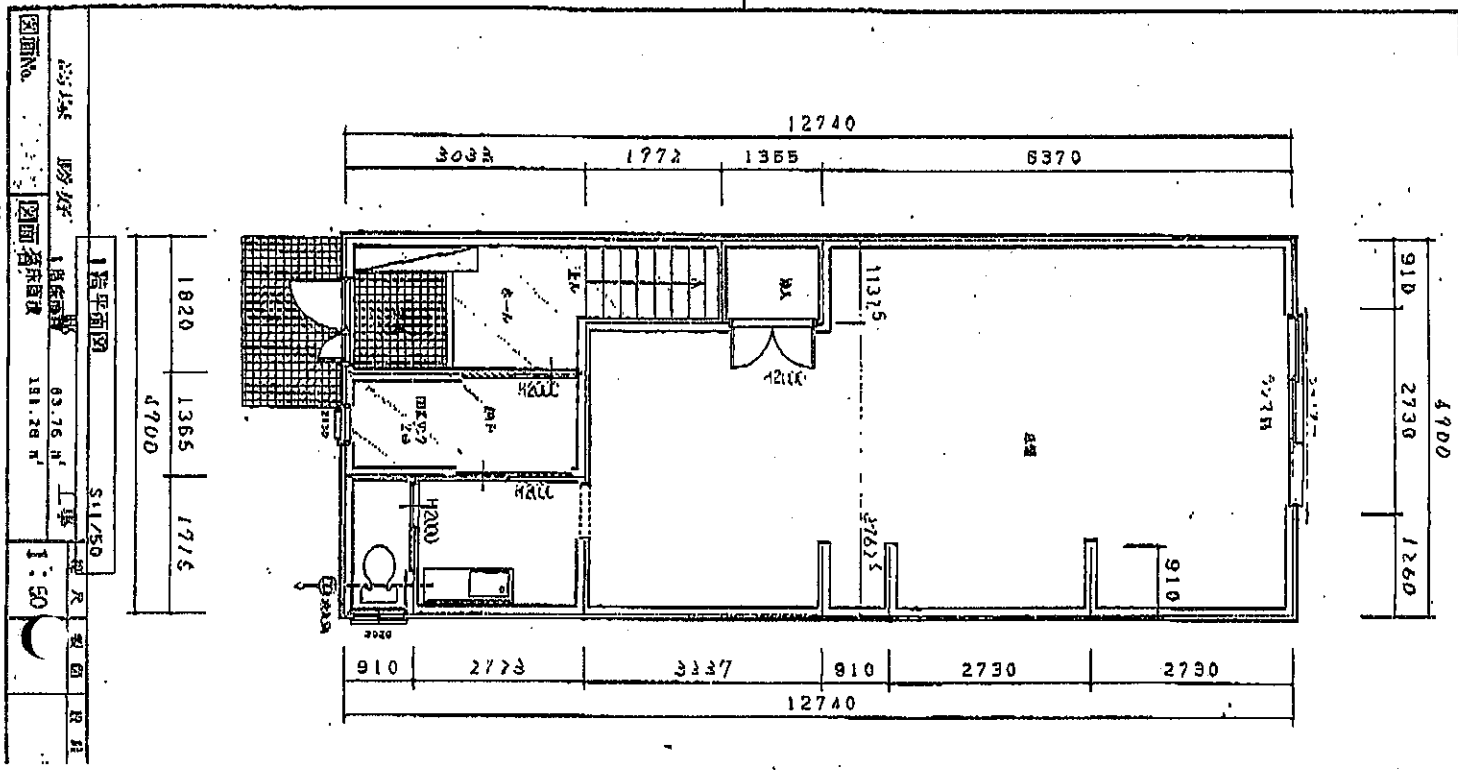
1. 本契約書に記載無き事項は民法及び慣習に従い、双方誠意を以て円満なる解決を図る。
2. 宅地建物取引業者への報酬は国土交通大臣が定めた額とし、本契約締結と同時に立会業者に支払う。

第25条 [管轄裁判所]

本契約に関して生じた訴訟その他の紛争については、賃貸借物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

※上記の契約を実証するため本契約書式通を作成し、甲乙各壹通を保持する。

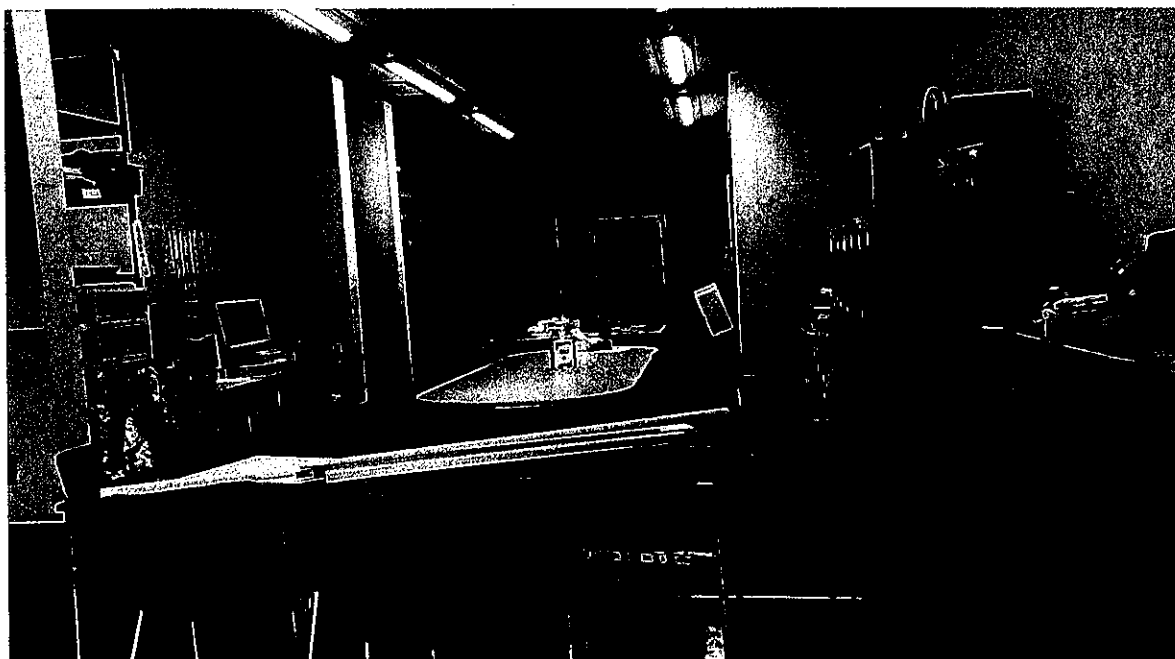
000029



南立面図 S:1/100

000030

丹沢卓久議員事務所



000031

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	11日	
支払年月日	7年	4月	11日	
金 額	25,850		-	円
内 容	事務所賃料 4月分 として			
支 払 先	アイワ不動産			
備 考	★高木 強 議員 事務所賃料 4月分 として 事務所賃料 : 57,200-5,500(駐車場) =51,700/2 所在地: 静岡市清水区庵原町156-1 グリーンハイツ清水B101号 ※契約書の写し等の書類 添付			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000032

No.4月-9

支払証明書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	5	8	5	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 7年 4月 11日

支払先住所 静岡市葵区常磐町1丁目8番地の6

支払先名称 アイワ不動産

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7年 4月 11日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000033

建物賃貸借契約書

グリーンハイツ清水B 101号室

高木 強 様

株式会社 アイワ不動産

建物賃貸借 重要事項説明書

高木 強 様

令和3年5月7日

下記記載の建物の賃貸借について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。

取引の形態	媒介 (仲介)	媒介 (仲介)
免許証番号	静岡県知事(5)第1 []	静岡県知事(8)第7274号 []
商号又は名称	株式会社アイワ []	駿河開発株式会社 []
主たる事務所	静岡市葵区常磐町1丁目 []	静岡市清水区辻1丁目12番2 []
代表者氏名	関根 和孝	大多和 義勝
電話番号	054 (253) 3911	TEL (054) 364-0018
宅地建物取引士	[]	[]
登録番号	[]	[]
業務に従事する事務所	静岡市清水区千歳町2番25号 清水支店 054(355)2400	静岡市清水区辻1丁目12番23号 駿河開発株式会社

1. 貸主の氏名・住所

2. 物件の表示

所在地	〒424-0114 静岡市清水区庵原町156-1	種類	アパート
名称	グリーンハイツ清水B	構造	軽量鉄骨造2階建
部屋番号	101号室	面積	54.08㎡
建築年月	1982年3月		

3. 登記簿に記載された事項

甲 区 欄		乙 区 欄	
登記簿名義	所有権に係る権利に関する事項	所有権以外の権利に関する事項	
氏名	[]		
住所	[]		
抵当権(根)が設定されている場合、当該抵当権(根)に基づく不動産競売がなされたときには、買受人は敷金を引継ぎません。また競売による所有権移転後は買受人に賃料相当額を支払った上で、6ヶ月以内に本物件から退去しなければならない可能性があります。また敷金は元の貸主に返還請求することになります。			

4. 管理の委託先

商号又は名称事務所所在地	株式会社アイワ不動産 賃貸管理課 静岡県静岡市葵区吉野町3番5号	TEL : 054-253-1717
--------------	-------------------------------------	--------------------

5. 建物賃貸借の内容

契約の種類	普通建物賃貸借契約
契約期間	2021年5月12日 ~ 2023年5月11日
契約更新に関する事項	本契約書第2条参照

6. 用途の制限に関する事項

借主は本物件を 事務所 以外の用途に使用してはならない。

7. 法令に基づく制限の概要

法令名	非該当
制限の内容	

8. 宅地造成等規制法に規定する造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法 外

9. 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法 外

10. 建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成のとき)

本物件は未完成物件に該当しません。

000035

11. 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果の記録の有無	無
----------------	---

<参考>建築物において、健康への悪影響が問題となる石綿(アスベスト)は耐火被覆等の機能材として露出吹付けされた石綿です。これは空気中に飛散する可能性が高いといわれています。通常、一般的な戸建住宅に露出吹付けの石綿が使用されることはありませんが、マンション等では、階段室・駐車場などの共用部分に使用されている可能性があります。一方、板状に成形された石綿は、これを切断・破壊しない限り、空気中への飛散の可能性は低いと言われております。

12. 耐震診断の内容(昭和56年5月31日以前に新築された建物のとき)

耐震診断の有無	昭和57年3月新築の為、該当しません。
---------	---------------------

13. 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに関する法律	未指定
-----------------	-----

14. 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地

水害ハザードマップの有無 (津波は避難マップの有無)	洪水	雨水出水(内水)	高潮(津波)
	有	有	無(有)
水害ハザードマップにおける建物の所在地	別紙の通り。なお、雨の降り方や土地利用の変化等により地図に示した浸水想定区域以外のところでも浸水することがありますのでご注意ください。また、水害ハザードマップは必要に応じて変更されます。水害ハザードマップの詳細は、対象不動産が所在する市区町村にお問い合わせ下さい。		

15. 設備・施設等

駐車場	有り /	駐車料	1台目込み、2台目5,500円
ガス	LPガス (給与ガスあんしんネット静岡) 054-365-7845	電気	中部電力 0120-921-691
水道	所上下水道サービス課 054-251-1132	排水	浄化槽
電話		トイレ	有(専用/水洗)
空調	(基) / 追加設置可	給湯設備	ガス給湯器
台所		照明器具	無
浴室	有	専用物置	有
エレベータ	なし	駐輪場	有
その他の設備		ポストダイヤル	無
その他の設備②			

16. 家賃等の支払方法

翌月分を 毎月26日までに保証会社による口座振替にてお支払いください。	
振込先	株式会社アイワ不動産家賃口座 (カブシキカイシャイワフドウサンチンコウサ)

17. 月額使用料

賃貸料	57,200円 (税込)	共益費	—	駐車料	2台目5,500円 (税込)
町費	別途請求				

敷金	家賃の2ヶ月分	104,000円
礼金	家賃の1ヶ月分	52,000円
当月分賃貸料	日割日数20日分	36,902円
当月分駐車料	日割日数20日分	3,547円
—		—
—		—
翌月分賃貸料		57,200円
翌月分駐車料		5,500円
—		—
—		—
—		—
—		—
鍵交換費用	内消費税1,500円	16,500円
賃貸保証委託料		50,160円
駐車場仲介手数料	内消費税500円	5,500円
—		000036
賃貸住宅総合保険	別途加入	—
仲介手数料	内消費税5,200円	57,200円
差引合計		388,509円

18. 契約の解除に関する事項

本契約書第10条及び第19条参照

19. 敷金保証金等の清算方法

本契約書第5条参照

20. 反社会的勢力の排除に関する事項

本契約書第23条参照

21. 建物状況調査の結果の概要（既存の建物のとき）

建物状況調査の実施の有無 有 別紙建物状況調査の結果参照 無

22. 供託所等に関する説明

宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号
所属地方本部の名称・所在地	公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会静岡本部 静岡市葵区鷹匠3丁目18番16号
弁済業務保証金の供託所・所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

23. その他 特に説明を必要とする事項（利用の制限等）

- 借主は仲介手数料として 57,200円（税込）を負担してください。
- 借主もしくは入居者は契約期間中、借家人賠償保険又は賃貸住宅総合保険に加入してください。
- 借主は解約時、契約期間の長短にかかわらず室内クリーニング費用を負担していただきます。但し、和室がある場合は量の表替えも同様とします。
- 退去連絡は必ず書面（直接提出、郵送、FAX等）にてお願いします。口頭での連絡はトラブル防止のため受けません。
- ペットの飼育は禁止です。
- 借主は駐車場仲介手数料として5,500円（税込）を負担してください。
- 契約期間中、借主はジェイリース株式会社と保証委託契約を締結するものとし、初回保証料（50,160円）、保証委託契約更新時における更新料（6,270円/年）及び収納代行手数料（300円[税別]/月）を負担するものとします。尚、保証委託契約内容については、別途ジェイリース株式会社と借主との間で締結する契約の定めによるものとします。また、ジェイリース株式会社が保証委託契約を継続することが困難となった場合には、貸主又は管理会社の指定する別の保証委託会社と、借主の費用負担にて新たに保証委託契約を締結するものとします。
- エアコン及び照明器具は借主にて維持管理するものとし、使用中に修理・交換が必要となった場合には貸主は修繕義務を負わず、廃棄する場合も借主の負担において行うものとします。
- 借主は、本契約締結時に鍵交換費用16,500円（税込み）を負担するものとします。尚、貸主は退去時に鍵交換費用を借主に請求しないものとします。

以上の重要事項につき宅地建物取引士より取引士証を提示され説明を受けこの説明書を受領しました。

令和 3年 5月 7日

住所 静岡県静岡市清水区吉原1562

000037

氏名

高 木 強




建物賃貸借契約書

(表題部)

貸主 (甲)		[REDACTED]				
借主 (乙)		高木 強				
(1) 物件の表示	所在地	〒424-0114 静岡市清水区庵原町156-1				
	名称	グリーンハイツ清水B				
	部屋番号	101号室	面積	54.08㎡		
	構造	軽量鉄骨造2階建				
(2) 物件の用途		事務所				
(3) 賃貸借契約の期間		2021年5月12日		～	2023年5月11日	
(4) 賃貸料等	賃貸料	月額	57,200円 (税込)	駐車料	月額	5,500円 (税込)
	_____	月額	_____	_____	月額	_____
	_____	月額	_____	_____	月額	_____
	敷金	104,000円		礼金	52,000円	
	仲介手数料	57,200円 (税込)		鍵交換費用	16,500円 (税込)	
	賃貸保証委託料	50,160円		駐車場仲介手数料	5,500円 (税込)	
(5) 賃貸料の支払期日		翌月分を 毎月26日までに保証会社による口座振替にてお支払いください。				
(6) 支払方法 振替		株式会社アイワ不動産家賃口座 (カブ*シキイシヤイト*ウキヤチソカ)				
賃貸料の振込先		株式会社アイワ不動産家賃口座 (カブ*シキイシヤイト*ウキヤチソカ)				
(7) 駐車車両	区画			車種		
	ナンバー			駐車備考		
(8) 入居者	氏名	高木 強		続柄	本人	
				通勤先・通学先	静岡市議会	
					[REDACTED]	
緊急連絡先		名前	[REDACTED]		TEL	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]			
(9) 連帯保証人の極度額		[REDACTED]		000038		

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）及び連帯保証人（以下「丙」という。）は、表題部の(1)物件の表示に記載された物件（以下「本物件」という。）について、次の通り賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結し、その証として契約書2通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名捺印のうえ、甲及び乙が各1通を保持するものとする。

令和3年5月7日

貸主（甲）	住 所	[REDACTED]		
	氏 名	[REDACTED]		
借主（乙）	住 所	424-0111 静岡県静岡市清水区吉原 [REDACTED]		
	氏 名	高 木 強		
連帯保証人（丙）	住 所	[REDACTED]		
	氏 名	[REDACTED]		
	勤 務 先	[REDACTED]	乙との続柄	[REDACTED]
立 会 業 者	静岡県知事（5）第11 [REDACTED] 6 静岡市葵区常磐町1 [REDACTED] 株式会社 アイワ不 [REDACTED] 代表取締役社長 関 [REDACTED]		静岡県知事（8）第7274号 [REDACTED] 静岡市清水区辻一丁目12番23 [REDACTED] 駿河開発株式会社 [REDACTED] 代表取締役 大多和義勝 [REDACTED]	

営業担当者 [REDACTED]

000039

第1条 (総則)

1. 甲は、表題部(1)に記載の本件住戸を本契約書記載の条件で乙に賃貸し、乙は賃借します。
2. 本件住戸の敷地、外灯、共用階段、ベランダ、屋上等について、乙は、甲の指示に従い他の住戸の居住者と協調し、共用するものとします。
3. 甲は、必要のあるときは、本件住戸に増改築、補修、工作物の設置等を行い、本件住戸のある敷地に工作物を設置し、造成等を加えることができるものとし、乙はこれに協力するものとします。
4. 乙は、本件住戸を、善良なる管理者の注意をもって使用し、本契約、管理規則等を遵守しなければなりません。
5. 乙は、表題部(2)に記載の物件の用途、定員に基づき表題部(8)に記載の入居者で使用するものとします。

第2条 (契約期間)

契約期間は、表題部(3)に記載の期間とします。但し、契約期間満了1ヶ月前までに甲乙異議がないときは、本契約は1年間更新され以降も同様とします。

第3条 (賃貸料)

1. 賃料は表題部(4)に記載の金額とします。
2. 本契約の最初の月が1ヶ月未満の場合、その月の賃料等は日割り(実日数)計算し、円未満の端数は切り捨てます。又、本契約の最後の月が1ヶ月未満の場合、解約日が15日以前のときは1ヶ月分の賃料等の2分の1、16日以降のときは1ヶ月分の賃料等とします。
3. 前項の賃料等について、乙は甲の定める表題部(5)に記載の期日までに表題部(6)記載の支払方法により納入しなければなりません。尚、賃料等の支払いに要する手数料は乙の負担とし、甲は領収書を発行しないものとします。
4. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すことが出来ない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲及び乙は、減額の程度・期間その他必要な事項について協議するものとします。

第4条 (賃料等の変更)

賃料等は租税、公課、又は経済事情の変動等により増減額する必要があるときは、契約期間中でも甲乙協議のうえ改定できるものとします。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し本契約の締結時に本契約上の債務を担保するため、表題部(4)敷金に記載の金額を預託するものとします。甲は、乙の賃料等その他本契約に基づく未払い債務が生じたときは、任意に敷金をもって乙の債務の弁済に充てることができます。
2. 賃料等の増額又は本契約に基づく未払い債務により敷金の額が不足した場合、乙はその不足額を遅滞なく預託するものとします。
3. 甲は本契約終了の際に、乙が賃料の未払い、その他本契約に基づく未払い債務があるときは、表題部(4)に記載の敷金からこれを差し引いた金額を、本件住戸の明渡しと引換えに乙に返還します。但し、乙が明渡しを完了した場合であっても乙の債務が確定していないときは確定するまで、第20条第1項の場合は甲が乙と連絡が取れるまで、甲は乙の敷金を保管することができるものとします。
4. 前項において敷金が債務を完済するのに不足する場合、乙はその不足額を直ちに甲に支払うものとします。
5. 甲は前各号の敷金の返済にあたっては利息をつけないものとします。
6. 乙は敷金の預託を理由として甲に賃料等の滞納及び本契約に基づく債務の弁済を拒否することはできません。
7. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡したり、担保の用に供することはできません。

第6条 (共益費)

1. 乙は共益費として次の各号に掲げる費用を毎月負担するものとします。
 - (1) 本件建物及びその敷地内で共用する電気、水道設備の使用に伴う諸費用。
 - (2) 本件建物及びその敷地内にある給水設備、排水設備、その他共用施設の維持又は運営のための諸費用。
 - (3) 本件建物の共用部分及びその敷地内にある外部施設等の清掃、消毒及び手入れの諸費用。
 - (4) 本件住戸の室外のゴミ処理費用。
 - (5) その他本件住戸がある賃貸住宅全体の居住者の共通の利益を図るために甲が認めたものに要する費用。
2. 前項の共益費は甲が定めるものとし、甲は物価の変動、付属施設、関連する施設及び本件住戸の敷地の改良等を理由として、甲乙協議の上、共益費の変更ができるものとします。

第7条 (諸料金等)

乙又は入居者は本件住戸内で使用した電気、ガス、水道の諸料金、町内会費その他乙の生活から生じる一切の諸料金を所定の支払い先に支払わなければなりません。

第8条 (遅延損害金)

乙は乙の責めに帰すべき理由によって賃料等及び敷金の支払いを遅延したときはその支払い延滞額について、遅延損害期間の日数に応じ日歩4銭(年14.6%)の割合で算出した遅延損害金を遅滞なく甲に支払うものとします。

000040

第9条(立ち入り点検)

1. 甲又は甲の指定した者は本件住戸の保全、修理、清掃、防犯、防火その他建物管理上必要あるときには、予め乙の承諾を得て、本件住戸に立ち入り、点検し、作業をすることができ、乙はこの立ち入り点検等に協力しなければなりません。なお火災、防災等緊急の場合は乙の承諾を省略することができます。
2. 甲又は甲の指定した者は、本契約終了後に入居を予定している人がいる場合、その下見のためにあらかじめ乙の承諾を得て本件住戸に立ち入ることができます。

第10条(契約期間中の解約)

1. 本契約期間中に、甲又は乙の都合により本契約を解約するときは、甲は6ヶ月前迄に、乙は1ヶ月前迄に書面にて相手方に予告し、その期間が経過したときに本契約は終了したものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は1ヶ月分の賃料等相当額を支払うことにより、直ちに本契約を解除することができます。
3. 前各項の本契約の解約に際して、甲又は本物件管理会社より要求のあった場合、乙は第7条の諸料金の領収書またはその支払済を証明する書面を提出しなければなりません。

第11条(乙の修理義務)

1. 乙が本物件を引き渡すときは、契約時の原状に復するものとし、その補修費の実費を支払うものとします。
2. 明渡しに際し清掃・ゴミが未処理のときはその処理に要する費用は、乙の負担とします。
3. 前項及び前々項の金額は乙の支払いに替え、甲は敷金から差し引くことができます。
4. 前項において、敷金が補修費及びその他の費用を完済するのに不足する場合、乙はその不足額を直ちに甲に支払うものとします。

第12条(損害賠償義務)

乙又は入居者は、その責に帰すべき理由により、本件住戸もしくは他の居住する住戸または建物を汚損し、または滅失したとき、又は甲に無断で本件住戸の原状を変更したときは、これによって甲及び乙以外の居住者が被った損害の一切を弁償しなければなりません。

第13条(甲の承諾を要する事項)

乙は、次の各号に掲げる行為をする場合、書面によって、あらかじめ甲の承諾を得なければなりません。

- (1) 本件住戸の全部または一部を表題部(2)に記載の用途以外に使用する場合。
- (2) 婚姻、扶養等による入居者の数の増加または乙が乙の親族、使用人をして使用させている場合のその入居者を変更する場合。
- (3) 第15条第2項、第3項で定める工事等を行う場合。

第14条(甲への通知義務)

乙又は丙若しくは乙、丙の関係者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に通知するものとします。

- (1) 乙または表題部(8)に記載の入居者が本契約期間内に1ヶ月以上にわたり本件住戸を不在にする場合。
- (2) 表題部(8)に記載の入居者の氏名の変更及び人数の変更がある場合。
- (3) 乙若しくは丙の勤務先、通学先、職業等または丙の住所、氏名に変更がある場合。
- (4) 乙又は丙が死亡した場合。
- (5) 乙又は丙が成年被後見人、被保佐人の申し立てを受けたとき。乙または丙に破産、民事再生、会社更生、清算の申し立てがあったとき。
- (6) 本件住戸に修理、取替を必要とする箇所を発見した場合、又は汚損、破損もしくは滅失した場合。
- (7) 玄関の鍵を紛失した場合。

第15条(乙の禁止事項)

1. 乙は本件住戸の全部もしくは一部を転貸し、本件住戸の賃借権を譲渡してはなりません。又、本件住戸を第三者に占有させてはなりません。
2. 乙は、本件住戸及び建物についての模様替え、増改築、設備その他の工事をしてはなりません。但し、乙の申しを甲が認めた場合はこの限りではありません。
3. 乙は本件住戸のある敷地内で工作物の築造や敷地の原状を変更してはなりません。但し、乙の申し出を甲が認めた場合はこの限りではありません。
4. 前項及び前々項の乙の申し出は書面によるものとします。
5. 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
6. 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、他の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
7. 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

000041

第16条(駐車場の使用)

乙が表題部(7)に記載の車輛を保管する場合は、甲が指定する場所を利用することとします。尚、車輛を変更する場合は甲の承諾を得るものとします。

第17条(事故等)

1. 乙が本件住戸で故意または過失により漏水事故を発生させた場合、その被害者に対する補償及び補修費は乙又は入居者が負担するものとします。
2. 駐輪場・駐車場及び本件住戸にある敷地内に駐輪・駐車している乙又はその同居者若しくは関係者の自転車・自動車等に盗難、破損等の事故が生じて、甲は一切その責任を負いません。

第18条(免責)

地震、火災、風水害等の災害及び盗難や電気、ガス、上下水道の設備の故障による損害など、不可抗力と認められる場合、甲乙は相互にその責を負いません。

第19条(甲の契約解除権等)

1. 甲は、乙に次の各号の一に該当する行為があったときは、本契約を解除し、または本契約の更新を拒絶することができますものとします。
 - (1) 賃料等の支払いを滞納して、その額が1ヶ月分に達したとき。
 - (2) 乙が成年被後見人、被保佐人の申し立てを受けたとき。
 - (3) 乙に破産、民事再生、会社更生、清算の申し立てがあったとき。
 - (4) 甲の承諾を得ないで第13条の各号に掲げる行為をしたとき。
 - (5) 第14条に定める通知を怠ったとき。
 - (6) 乙又は表題部に記載の入居者が、反社会的と認められる団体(暴力団、過激な政治活動集団等)に関係していると甲が認めたとき、又は建物内外において一見暴走族風と認められるような、付近住民に不安を抱かせるような行為をしたと甲が認めたとき。
 - (7) 本件住戸及び本件住戸のある建物、附属施設及び敷地を故意又は重大な過失により汚損し、破損し、または滅失したとき。
 - (8) 第1条第4項に違反し、甲の再三の注意に誠実に対応しなかったとき。
 - (9) 本契約にあたり虚偽の事項を記載したとき。
 - (10) 共同生活の秩序を乱す行為があったとき。
 - (11) その他本契約に違反したとき。
2. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第23条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
3. 甲は、乙が第15条第5項から第7項に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができるものとします。

第20条(契約の終了原因)

1. 甲は本契約期間内に、乙が本件住戸を甲に無断で1ヶ月以上にわたって留守にし、しかもその間甲に何ら通知をしなかった場合には、留守期間の1ヶ月をもって本契約は終了したものと見做すことができるものとします。
2. 前項の場合、甲は、乙が不在であっても本件住戸内に立入り、乙が残した物件を乙の費用で任意に処分又は第三者2人以上立会いのもとに他所に移転保管して本件住戸を明けることができ、乙はこれに対して異議を申し立てないものとします。
3. 地震、火災、風水害その他原因の如何を問わず本件住戸の滅失または損壊により居住不能になった場合は、そのときをもって本契約は終了したものとします。

第21条(明け渡し等)

1. 乙は第10条、第19条の規定によって本契約を解除されたとき、または直ちに期間満了によって終了する場合(第10条の予告期間満了の場合を含む)は、本契約終了の日までに本件住戸を甲に明け渡します。
2. 前項または第20条第1項による明け渡しに際し、乙は本件住戸に附加した設備造作等を除去し、本契約当初の原状に回復しなければなりません。
3. 乙が前項の原状回復を実施しないときは、甲が依頼した者が査定した原状回復に要する工事費を乙は負担しなければなりません。
4. 乙は第1項、第2項の明け渡しに際し甲又は本物件管理会社より要求のあった場合、第7条の諸料金の領収書とその支払済を証明できる書面を提示しなければなりません。
5. 乙は本契約の満了または第10条、第19条、第20条第1項によって本件住戸を明け渡すときは、甲に対し如何なる名目の金銭も請求することができません。
6. 本契約が第20条の第3項により終了した場合の明け渡しについては、そのときの状況にあわせて適宜行うも

000042

第22条(不法居住による使用損害金等)

乙が本契約の規定により本件住戸を明け渡す義務が生じたにもかかわらず明け渡しを実行しない場合、乙は明け渡しをしなければならない日の翌日から起算して明け渡しを実行した日まで(以下「不法居住期間」という)の賃料等相当額の2倍の使用損害金ならびに乙の不法居住により甲が別途支払う損害金等が生じた場合はその金額と同額の賠償金を甲に支払わなければなりません。

第23条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、次の事項を確約する。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
2. 自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
4. 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - (1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第24条(連帯保証人)

1. 丙及び丁は乙と連帯して、乙が本契約に基づいて負担する一切の債務を履行する責を負うものとします。連帯保証人は原則として市内に居住する者で甲並びに管理者が適当と認める者であることを必要とします。尚、連帯保証人は、印鑑証明書一通を甲に提出するものとします。
2. 前項の丙又は丁が個人である場合の負担は、表題部(9)に記載する極度額を限度とする。丙又は丁が法人である場合はこの限りではありません。
3. 丙及び丁が負担する債務の元本は、乙が死亡したときに、確定するものとします。丙又は丁が法人である場合はこの限りではありません。
4. 丙又は丁が甲に対し、身分証明書を提示して、賃料及び管理費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全て債務の額等に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べられません。
5. 丙及び丁が死亡その他の事由により欠けたとき、丙が成年被後見人、被保佐人の申し立てを受けたとき、または丙及び丁に破産、民事再生、会社更生、整理、清算の申し立てがあったときは、乙は直ちに甲が承諾する新たな連帯保証人に変更しなければなりません。
6. 乙が契約期間満了及び第10条、第19条、第20条による本件住戸の明け渡しに際し、本件住戸内にある乙の物件を引き取らない場合、甲は丙及び丁にその引き取りを求めることができるものとします。

第25条(管轄合意)

本契約について紛争が生じた場合は本件住戸の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに乙は合意します。

第26条(その他)

1. 乙が乙の親族または使用人に本件住戸を使用させている場合、乙はその親族または使用人等に対し本契約、管理規則等を遵守させなければなりません。
2. 本契約及び管理規則等に取り決めのない事項が生じたとき、当事者は信義誠実の原則に則り互いに協議して円満に解決するものとします。

第27条(特約事項)

1. 乙は仲介手数料として 57,200円(税込)を負担してください。
2. 乙もしくは入居者は契約期間中、借家人賠償保険又は賃貸住宅総合保険に加入してください。
3. 乙は解約時、契約期間の長短にかかわらず室内クリーニング費用を負担していただきます。尚、和室がある場合は畳の表替えも同様とします。
4. 退去連絡は必ず書面(直接提出、郵送、FAX等)にてお願いします。口頭での連絡はトラブル防止のため受けません。
5. ペットの飼育は禁止です。
6. 乙は駐車場仲介手数料として5,500円(税込)を負担してください。
7. 契約期間中、乙はジェイリース株式会社と保証委託契約を締結するものとし、初回保証料(50,160円)、保証委託契約更新時における更新料(6,270円/年)及び収納代行手数料(300円[税別]/月)を負担するものとします。尚、保証委託契約内容については、別途ジェイリース株式会社と乙との間で締結する契約の定めによるものとします。また、ジェイリース株式会社が保証委託契約を継続することが困難となった場合には、甲又は管理会社の指定する別の保証委託会社と、乙の費用負担にて新たに保証委託契約を締結するものとします。
8. エアコン及び照明器具は乙にて維持管理するものとし、使用中に修理・交換が必要となった場合には甲は修繕義務を負わず、廃棄する場合も乙の負担において行うものとします。
9. 乙は、本契約締結時に鍵交換費用16,500円(税込み)を負担するものとします。尚、甲は退去時に鍵交換費用を乙に請求しないものとします。

000043

管 理 規 則

入居者は、本件住戸の使用にあたり、「建物の保全」及び「全入居者の快適な居住環境」を維持する為、この管理規則を充分に了承の上、次の各事項を遵守しなければなりません。

1. 禁止事項

- (1) 用途を変更したり、定員以上の人数で使用してはなりません。
- (2) 小鳥及び鑑賞用の魚類を除く他の動物を飼育してはなりません。
- (3) 廊下、階段、通路などの共用部分にゴミ、ガラス、ビン、出前の器、その他の私物を放置してはなりません。
- (4) 他の入居者及び近隣に迷惑を掛けるような雑音又は高音を発してはなりません。
- (5) 発火、引火、発煙の恐れのある危険物、不潔又は悪臭を発する物を保管してはなりません。
- (6) 自転車及びバイクは指定の場所以外に置いてはなりません。
- (7) 廊下などの共用部分に落書きや傷をつける行為をしてはなりません。
- (8) 町内で定める日時、場所以外にゴミを廃棄してはなりません。
- (9) 流し、浴室などの配水管に「茶殻、残飯、野菜屑、たばこ、毛髪」等を流してはなりません。

2. 注意事項

- (1) トイレでは必ずトイレットペーパーをご使用下さい。
- (2) 床に水を溢さないで下さい。「一般階のコンクリート床は防水仕上げでない為、階下に漏水する恐れがあります。」
- (3) 壁に結露が生じる事がありますので、快晴の日は窓を開放するなど乾燥にご注意下さい。
- (4) 鍵を大切にして下さい。
鍵は皆様に差し上げたものではなく、住戸と共にお貸したもので、皆様の生活財産を守る大切なものですから保管には十分ご注意ください。
- (5) 「音」がよく問題になります。深夜のドアの開閉、テレビ、ステレオの音量なども十分ご注意ください。
 - ① 音の出るものを壁にぴったりつけると衝撃音は大きくなります。テレビ、ステレオは壁からなるべく離してください。
 - ② 階下の居住者が気にするのが食堂の椅子の音です。椅子の脚にゴムカバーを履かせるか敷物を敷くとかなり違います。
 - ③ 深夜のドアの開閉、廊下、階段の歩行は静かにお願いします。
 - ④ 深夜の「夜10時以降」の洗濯はご遠慮下さい。
 - ⑤ 入浴時間の制限はありませんが、深夜の排水は極力ご遠慮下さい。

3. その他

- (1) 建物の管理のための調査にご協力をお願いいたします。
- (2) 要求に応じ、入居者の住民票を提示して下さい。
- (3) 緊急連絡先を変更した時は直ちに書面で通知して下さい。
- (4) 表札、ポストの名札は引き渡し以降直ちに表示して下さい。
- (5) 入居後、町内会の班長に指名された時は協力して下さい。


念 書

私は契約書及び管理規則をよく理解し、内容を納得した上賃借しましたので、次の事項を守ります。

1. 私は契約書及び管理規則を守り近隣の方々や貸主に迷惑を掛けることは致しません。万一守れない時は直ちに物件を明渡します。又、管理者がロックアウトしても異義がありません。
2. 私は賃料等の遅延は一切致しません。万一守れない場合直ちに物件を明渡します。又管理者がロックアウトしても異義申しません。
3. 私は、市清掃局及び町内会の定めるゴミ、危険物の処理方法をよく守り、近隣並びに建物の美観の維持に努めます。
4. 私の提出した書類および申込書記載の内容には、偽りはありません。
5. 私は、本物件を転貸したり第三者に占有させたり致しません。万一守れないときは直ちに物件を明渡します。又、管理者がロックアウトしても異義がありません。

令和3年5月7日

氏名

高 木 強 

000044

管理受託契約の成立に係る通知書

高木 強 様

2021年05月12日

株式会社アイワ
〒422-0046
静岡県葵区吉野
TEL 054-253-1717
FAX 054-253-2151

下記1記載の物件に係る管理業務については、下記2記載の当社が本物件の賃貸借契約における賃貸人との間の管理受託契約の成立に基づき、下記3記載の管理業務を行いますので、本物件の賃借人である貴殿に対し、賃貸住宅管理業務処理準則(国土交通省告示第999号)第7条に基づき通知します。

記

① 物件の表示(準7-1(6-2))

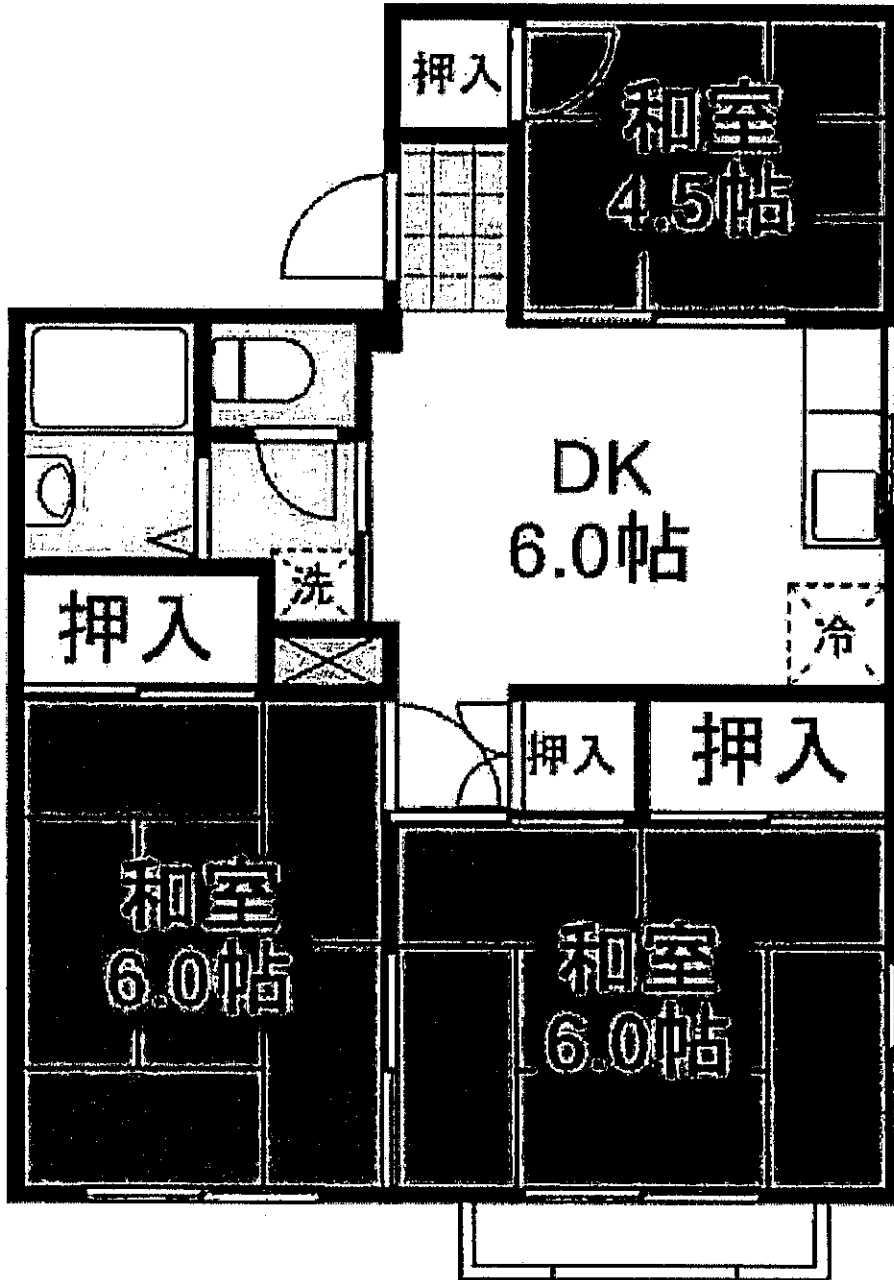
所在地	〒424-0114 静岡県静岡市清水区庵原町156-1		
建物の名称等	グリーンハイツ清水B	部屋番号	101

② 本物件の管理業務を行う管理者(準7-1(6-1))

商号(名称)	株式会社アイワ不動産		
事務所所在地	静岡県静岡市葵区吉野町3番5号		
電話番号 FAX番号	TEL 054-253-1717 FAX 054-253-2151		
登録番号	国土交通大臣(2)第161号	登録年月日	2016年12月16日

③ 管理事務

内 容	実 施 方 法
家賃の受領に係る事務	毎月27日までに下記記載の口座に口座振替にて受領します。
家賃等の振込先	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 株式会社アイワ不動産家賃口座 (カブシキカイシャアイワフドワンシャコウサ)
更新に係る事務	自動更新
契約終了時に係る事務	退去時の債務の精算業務を行います。債務の額についてはその算定基礎を記載して書面を交付します。
財産分別管理の状況	当社は以下の方法(□にチェックのある方法)により、当社財産と貴殿から受領した家賃・敷金等につき分別管理をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 家賃等収納口座から毎月指定日に当社より貸主指定口座に家賃を送金しております。 <input type="checkbox"/> 毎月の賃料は直接貸主指定口座にお振り込み頂いております。 000045



000046



000047



000048

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責 任 者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	11日	
支払年月日	7年	4月	11日	
金 額	3,136		.-	円
内 容	事務所 通信費 4分 として			
支 払 先	NTTファイナンス			
備 考	★高木 強 議員 事務所 ¥6,273 ×1/2 ¥3,136			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No.4月 - 10

支払証明書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	3	1	3	6

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所 通信費 4分 として
(月額通信料の1/2)

支払年月日 7年 4月 11日
支払先住所 東京都港区港南1丁目2番70号
支払先名称 NTTファイナンス

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7年 4月 11日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木和彦

000050

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇基本使用料等(計)	5,700	5,200	ご利用期間(3/1~3/31) 戸建・タイプA/西2 (参考)@nifty利用	合 算
◇その他ご利用料金等(計)	3	0	ドコモ光電話基本使用料	合 算
◇消費税等相当額(計)	570	570	ユニバーサルサービス料/基本 電話リレーサービス料/基本	合 算
◇合計	6,273	6,273	消費税等相当額(合計) 合計	合 算
			光電話番号: 054-340-9201 1番号あたり2円のご請求となります 1番号あたり1円のご請求となります 合算表示の料金合計×10%	
			<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、3月末で	

000051

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 ② 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費			
実施年月日	7年 4月 11日			
支払年月日	7年 4月 11日			
金 額	237,600 - 円			
内 容	内外情勢調査会 令和7年度年会費 として			
支 払 先	内外情勢調査会			
備 考				
	出納簿 確認欄			✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

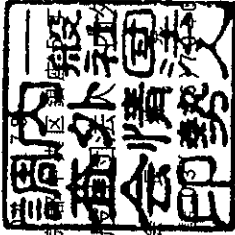
現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000052

請求日

請求番号 4186146

〒111-0001 東京都台東区 15番8号



請求金額 237,600円
(消費税等 21,600円を含む)

請求期間 令和7年4月1日~令和8年3月31日
(支払期日 令和7年4月30日)

登録番号: T1010005018622

種類	数量	月額	月数	請求金額
会費	10%	18,000	12	216,000
		【対象金額】		216,000
		【消費税等】		21,600

配信先 (敬称略)

請求書

自民党 静岡市議団 様

この件についてのお問合せは、静岡総局 までお願い致します。(TEL:054-252-1823)

000053

〒420-0853
静岡県
静岡市葵区追手町5-1
自民党市議団控室

№ 4 - 11

自民党 静岡市議団

様

お客様番号

領収証

自民党 静岡市議団

様

領収金額 237,600円
(消費税等 21,600円を含む)

領収日 令和7年4月11日
領収番号 4186146

期間 令和7年4月1日~令和8年3月31日

▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)

当会は一般法人（非営利型）につき、収入印紙は貼り付けいたしません。

種類	配信先（敬称略）	数量	月額	月数	領収金額
会費			18,000	12	216,000
		10%	【対象金額】 【消費税等】		216,000 21,600

上記の通り領収いたしました。

000054

〒1
東京
一
全
電

調内一
査外般
会社
印勢団

区銀座5丁目15番8号

報 告 書

令和8年3月27日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 寺澤 潤

下記のとおり、会費負担を伴う政務活動についてご報告します。

1	支出先	内外情勢調査会
2	支出内容及び金額	237,600 円 (振込手数料込み)
3	開催日・支払日	添付資料参照
4	目的	添付資料参照
5	内容	添付資料参照
6	成果・市政への反映等	<p>各界における全国トップクラスの講師を招き、地元経済界の方々と最新の政治経済動向の話を学びに、時には隣の静岡支部例会へ出席しながら、自身の政策立案や議員力向上の場として活用している。</p> <p>4月の鈴木康友の講演では、鈴木県政の最重要課題や県政の動きを話され、また本市との連携を強化され、前知事時代とは比較にならないほど、実務レベルの県市連携は進んでいると確信した。更に5月例会では地域協創モデル、10月例会では教育の在り方の講話では先進事例を学び、市政や議会質問へ大きな参考となった。</p> <p>今年1月例会の元陸上幕僚長岩田氏の講話では、台湾有事が現実的に迫っている詳細な中国国防の内情を知る事ができた。アメリカのイラン侵攻で世界情勢は不透明となっており、台湾有事も現実的になれば、日本全体にも影響が出てくる。本市としても、地域外交の展開を積極的に行う必要があると感じた。</p> <p>なお、12月全国懇談会での高市早苗総理の講話を動画で視聴し、国民の生活安全保障を守るべく、責任ある積極財政の重要性を離され、高市総理が目指す新たな国家観を理解した。</p> <p>世界情勢の混沌の中、市政は市民の生活を下支え出来るように、我々議員は寄り添う姿勢で市民へ温かい市政を展開する必要がある。</p> <p>それを実現するためには、この様な勉強会に出席しながら、市政へ提言や質問する材料を積極的に聴取して行きたい。</p>

000055

内外情勢調査会清水支部2025年度 全国・支部例会開催状況一覧

2026年	
3月	支部 「次の震災について本当のことを話してみよう。」 福和 伸夫（名古屋大学名誉教授）
2月	全国 「世界経済の死角、日本経済の死角」 河野 龍太郎（BNPパリバ証券チーフエコノミスト）
	支部 「生成AIの衝撃！～人工知能時代をどう生きるか～」 室山 哲也（元NHK解説主幹／日本科学技術ジャーナリスト会議会長）
1月	全国 「2026春季生活闘争の取り組みについて」 芳野 友子（日本労働組合総連合会会長）
	支部 「台湾・日本有事に備え、戦争を抑止する」 岩田 清文（元陸上幕僚長）

2025年	
12月	全国 2025年を振り返り、2026年を展望する 高市 早苗氏（内閣総理大臣）
11月	全国 「決断力を磨く」 羽生 善治（永世7冠）
	支部 「第2期トランプ政権の通商政策を読む～日本企業への影響～」 菅原 淳一（株）オウルズコンサルティンググループシニアフェロー）
10月	全国 「21世紀における日米同盟の構築」 ジョージ・グラス（駐日米国大使）×富田 浩司（前駐米大使）×渡部 恒雄（笹川平和財団上席フェロー）
	支部 「新時代に求められる人材育成～主体性と当事者性～」 工藤 勇一（学校法人堀井学園 / 横浜創英中学・高等学校 前理事・校長）
9月	全国 「国民民主党の進路」 玉木 雄一郎（国民民主党代表）
	支部 「混迷の時代を生きる言葉術～アナウンサー人生が教えてくれたこと～」 三宅 民夫（元NHKアナウンサー／立命館大学衣笠総合研究機構客員研究員）
7月	全国 「ときめきの時」 宮田 亮平（日展理事長／前文化庁長官）
	支部 「漁業からみた日本の安全保障問題－国境紛争と外国人依存－」 佐々木貴文氏（北海道大学大学院水産科学研究院准教授）
6月	全国 「最近の金融経済情勢と金融政策運営」 植田 和男（日本銀行総裁）
	全国 「全国知事会の取組」 村井 嘉浩（全国知事会会長／宮城県知事）
	支部 「今後の政治情勢」 島田 敏男（政治ジャーナリスト）
5月	支部 「協創による鯖江モデル～地域の担い手育成」 竹部 美樹（NPO法人エル・コミュニティ代表）
4月	全国 「森保ジャパンの挑戦～頂点を目指して～」 森保 一（サッカー日本代表監督）
	支部 「『幸福度日本一の静岡』を目指して」 鈴木 康友（静岡県知事）（※静岡支部合同）

000056

支出伝票

	代表者	✓	経理責任者	✓
科目	1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年 4月 11日			
支払年月日	7年 4月 11日			
金額	20,250 - 円			
内容	事務所賃料 4月分 として			
支払先	三三三静岡			
備考	★島直也 議員 $¥81,000 \times 1/2$ (転貸借折半) $\times 1/2$ (按分) = ¥20,250 ※事務所を転貸借しているため、賃料を折半し、更に1/2に按分しています。 所在地: 静岡市駿河区用宗5丁目1-1-2 ※契約書の写し等書類添付			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000057

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	0	2	5	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| 6 年 | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4 月分 として
(月額賃料の1/2)

事務所① 支払年月日 7 年 4 月 11日

支払先住所 静岡市駿河区稲川2-1-32コハラサウスビル1F

支払先名称 ミニミニ静岡

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7 年 4 月 11日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木和彦

000058

店舗・テナント用

賃貸借契約書

物件名称 シヤトン ミニヨン A

1 階 101 号室

島 直也 様

**minimini**

000059

店舗・テナント

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	シャトン ミニオン A (1 階 A101 号室) (駐車場No.)			
所在地	静岡県静岡市駿河区用宗5丁目1-1-2			
構造	木造	造	地下	階 地上 2 階建
面積	階	m ²	坪	
	階	m ²	坪	
	階	m ²	坪	
合計	50.87	m ²	坪	

(2) 賃料等その他

家賃	79,000 円	敷金	158,000 円
共益費	2,000 円	礼金	79,000 円
駐車場料	4,000 円		
月額賃貸料			
合計額	85,000 円	償却	実費

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	名義人 附ミニミニ静岡
振込口座	

(注) 振込手数料はこの負担とする。

(4) 契約期間 平成 28年 08月 06日 より 平成 31年 08月 05日 までの 3 ケ年間

(5) 使用目的 事務所 使用 ※契約期間満了後は自動更新です

(6) 管理会社

住所	静岡県静岡市駿河区福川2丁目1-32 コハテサクスビル1F
氏名	株式会社ミニミニ静岡 静岡店 TEL. 054-282-1050

(7) 特約事項

000060

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本条2項を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。
 ◎お部屋探しにおいいて、お部屋頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を行う為、ご利用させて頂いたままです。
 ◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービス紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日		平成 28 年 8 月 1 日
(甲) 賃借人 (記名押印)	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
(乙) 賃借人 (自書押印)	現住所	〒421-0123 静岡市駿河区 [Redacted]
	フリガナ 氏名	ニミ ミニ 直也
(丙) 連帯保証人 (自書押印)	現住所	[Redacted]
	フリガナ 氏名	ニミ ミニ 直也
(丙) 連帯保証人 (自書押印)	勤務先 名称/住所	[Redacted]
	現住所	[Redacted]
(丙) 連帯保証人 (自書押印)	フリガナ 氏名	大正 昭和平成
	勤務先 名称/住所	[Redacted]

媒介業者	静岡中央区八重洲1丁目9番13号
免許番号	国土交通大臣(3)第6527号
本社	静岡県静岡市駿河区福川2丁目10-7
代表取締役	入木 勝利
支店	静岡市駿河区福川2丁目10-7
TEL	054-646-3232
FAX	054- [Redacted]
宅地建物取引士	[Redacted]

建物転貸借契約書

転貸人：島直也（以下「甲」と称す）と、転借人：[REDACTED]（以下「乙」と称す）との間に、次の通り、転貸借契約を締結する。

第1条（転貸借物件の表示）

甲は下記表示の転貸借物件を乙に転貸し、乙はこれを転借する。なお、甲は本契約に基づき本件物件を乙に転貸する正当な権限を有することを保証する。

① 店舗・駐車場

物件所在地	静岡県静岡市駿河区用宗五丁目1-1-2 シャトン ミニョン A101号室
敷地面積	50.87 m ² （内専有 8.5 m ² の転貸借）
構造	木造2階建て（内1階部分）
建築面積	1階 50.87 m ²
駐車場	4カ所（共用とする）

第2条（使用目的）

乙は第1条①の本物件を乙の経営する居宅介護支援事業所の店舗及び駐車場として使用しこれ以外の用途に使用することはできない。

第3条（契約期間）

転貸借の期間は令和2年9月1日から令和4年8月31日までの2年間とする。（原貸借人と転貸人との契約期間は最低でも転借人の契約期間満了までとする）

2. 期間満了の6ヵ月前までに、甲または乙から相手方に対して何らの書面による意思表示のない限り、本契約は同一条件で更に2年間更新されるものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

第4条（賃料）

賃料の月額金は金50,000円（税込）とする。

（内訳は事務所賃料40,500円、諸経費金9,500円とする。）

2. 乙は毎月末日までに翌月分を転貸人の指定した金融機関の口座に振り込み支払う。尚、振込み手数料は乙の負担とする。

3. 1ヶ月に満たない賃料は当該月の暦日数によって日割り計算とする。

4. 賃料は、公租公課の急激な変動及び諸物価の上昇・下降、周辺土地価格の急激な変動、増改築等があり、その改定が必要と認められるとき、甲及び乙は相互にその改定につき申し入れができる。その際に、甲及び乙は誠意をもって協議するものとする。

000061

第5条（使用上の注意義務）

乙は本物件の引き渡し日より、善良なる管理者の注意をもって本物件を使用管理する義務を負うものとする。

第6条（立入点検）

本物件の保存その他転貸人としての管理上必要がある場合、甲及び甲の使用人若しくは甲の指定した者は、事前に乙に通知の上、本物件内に立入点検し適宜の措置を講ずることができる。

第7条（禁止事項）

乙は、本物件内において、次の各号の行為をしてはならない。

本契約に基づく権利の全部若しくは一部又は本物件内の資産を第三者に譲渡すること、又は担保の用に供すること。

2. 本物件に発火・爆発の恐れのある物、その他危険物・不潔物若しくは本物件を損傷する恐れのあるものを搬入すること、又は本物件の床積載荷重若しくは電気容量を超える方法により本物件を使用すること。

3. 本物件に損害を及ぼす行為。

4. 本物件の営業の全部又は一部を正当の理由なく休業すること。

5. その他近隣に迷惑を及ぼす行為。

第8条（原状変更）

乙が本物件の本体所有者の資産に影響を与える改装・模様替え・設備の付加変更・撤去等をおこなおうとする場合、乙は甲に対し事前に仕様書・設計図書を提出し甲の承諾を得た上で乙の負担と責任により実施しなければならない。

2. 前項以外の乙がおこなう乙の資産に関わる原状変更についても乙は甲に書面で通知しなければならない場合がある。

第9条（費用・負担の帰属）

本物件に関する電話等の使用料金、町会費等の個別部分の費用は個別分として乙が負担する。電気代・水道料金は諸経費に含むものとする。

第10条（修繕、取替えの費用負担）

本物件の修繕及び取替えの費用負担は外壁・躯体等建物の基本的部分も含め乙の負担とする（「隠れた瑕疵」及び躯体の経年劣化についてはこの限りではない）。また、乙の営業上、必要な修繕・取替えも乙の負担とする。

000062

第11条（損害賠償）

乙または乙の使用人の責に帰すべき事由により、本物件・建築設備等について通常の使用によって生じる滅失等の範囲を超えて滅失毀損させたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

第12条（建物管理）

本物件および駐車場の管理は乙の責任においておこなう。

2. 甲は駐車場・駐輪場において事故（人身、自損、接触、盗難等）が生じても、その賠償の責を負わない。

第13条（地域対策）

本物件使用または管理について、地域住民・顧客・諸団体から環境・騒音・交通等に関する苦情・要望等がある場合は、乙が乙の費用と責任で対策を講じて解決するものとする。なお、この場合、甲は誠意をもって乙に協力する。

第14条（損害保険加入）

乙は、本物件内の造作・什器・設備・商品ならび甲および第三者に対する賠償責任に対し、損害保険を付保する。

第15条（報告事項）

本契約期間中、乙の商号、本社所在地等の変更または合併・営業譲渡等により経営上の実態に影響を及ぼす事態が生じた場合、乙は速やかに書面により甲に通知しなければならない。

第16条（契約の当然の終了）

転変地変、戦争、延焼、放火、公権力による収用その他不可抗力により、本物件の全部または一部が滅失毀損し、あるいは本物件からの立ち退きを余儀なくされ、本物件が使用不能となったときは、本契約は終了する。

第17条（遅延損害金）

乙は本契約に基づく金銭債務の支払いを所定の期日までに履行しない場合は、遅延した期間につき年3%の割合による遅延損害金を加算し甲に支払うものとする。

000063

第18条 (契約解除)

乙が次の各号の一に該当し、期限を定めた履行の催促にも応じない場合、甲はただちにこの契約を解除することができる。

- ① 2ヶ月分以上の賃料の支払いを怠ったとき。
- ② 本契約における双方の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- ③ 長期間の不在となるほど転貸借契約の意思が認められなくなったとき。
- ④ 本物件の全部または一部につき、事前に甲の書面による承諾なしに、転借権の譲渡、転貸またはこれらに準ずる行為をしたとき。
- ⑤ その他本契約の各条項の一に違反したとき。

2. 乙が次号以下のいずれか一つに該当する事態が生じた場合、甲は乙に催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- ① 支払停止があったとき。
- ② 破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算開始の申し立てをし、または申し立てを受けたとき。
- ② 他から仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立てを受け、または公租公課の滞納催促を受けたとき。
- ③ 乙の代表者が所在不明になったとき。

第19条 (契約期間内の中途解約)

契約期間内の中途解約は、原則として甲・乙共にできないものとする。

2. 前項に反し、乙がやむを得ない事由により解約する場合、乙はその6ヶ月前までに甲に対し書面で申入れするものとする。

第20条 (明渡し、原状回復)

- ① 本契約が期間満了、解約、解除またはその他の理由により終了する場合、乙は原状回復を速やかに実施したのち本物件を甲に引渡さなければならない。
- ② 乙は乙の造作および設備について支出した必要費・有益費の償還請求および造作・設備の買取り請求をおこなわない。
- ③ 乙は本物件の明渡しに際し、いかなる理由名目を問わず移転料・立退き料、補償料等これに類する一切の財産上の給付請求をおこなわない。
- ④ 乙が本契約終了と同時に本物件を明渡しなかったときは、乙は本契約終了の翌日から明渡しに至るまでの期間の賃料相当額の倍額を明渡し遅延損害金として甲に支払うものとする。

第21条 (合意管轄)

本契約に関する紛争については、本物件所在地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに双方は合意した。

第22条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または条項の解釈に疑義が生じた場合はその都度甲乙誠意をもって協議する。

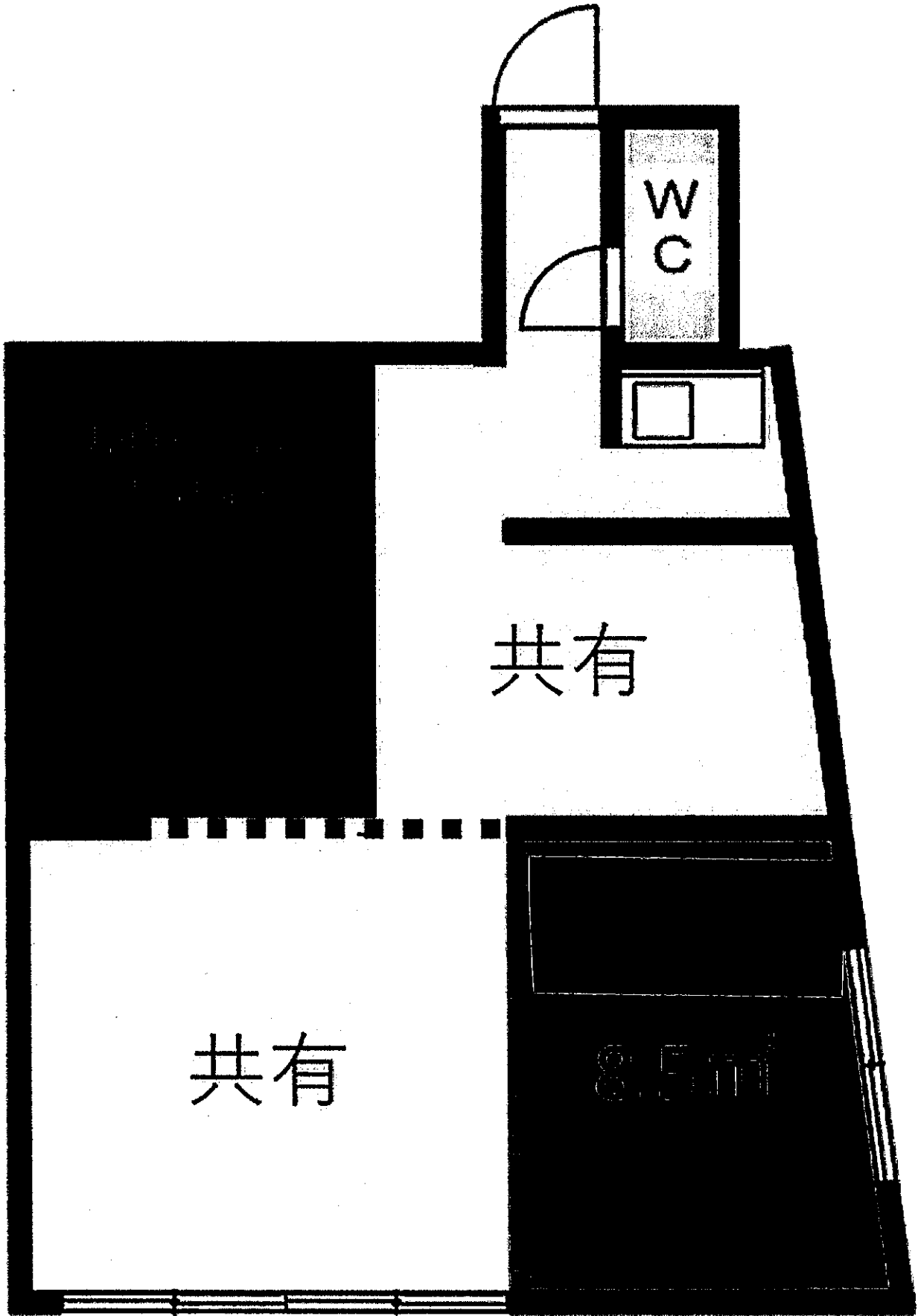
本契約の成立を証するため、本書面式通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各々捺通を保有する。

令和 2 年 8 月 13 日

転貸人 (甲) 住 所 静岡市駿河区用宗五丁目 1-10
シャトン ミニヨン A10
氏 名 島 直也

転借人 (乙) 住 所
氏 名

000065

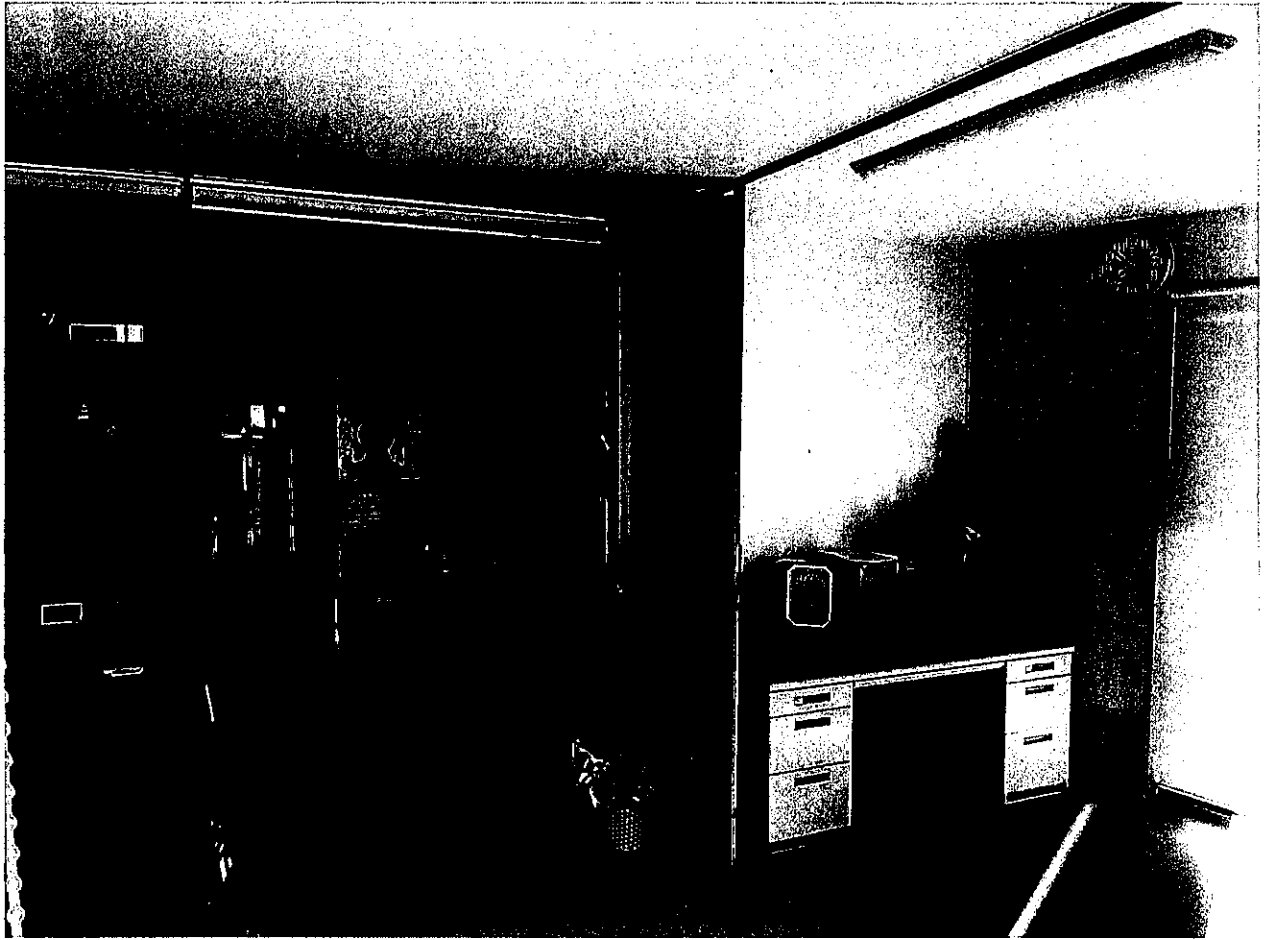


000066



000067





000068

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費				
実施年月日	7年 4月 11日				
支払年月日	7年 4月 11日				
金 額	39,000 - 円				
内 容	事務所賃料 4月分 として				
支 払 先	アイ・ティ・ビー不動産				
備 考	★白濱 史教久 議員 事務所賃料 4月分 として 事務所賃料 : 93,000円 - 15000円 (駐車場代) = 78,000円 / 2 所在地: 静岡市駿河区下川原6-23-22 ※契約書の写し等の書類添付				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000069

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	3	9	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 7年 4月 11日

支払先住所 静岡市駿河区下川原6 - 23 - 22

支払先名称 アイ・ティ・ビー不動産

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7年 4月 11日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 繁田 和三

000070

事業用建物賃貸借契約書

令和 6年 12月1日

白濱 史教 様

物件名：鷺巣ハイツ事務所

南 (102) 号室

(有) アイ・ティ・ビー不動産

〒422-8021 静岡市駿河区小鹿300番地の5

TEL (054) 287-4333 FAX (054) 287-3659

000071

事業用賃貸借契約書 (事務所)

貸主 XXXXXXXXXX 様 (以下「甲」という。)と借主 白濱 史教 様 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	鷺巣ハイツ事務所		1階南 (102) 号室	
		区画番号()			
	所在地	(住居表示) 静岡市駿河区下川原 6-23-22			
		(登記簿) XXXXXXXXXX			
	構造	鉄骨造 / 亜鉛メッキ鋼板ぶき / 2階建 / 全 (4) 戸			
種 類	アパート	新築年月	昭和56年5月		
面 積	50.26㎡				
附 属 施 設	駐車場3台付 (No.3・4・5)				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

選挙事務所

頭書(3) 契約期間

令和6年12月1日から 令和8年11月30日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	令和6年12月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 93,000円 (別途消費税相当額 8,454円) 消費税率 10%	敷金	240,000円 (賃料ヶ月分)
----	---	----	---------------------

その他の条件	甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金を無利息にて乙に返還しなければならない。但し、甲は、本物件の明渡し時に賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払、その他の本物件から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことが出来るものとする。		
--------	--	--	--

貸与する鍵	鍵No			
	本 数	本	本	本

賃料等の月額支払金額の合計	月額 84,546円 (別途消費税相当額8,454円) 消費税率10%
---------------	-------------------------------------

賃料等の支払時期	翌月分を毎月末日まで
----------	------------

賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	振込先金融機関名: XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX 口座名義人: 有限会社アイ・ティ・ピー不動産 振込手数料負担者: 借主	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者:

000072

頭書(9) 特約事項

- 1、乙は自己の責任において本契約継続期間中は火災保険（借家人賠償・個人賠償等）に加入し契約開始日までに甲（管理会社）に加入を証明出来る保険証書等のコピーを提出するものとする。
- 2、乙からの解約予告は1ヶ月前までに書面にて行うこととし、解約月の家賃は日割りにて計算する。但し、予告が1ヶ月に満たない場合は、退去を申出た日の翌日を起算日とした不足分の賃料相当額を甲へ支払うこととする。
上記条項により本契約書第12条は適用外とする。
- 3、入居申込書に記載された事項に変更が生じる場合には、事前に文書にて甲の承諾を得ること。乙は甲（管理会社）に虚偽の申告をした場合や、甲の承諾無く第三者に転賃した場合、甲は催告等法定手続きによらず本契約を解除できるものとする。
- 4、廊下、階段、その他敷地内共用部分にゴミ等の不衛生物及び危険物他一切の私物を放置してはならない。
- 5、甲もしくはその依頼者は、管理上検査の必要があると認めるときは契約関係者立会の上、本物件に立入ることが出来る。また、事故等、緊急かつやむおえない場合は契約関係者の立会無くし立入り対処することとし乙はこれを承諾するものとする。
- 6、乙の原因により、火災、漏水等の事故が発生した場合は、被害者に対する補償、及び補修は乙の責任と負担にて行うものとする。
- 7、乙及び本物件使用者が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治団体など）の構成員であることが判明した時点で、甲は催告等法定の手続きによらず本契約を解除出来るものとする。
- 8、乙が本契約を解除した後、尚本物件を使用したり、占有を解かないときは、乙は契約解除の日から返還日までの賃料の2倍に相当する損害金を貸主に支払うものとする。
- 9、乙が本物件を甲（管理会社）に無断で1ヶ月以上に渡り留守にし、または甲（管理会社）に無断で退去し、所在不明となった場合、甲は乙不在であっても本物件及び本物件に付随する施設内の残置物は所有権を放棄したものとみなし、任意に処分、移管し本物件から撤去させることができ、移動、移管の費用や、それに伴う損傷等の補修費、損害は全て乙の負担とし、乙はこれに対し異議申し立てはできないものとする。
- 10、乙が諸造作、設備の新設、付加、変更、除去、改造又は、取替えを行い、その他本建物の原状を変更し、若しくは本建物を含む建物内に重量物を搬入し、又はその内部周辺に看板、掲示板、広告、標識等を設置又は張付けしようとするときは予め甲（管理会社）の承諾を得なければ着手、実施出来ないものとし、これに要する一切の費用は乙の負担とする。
- 11、前項の工事を乙が実施する場合、その内容、方法等につき、甲（管理会社）と密に協議を行い、その都度甲（管理会社）の承諾を得るものとする。
- 12、本契約終了と同時に、乙が本建物を原状に復さないときは甲は自ら諸造作、設備等を収去し、且つ破損箇所を修復しその費用を乙に請求することができるものとする。
- 13、本契約が終了し、乙が本建物を明渡しした後に、本建物内又は貸室内に残置した動産類があるときは、甲は乙がその所有権を放棄したものとみなして任意にこれを処分出来るものとする。
但し、同処分に要する費用は乙の負担とする。
- 14、乙は本建物の明渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず本建物、諸造作、設備等について支出した必要費、有益費の償還又は移転料、立退料等一切の請求をしないことはもちろん、本建物に乙の費用をもって設置した諸造作、設備等の買取を甲に請求できないものとする。
- 15、乙は本物件退去時、クリーニング代として53,200円＋税を負担するものとする。
- 16、乙が契約開始日に受け取った鍵を紛失した場合、鍵交換費用（1箇所あたり15,000円＋税）は乙の負担とする。
- 17、乙は令和4年9月23日、台風15号による当該建物に浸水被害があったことを承諾の上、賃貸借契約を締結するものとする。

000073

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

6年11月20日

甲・貸主	氏名	██████████ ██████████
	住所	██████████

乙・借主	氏名	向嶺 史教
	住所	██████████

丙・連帯保証人	氏名	██████████ ██████████
	住所	██████████
	極度額	██████████

宅地建物取引業者	主たる事務所所在地	静岡県静岡市駿河区小鹿300-5	主たる事務所所在地	/		
	商号又は名称	有限会社アイ・ティ・ビー不動産	商号又は名称			
	代表者の氏名	伊藤 文昭	代表者の氏名			◎
	免許証番号	静岡県知事(9)第6365号	免許証番号	() 第 号		
宅地建物取引士	氏名	██████████	氏名	/		
	登録番号	██████████	登録番号			第 号
	業務に従事する事務所名	有限会社アイ・ティ・ビー不動産	業務に従事する事務所名			
	事務所所在地 TEL	静岡市駿河区小鹿300-5 TEL 054-287-4333	事務所所在地 TEL			TEL

※◎は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

000074

第 2 第 2 第 3 4 第 2 3 4 第 2 3 4

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

3 前項の規定により敷金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに敷金の不足額を補填しなければならない。

4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

- 5 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

- 第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。
- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
 - 3 前項の規定により保証金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに保証金の不足額を補填しなければならない。
 - 4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
 - 5 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
 - 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

- 第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、甲の定める承諾料その他の承諾の条件に従うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換又は複製を、甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損等修繕を要する箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れたことにより甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うものとする。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは、甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、本契約が終了した日の翌日から明渡し完了の日まで賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

000078

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備・その他物品等を全て撤去するものとする。

3 乙は、甲に対する造作買取請求権及び有益費償還請求権を放棄するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 名称変更、営業目的の重大な変更、合併・会社分割等があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(遅延損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

000079

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる一切の乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする

三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力若しくは資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人又は家賃債務保証業者に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

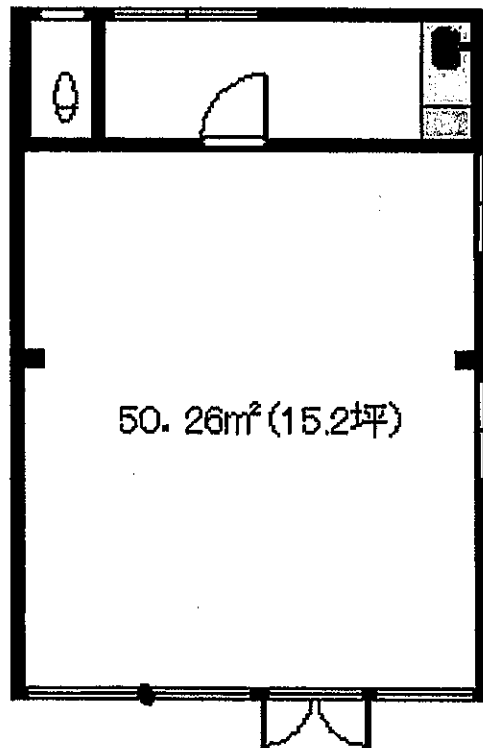
(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

000080

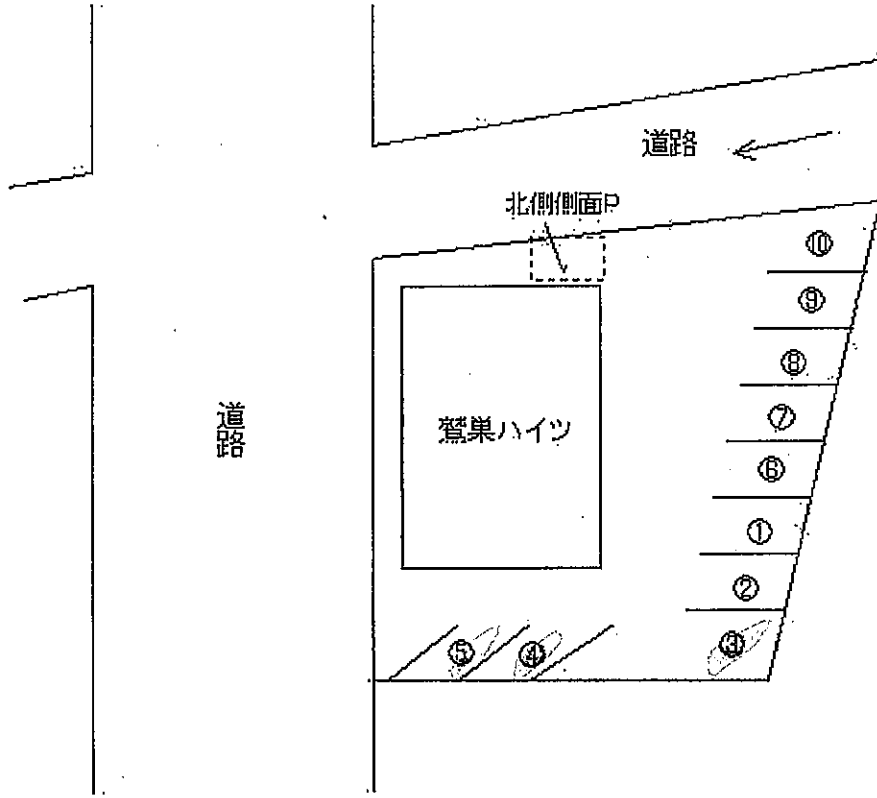


000081



000082

鶯巣ハイツ駐車場配置図



000083

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責 任 者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	11日	
支払年月日	7年	4月	11日	
金 額	28,500		-	円
内 容	事務所賃料 4月分 として			
支 払 先	[REDACTED]			
備 考	★尾崎行雄 議員 事務所賃料 4月分 として 事務所賃料 : 57,000円×1/2 所在地: 静岡市葵区羽鳥4-1-19 ※契約書の写し等の書類添付			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000084

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	8	5	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 7年 4月 11日

支払先住所 XXXXXXXXXX

支払先名称 XXXXXXXXXX

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7年 4月 11日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木和彦

000085

建物賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下甲) と

賃借人 尾崎 行雄 (以下乙) の甲乙間において、次の通り契約を締結した。

第1条

甲はその所有する下記に表示する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

1. 建物所在 静岡市葵区羽鳥 4-1-19
2. 種類 店舗
3. 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
4. 床面 33.12 平方メートル

第2条

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間、甲はその所有する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。ただし、甲乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は自動更新するものとする。

第3条

賃料は、1か月 金57,000円とし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。また、1ヵ月に満たない月の賃料は、日割計算とする。ただし、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較などにより不相当となったときは、甲乙間で協議の上、賃料の増減をすることができる。

第4条

乙は甲に対し敷金として金 零円を本契約成立時に甲に預け入れる。敷金には利息をつけないものとし、乙が賃料・更新料などの支払を怠ったとき甲は敷金をもって弁済に充当する。甲は賃貸借契約が終了し、乙から目的物件の明け渡しを受けた時に前項の精算をした敷金の残金を明け渡しと同時に乙に返還する。

000086

第5条

乙は、建物を事務所の目的に使用する。

第6条

乙は次の場合には、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

1. 建物の模様替え、または造作その他の工作をするとき。
2. 賃借権の譲渡若しくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。
3. 使用目的を変更するとき

第7条

乙が次の場合の1つに該当したとき、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとする。

1. 賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を害すると認められるとき。
3. 本契約6条その他本契約に違反したとき。

第8条

甲は建物に関する公租公課を負担し、乙は電気、水道、ガス等の使用料を負担する。

第9条

本契約に関する紛争に付いては、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第10条

乙は、本契約が終了したときは、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有又は保管する物件すべてを自己の費用で収去し、本件建物を原状に復したうえ甲の立会いのもと、甲に明け渡すものとする

2. 乙は前項の場合において、移転料、立退料その他これに類するものを甲に請求

してはならない。

第11条

甲及び乙は、信義に基づき本契約を履行するものとし、本契約各条項に定めない事項が生じたとき又は本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもってこれを協議解決するものとする。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上各1通を保管するものとする。

令和6年4月1日

貸貸人(甲)

住所

氏名

印

貸借人(乙)

住所

氏名

静岡県静岡市葵区黒俣

尾崎行雄

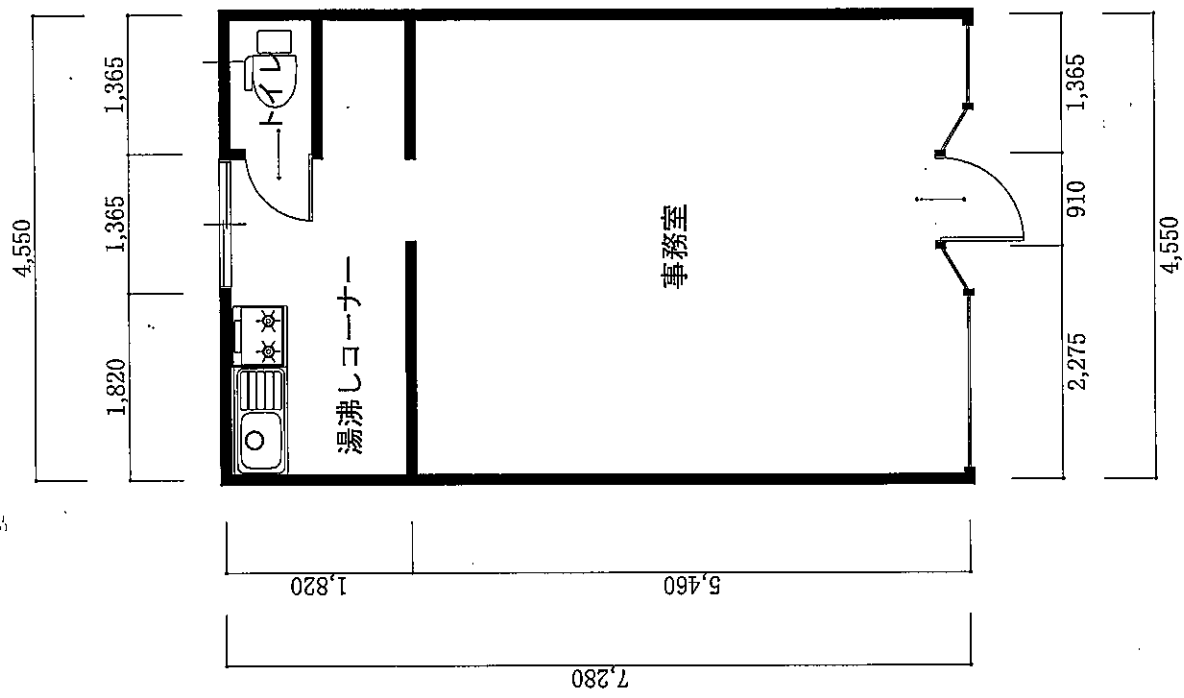


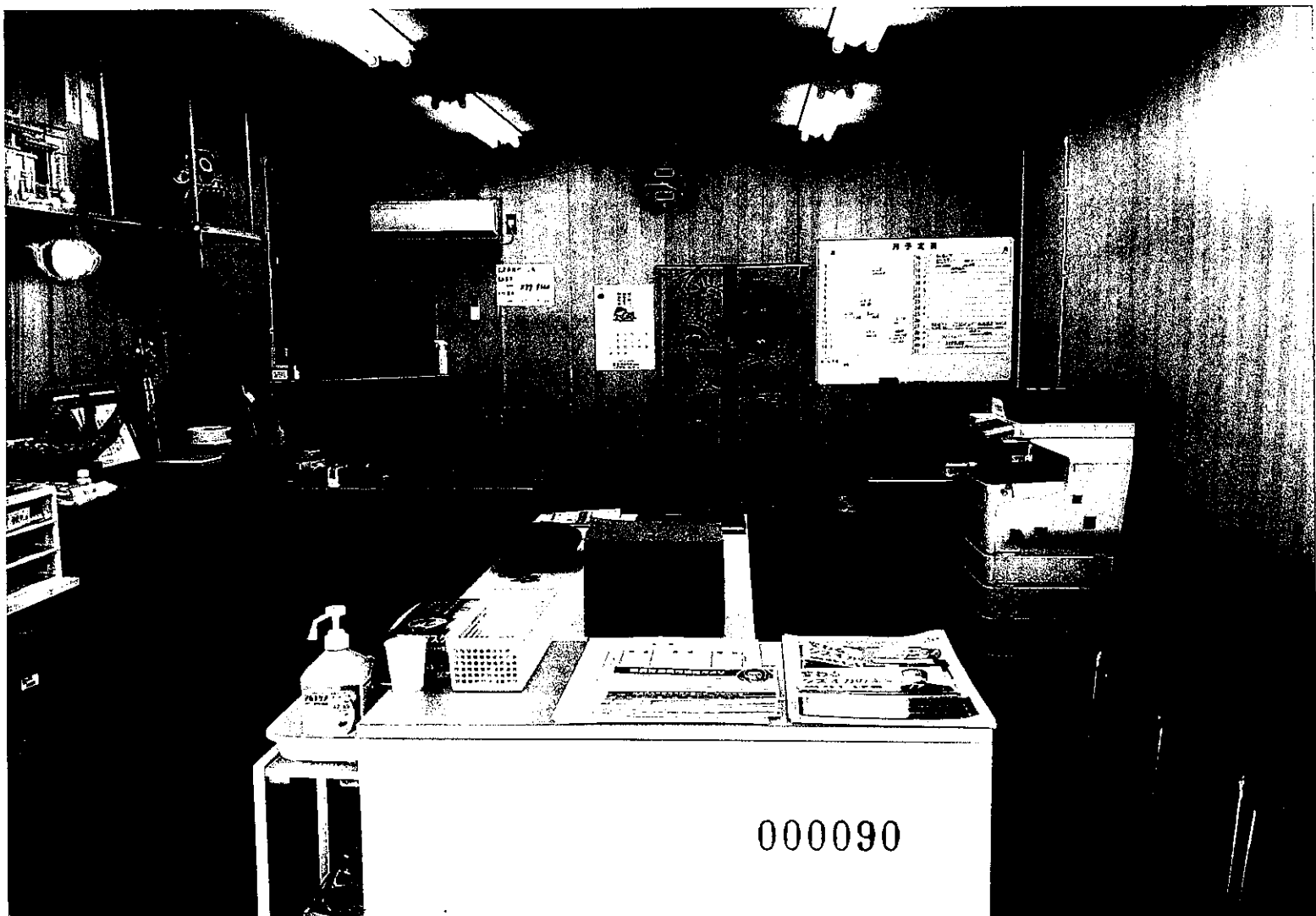
000088

680000

尾崎行雄事務所 平面図 1/50

床面積 : 4.55 x 7.28 = 33.124㎡





支出伝票

		代表者	✓	経理 責任者	✓
科目	1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会議費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	7年	4月	14日		
支払年月日	7年	4月	14日		
金額	70,510		-	円	
内容	地方行政購読料 R74.1~R8.3.31 として				
支払先	時事通信社				
備考	地方行政年間購読料 (R7年4月1日~R8年3月31日) @5,300×12ヶ月分 ¥63,600 消費税 ¥6,360 振込手数料 ¥550 <hr/> <div style="text-align: right;">¥70,510</div>				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000091



ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
07 04 14	[REDACTED]		
銀行番号	店番号	科目	口座番号
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
[REDACTED]	お引出し	¥69,960	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残	高

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥550	15430185	
お振込先明細	[REDACTED]		
カ)	シ"シ"ツウシンシヤ 様		
様	シ"ミントウシス"オカシキ"タ"ン		
内	TEL054-254-2111		

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
07 04 14	[REDACTED]		
銀行番号	店番号	科目	口座番号
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
[REDACTED]	お引出し	¥69,960	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残	高

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥550	15430185	
お振込先明細	[REDACTED]		
カ)	シ"シ"ツウシンシヤ 様		
様	シ"ミントウシス"オカシキ"タ"ン		
内	TEL054-254-2111		

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

静岡県静岡市葵区追手町5-1

自民党静岡市議会議員団

御中

お客様番号

請求書

自民党静岡市議会議員団

様

請求金額 69,960円
(消費税等 6,360円を含む)

請求日
請求番号 4190144

請求期間 令和7年4月1日~令和8年3月31日
(支払期日 令和7年4月30日)

▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
地方行政		1	5,300	12	63,600
		10%	【対象金額】 【消費税等】		63,600 6,360

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者
事務担当者

000093

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 加ジジツウシツヤ」です。



〒100-8170
東京都中央区銀座5丁目15番8号
株式会社時事通信
代表取締役 加吉 克
電話 03(678-90) 111 番
登録番号: T7010001018703

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	7	0	5	1	0

内 訳

科 目	1 調査研究費	6 資料作成費
	2 研 修 費	⑦ 資料購入費
	3 広報広聴費	8 人件費
	4 要請・陳情活動費	9 事務所・事務費
	5 会 議 費	

内 容 地方行政購読料 R7.4.1~R8.3.31

地方行政 購読料	¥69,960
振込料	¥550
	¥70,510 .-

支払年月日 令和 7 年 4 月 14 日

支払先住所 東京都中央区銀座5丁目15-8

支払先名称 株式会社 時事通信社

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 7 年 4 月 14 日

会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

〒420-8602

静岡県静岡市葵区追手町5-1

№4-16

自由民主党静岡市議会議員団

御中

お客様番号

請求書

自由民主党静岡市議会議員団

様

請求金額 **132,000円**
(消費税等 12,000円を含む)

請求日

請求番号 4195786

請求期間 令和 7年 4月 1日~令和 8年 3月 31日
(支払期日 令和 7年 4月30日)

▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報モニタ)	自由民主党静岡市議会議員団	1	10,000	12	120,000
		10%	【対象金額】		120,000
			【消費税等】		12,000

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。

発行責任者
事務担当者

000096

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジジツツツパ」です。

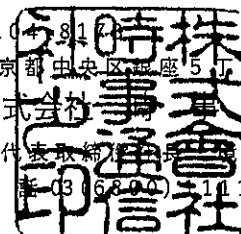
〒100-8100
東京都中央区銀座5丁目15番8号



株式会社

代表取締役

電話 03-6200-1111



登録番号：T7010001018703

〒420-8602

静岡県静岡市葵区追手町5-1

№ 4-15

自由民主党静岡市議会議員団

御中

お客様番号



領収証

自由民主党静岡市議会議員団

様

領収日

領収金額 132,000円
(消費税等 12,000円を含む)

領収番号 4195786

期間 令和7年4月1日~令和8年3月31日

▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	領収金額
JAMP(時事行財政情報モタ)	自由民主党静岡市議会議員団	1	10,000	12	120,000
		10%	【対象金額】 【消費税等】		120,000 12,000

上記の通り領収いたしました。

000097

〒104-8188
東京都中央区銀座1丁目15番8号
株式会社 時事通信
代表取締役 菅原 克彦
電話 03-5561-1111

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
07.04.14			
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
	お引出し	¥132,000	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合
	¥550	1546	0186

お振込先明細
カ) シ`シ`ツウシンシヤ 様
シ`ミントウリス`オカシキ`タン`
内様 TEL054-254-2111

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
07.04.14			
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
	お引出し	¥132,000	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合
	¥550	1546	0186

お振込先明細
カ) シ`シ`ツウシンシヤ 様
シ`ミントウリス`オカシキ`タン`
内様 TEL054-254-2111

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

000098

支払証明書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	5	5	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研修費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会議費 | |

内 容

振込手数料

支払年月日 R7年 4 月 14日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R7年 4 月 14日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000099

支出伝票

	代表者	✓	経理責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	14日	
支払年月日	7年	4月	14日	
金 額	33,000		-	円
内 容	日本教育新聞 購読料 として			
支 払 先	日本教育新聞社			
備 考	2025/04~2026/03 2,750円×12ヶ月			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000100

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	3	3	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 日本教育新聞 購読料

支払年月日 令和 7 年 4 月 14 日
 支払先住所 東京都港区白金台3-2-10
 支払先名称 日本教育新聞社

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 7 年 4 月 14 日
 会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団
 代表者名 鈴木 和彦

000101

振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

口座番号	[Redacted]									
	日本教育新聞社									
加入者名	日本教育新聞社									
金額	千	百	十	万	千	百	十	円		
振込先	銀行									
支店	支店									
ご依頼人	自由民主党静岡市議会議員団									
料金	25.4.14									
備考	[Redacted]									

この受領証は、大切に保管してください。

CVS収納用収入印紙貼付欄

(お客様控)

請求書

2025年 4月 3日

自由民主党静岡市議会議員団 様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
 下記の通りご請求申し上げます。
 ※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役社長 幹

東京都港区白子 0

電話 03 (3) 285-0008

《お支払い先》

・口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	33,000 円	読者コード	[Redacted]	請求書番号	0004761656
-------	----------	-------	------------	-------	------------

(内税)

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

	品名	部数	期間	金額	備考
前回請求額				33,000 円	2024/04-2025/03
今回入金額				33,000 円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2025/04-2026/03
合計請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2025/04-2026/03

000102

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責任者	✓						
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費									
実施年月日	7年	4月	14日							
支払年月日	7年	4月	14日							
金 額	20,130		-	円						
内 容	静岡ビジネスレポート 購読料(25.4/1~9/30)として									
支 払 先	静岡ビジネス社									
備 考	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">@3,300×6ヶ月分</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">¥19,800</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td style="text-align: right;">¥330</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">¥20,130 .-</td> </tr> </table>				@3,300×6ヶ月分	¥19,800	振込手数料	¥330	¥20,130 .-	
@3,300×6ヶ月分	¥19,800									
振込手数料	¥330									
¥20,130 .-										
	出納簿 確認欄	✓								

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000103

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	0	1	3	0

内 訳

科 目	1 調査研究費	6 資料作成費
	2 研 修 費	⑦ 資料購入費
	3 広報広聴費	8 人件費
	4 要請・陳情活動費	9 事務所・事務費
	5 会 議 費	

内 容 静岡ビジネスレポート購読料 (25.4/1~9/30)

静岡ビジネスレポート	¥19,800
振込料	¥330
	¥20,130 ..

支払年月日 令和 7 年 4 月 14 日
 支払先住所 静岡市駿河区豊田1-9-34
 支払先名称 静岡ビジネス社

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 7 年 4 月 14 日
 会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団
 代表者名 鈴木 和彦



ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
07 04 14	[REDACTED]		
銀行番号	店番号	科目	口座番号
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
[REDACTED]	お引出し	¥19,800	
お取扱枚数	*****		
おつり	残	高	
[REDACTED]	[REDACTED]	*****	
キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥330	1540	0183

お振込先明細・ご案内
カ)シス"オカビ"シ"ネスシヤ 様
シ"コウミンシユトウシス"オカシキ"カイキ"イン
タ"ン 様 TEL054-254-2111

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
07 04 14	[REDACTED]		
銀行番号	店番号	科目	口座番号
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
[REDACTED]	お引出し	¥19,800	
お取扱枚数	*****		
おつり	残	高	
[REDACTED]	[REDACTED]	*****	
キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥330	1540	0183

お振込先明細・ご案内
カ)シス"オカビ"シ"ネスシヤ 様
シ"コウミンシユトウシス"オカシキ"カイキ"イン
タ"ン 様 TEL054-254-2111

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

振込手数料 330円

購読料請求書

自由民主党静岡市議会議員団 様

2025年 03月 17日

ご請求金額	19,800円(消費税額 1,800円)	
<明細>		
ビジネス レポート	(2025年04月~2025年09月)	19,800円
10%対象	18,000円	消費税 1,800円

※購買中止の連絡がない場合は継続とさせていただきます。
中途解約に伴う返金には応じかねますのでご了承ください。

<お振込先等>

口座名義 静岡ビジネス社
※振込手数料はご負担ください。

株式会社 静岡ビジネス社

登録番号 T8080001002939

郵便はがき



〒420-8602

静岡市葵区追手町5-1

自由民主党静岡市議会議員団 様

お客様コード [REDACTED]

〒422-8027
静岡市駿河区豊田1-9-34
株式会社 静岡ビジネス社
TEL (054)288-8131

000105

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費			
実施年月日	7年	4月	14日	
支払年月日	7年	4月	14日	
金 額	38,350		-	円
内 容	建通新聞購読料 (25.4/1~9/30) として			
支 払 先	建通新聞社			
備 考	<p style="text-align: right;"> @6,300×6ヶ月分 ¥37,800 振込手数料 ¥550 <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> ¥38,350 </p>			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 4月 - 19

支払証明書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	3	8	3	5	0

内 訳

- | | | |
|----|------------|-----------|
| 科目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研修費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会議費 | |

内 容 建通新聞購読料 25/4/1~9/30

建通新聞	¥37,800
振込料	¥550
<hr/>	
	¥38,350 .-

支払年月日 令和 7 年 4 月 14 日
支払先住所 静岡市駿河区豊田1-9-34
支払先名称 建通新聞社

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 7 年 4 月 14 日

会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000107



ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
07	04	14	
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店		お取引内容	お取引金額
		お引出し	¥37,800
お取扱枚数	*****		
	おつり	残高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥550	15390182	
お振込先明細・ご案内			
カ) ケンツウシンフンシヤシス"オカ シヤ 様 シ"ユウミンシユトウシス"オカシキ"カイキ"イン タ"ン 様 TEL054-254-2111			

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
07	04	14	
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店		お取引内容	お取引金額
		お引出し	¥37,800
お取扱枚数	*****		
	おつり	残高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥550	15390182	
お振込先明細・ご案内			
カ) ケンツウシンフンシヤシス"オカ シヤ 様 シ"ユウミンシユトウシス"オカシキ"カイキ"イン タ"ン 様 TEL054-254-2111			

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

振込手数料 550円

購読料請求書

自由民主党静岡市議会議員団 様

2025年 03月 19日

ご請求金額	37,800円 (消費税額 2,800円)	
<明細>		
静岡版	(2025年04月~2025年09月)	37,800円 *
8%対象	35,000円	消費税 2,800円

※[*]は軽減税率対象商品
※購買中止の連絡がない場合は継続とさせていただきます。
中途解約に伴う返金には応じかねますのでご了承ください。

<お振込み先>

口座名義 建通新聞社 静岡支社
※振込手数料はご負担ください。

株式会社 **建通新聞社**

登録番号 T2180001025332

郵便はがき

料金後納
郵便

〒420-0853

静岡市葵区追手町5-1 静岡市役所内
議員控室

自由民主党静岡市議会議員団 様

お客様コード

〒422-8027
静岡市駿河区豊田1-9-34
株式会社 建通新聞社 静岡支社
TEL (054)288-8121

000108

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責 任 者	✓								
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費											
実施年月日	7年	4月	14日									
支払年月日	7年	4月	14日									
金 額	52,250		-	円								
内 容	TSR情報誌 年間購読料 として											
支 払 先	東京商工リサーチ											
備 考	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>購読料</td> <td>¥51,700</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥550</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td></td> <td>¥52,250 .-</td> </tr> </table>				購読料	¥51,700	振込手数料	¥550	<hr/>			¥52,250 .-
購読料	¥51,700											
振込手数料	¥550											
<hr/>												
	¥52,250 .-											
	出納簿 確認欄	✓										

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000109

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	5	2	2	5	0

内 訳

科 目	1 調査研究費	6 資料作成費
	2 研 修 費	⑦ 資料購入費
	3 広報広聴費	8 人件費
	4 要請・陳情活動費	9 事務所・事務費
	5 会 議 費	

内 容 TSR情報誌 年間購読料 として

購読料	¥51,700
振込手数料	¥550
合計	¥52,250

支払年月日 令和 7 年 4 月 14 日
 支払先住所 東京都千代田区大手町1-3-1
 支払先名称 東京商工リサーチ

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 7 年 4 月 14 日
 会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団
 代表者名 鈴木 和彦



ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号			
07	04	14	[REDACTED]			
銀行番号	店番号	科目	口座番号			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
お取扱店	お取引内容	お取引金額				
[REDACTED]	お引出し	¥51,700				
お取扱枚数	*****					
	おつり	残	高			

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合			
	¥550	1541	0184			

お
届
け
先
様
ご
案
内

[REDACTED]

カ) トウキョウ ショウコウ リサーチ 様

シ"コウミンシユトウシス"オカシキ"カイキ"イン
タン 様 TEL054-254-2111

06.520.38 ㊦ (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号			
07	04	14	[REDACTED]			
銀行番号	店番号	科目	口座番号			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
お取扱店	お取引内容	お取引金額				
[REDACTED]	お引出し	¥51,700				
お取扱枚数	*****					
	おつり	残	高			

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合			
	¥550	1541	0184			

お
届
け
先
様
ご
案
内

[REDACTED]

カ) トウキョウ ショウコウ リサーチ 様

シ"コウミンシユトウシス"オカシキ"カイキ"イン
タン 様 TEL054-254-2111

06.520.38 ㊦ (裏面もご覧ください)

振込手数料 550円

000111

請求書

請求日：2025/01/30
請求書番号：000000007312737-000

1/1

〒420-0853
静岡県静岡市葵区追手町5-1 静岡市役所内 本館2階

自由民主党静岡市議会議員団 御中



〒100-6810 千代田区大手町1-3-1 JAビル
TEL. 03-6910-3132 FAX. 03-5221-0705

登録番号 T5010001134287

注) ご契約内容についてのお問い合わせは
下記の契約担当支店へお願いいたします。

下記の通りご請求申し上げます。

顧客コード	請求金額
██████████	51,700円
本体価格	47,000円 消費税 4,700円

※振込手数料はお客様にてご負担をお願いいたします。

金融機関	支店	種別	口座番号
██			
口座名：カ) トウキョウシヨウコウリサーチ			

上記金融機関へ60日以内にお振込みください。

☆は軽減税率対象商品

＜商品別内訳＞			
品名	数量	金額	備考
情報料金	1	47,000	
本体価格小計(10%対象)		47,000	
仮受消費税		4,700	
本体価格小計(8%対象)		0	
仮受消費税		0	

＜契約先内訳明細＞

自由民主党静岡市議会議員団

＜弊社担当支店 静岡支店＞
054-262-9671

期日	伝票番号	品名	期間	ポイントNo.	数量	金額	備考
250124	59712371	T S R 情報静岡県版	25/04/01-26/03/31		1	47,000	
		本体価格小計(10%対象)				47,000	
		本体価格小計(8%対象)				0	
		小計				47,000	

000112

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責 任 者	U
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	7年 4月 14日				
支払年月日	7年 4月 14日				
金 額	3,600 - 円				
内 容	勤労者福祉サービスセンター 会費4～6月分 として				
支 払 先	静岡市勤労者福祉サービスセンター				
備 考	☆会費 600円 ×3ヵ月 ×2名 ¥ 3,600 .- (4月～6月)				
	出納簿 確認欄				✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000113

支払証明書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	3	6	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | ⑧ 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

勤労者福祉サービスセンター 会費
4～6月分として

支払年月日 令和7年4月14日
支払先住所 静岡市葵区日出町2番地の1
支払先名称 静岡市勤労者福祉サービスセンター

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和7年4月14日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

払込受領書

ゆうちょ銀行・郵便局でのお支払の場合は、左側の2枚だけをお出しく下さい。

お客様番号

ご依頼人

自由民主党 静岡市議会議員団様

受取人

公益財団法人静岡市勤労者福祉サービス(代表代行CNS)

金額

¥3,600

備考

2025年度1期

受領印

収入印紙
コンビニ支払用
25.4.1A

(ご依頼人控)

000115

請 求 書

令和 7年 4月 1日

自由民主党静岡市議会議員団

様

静岡市葵区日出町2番地の1

田中産商第一生命共同ビル7階

公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター

理事長 新村 敏

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 3,600 円

内訳		金額	
会費	2 名	3,600	円
お1人様(4月~6月分) 1,800 円			

※同封の振込用紙でお振込ください。

納 入 期 限

令和 7年 4月25日

000116

支 出 伝 票

		代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費		6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費		
実施年月日	7年	4月	15日		
支払年月日	7年	4月	15日		
金 額	12,581		-	円	
内 容	消耗品代(朱肉他)として				
支 払 先	栗田商会				
備 考	※明細は別紙参照 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 出納簿 確認欄 </div> <div style="float: right; margin-right: 20px;">✓</div>				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

領 収 証 静 No.402891

自由民主党静岡市議会議員団 殿

令和 7 年 4 月 15 日

右金額正に領収致しました	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
					¥	1	2	5	81
内消費税額									

ただし 事務用品代として
 10%対象 軽減8% 非課税
 金額 (税込) ¥12581
 消費税 ¥1143

- 現金
- 小切手
- 相殺
- 手形
- 振込 B/K 店

収入印紙

静岡市駿河区曲金
 株式会社 栗田商会 静岡
 浅田
 054-291-6111(代表)
 本社 名古屋市中区上前津二丁目11番1号

取扱者印

本領収証に社印取扱者印無きもの金額訂正のもの及び複写でないものは無効とします 登録番号 T4180001028044

請 求 書

2504083180013 - 2

伝票No.

納入部署

貴社注文番号

貴社伝票番号

7年4月10日

様

自由民主党静岡市議会議員団

〒 ****

株 林
 〒
 登録番号 14101001028044
 取引銀行
 目2番37号
 FAX (054) 291-6113

下記内訳の通りご請求致します。

品名	サイズ	品質	単位	数量	単価	金額	備
※ スリット お買得パック 混色	3M	50ORP-BGK	個	2	413	826	
※ スリット 再生紙 リム出し 混色	3M	71ORP-K	個	2	252	504	
※ スリット 再生紙/ト	3M	654RP-YW	個	2	245	490	

税抜合計	11,438	消費税	1,143	税込合計	12,581
------	--------	-----	-------	------	--------

毎度ありがとうございます。お気付きの点がございましたらお知らせ願います。破損品・不良品はお取かえいたします。

000119

請求書

伝票No. 2504083180013 - 1

納入部署

貴社注文番号

貴社伝票番号

7年4月10日

自由民主党静岡市議会議員団様

¥ 12,581

下記内訳の通りご請求致します。

品名	品名	品質	単位	数量	単価	金額	備考
朱肉	マキノ	MG-40EC	個	3	616	1,848	
事務用ほさみ(47250)	長谷川刃物	EP-175-BU	本	3	420	1,260	
ハワフット HD=100FL/B2	マックス	HD91725	個	3	1,260	3,780	
3.5付鉛筆 HB	ミドリ	K9852HB	打	2	588	1,176	
再生ペクト定規 20cm	クワ	RCS-20	個	3	168	504	
蛍光灯マックス 5色セト	セアラ	MKCR1-5C	個	3	350	1,050	

税抜合計	消費税	税込合計
*****	*****	*****

毎度ありがとうございます。お気付きの点がございましたらお知らせ願います。
破損品・不良品はお取替えいたします。

000120

株 田光
〒421-0111 FAX (054) 291-6113
登録番号 14180001028044
取引銀行

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責 任 者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	17日	
支払年月日	7年	4月	17日	
金 額	7,000		-	円
内 容	「明日への選択」年間購読料 として			
支 払 先	日本政策研究センター			
備 考	令和7年4月号～令和8年3月号			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000121

領収書

No. [REDACTED]

自民党静岡市議団 様

(金額)

¥7,000*****

『明日への選択』年間購読料(令和7年4月号~8年3月号)として

令和7年4月17日 上記正に領収致しました

日本政策研究



000122

〒420-0853
静岡市葵区追手町5-1 静岡市議会内自
民党会派

山根 田鶴子 様

『明日への選択』年間購読 更新のお願い

謹啓 時下益々ご清祥の御事とお慶び申し上げます。常日頃より月刊『明日への選択』誌をご愛読いただき、誠にありがとうございます。

さて、貴方様にご購読いただいていた『明日への選択』のご契約期間が、令和7年3月をもって満了でございます。一年間、誠にありがとうございました。

つきましては、大変恐縮ではございますが、今後も引き続きこれまで同様、『明日への選択』を定期購読賜りますよう心よりお願い申し上げます。当センターと致しましては、今後ともなお一層誌面の充実に努力いたす所存でございます。何卒ご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

誠に勝手ではございますが、ご継続を賜ります場合は、お手数でも同封の郵便振替用紙にて年間購読料（7,000円）をご入金下さいますようお願い申し上げます。また、もし都合によりご継続いただけない場合は、その旨をハガキもしくはファックスにて下記連絡先までご一報願えればありがたく存じます。

末筆ながら、山根様の一層のご健勝を祈念申し上げ、ご継続のお願いとさせていただきます。

敬白

令和7年4月12日

《お振込み先・お問合せ先》

日本政策研究センター TEL 03-5211-5231 FAX 03-5211-5225

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-1-2 葛西ビル302

郵便振替 00110-5-191364 日本政策研究センター

銀行口座

（株）日本政策研究センター

000123

「維持会員」募集中！！

維持会員（年会費2万円よりご随意。『明日への選択』年間購読料を含む）には、『明日への選択』『ネットワークニュース』に加え、FAXでも各種情報をお届けいたします（不定期）。今回のご継続の機会に、維持会員のご検討を賜われれば大変ありがたく存じます。（分割でのご入金も可能です）

支 出 伝 票

		代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費		6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費		
実施年月日	7年 4月		17日		
支払年月日	7年 4月		17日		
金 額	3,960		-	円	
内 容	名刺代 として				
支 払 先	ワーク春日				
備 考	@13.2×600枚×1/2 繁田和三 支出額 ¥3,960 本年度累計枚数 600枚 /1200枚				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 4月 - 24

支払証明書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	3	9	6	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

名刺代 として

@13.2×600枚×1/2

¥3,960

支払年月日 7年 4月 17日

支払先住所 静岡市葵区春日3-3-10

支払先名称 ワーク春日

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7年 4月 17日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000125

領 収 書

印紙

省略

自由民主党静岡市議会議員団 御中

No. [Redacted]

2025年4月17日

静岡市葵区春

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 静

就労継続支援B型事業所
施設長 阿部

登録番号T3010405001696

下記正に領収いたしました。

領収金額 (税込)

¥7,920.-

(内、消費税

¥720.-) 【税率 10%】

品 名	数量	単位	単価	小 計	備 考
名刺印刷	600	枚	12	¥7,200	
			合 計	¥7,200 (税抜)	

$$7.920 \times \frac{1}{2} = 3.960$$

000126

表

静岡市 静岡の茶のま

自由民主党静岡市議会議員団

会長 繁田和三

静岡市 静岡の茶のま

自由民主党静岡市議会議員団

会長 繁田和三

市役所 静岡市葵区追手町五番一号静岡市役所
〒510-8602 電話(054)254-2111
自宅 静岡市葵区牛妻
〒422-2206 携帯

裏

市役所 静岡市葵区追手町五番一号静岡市役所
〒510-8602 電話(054)254-2111
自宅 静岡市葵区牛妻
〒422-2206 携帯

Kazumi Shigeta

SHIZUOKA CITY COUNCIL MEMBER

Shizuoka Municipal Office
5-1 Otomachi Aoi-ku Shizuoka-shi Japan
Phone +81-54-254-2111

500枚

100枚

000127

支出伝票

	代表者	✓	経理 責任者	✓		
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費					
実施年月日	7年	4月	17日			
支払年月日	7年	4月	17日			
金 額	10,000	-	円			
内 容	茶葉代 として					
支 払 先	望月信一					
備 考	@ 1,000 × 10 <div style="text-align: right;"> <table border="1"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table> </div>				出納簿 確認欄	✓
出納簿 確認欄	✓					

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

領 収 証

No. _____

自民党市議田 様

今年4月17日

★ ¥ 10,000

但 茶代金

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

静岡市葵区谷津

望月信

TEL <054>278-052

支 出 伝 票

		代表者	経 理 責 任 者
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費	6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 人件費 9 事務所・事務費	
実施年月日	7年	4 月	18日
支払年月日	7年	4 月	18日
金 額	32,000	-	円
内 容	職員退職金共済 4月分 として		
支 払 先	中小企業退職金共済本部		
備 考	☆ 支払方法は口座振替です。 ¥32,000 (¥16,000×2名) ; 07-04-18 BF *32,000 手27タイキヨウカケキ		
		出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	3	2	0	0	0

内 訳

科 目	1 調査研究費	6 資料作成費
	2 研 修 費	7 資料購入費
	3 広報広聴費	⑧ 人件費
	4 要請・陳情活動費	9 事務所・事務費
	5 会 議 費	

内 容

職員退職金共済 4月分 として

支払年月日 7年 4 月 18日

支払先住所 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号

支払先名称 中小企業退職金共済本部

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7年 4 月 18日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000131

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責 任 者	✓						
科 目	1 調査研究費		6 資料作成費							
	2 研 修 費		⑦ 資料購入費							
	3 広報広聴費		8 人件費							
	4 要請・陳情活動費		9 事務所・事務費							
	5 会 議 費									
実施年月日	7年	4月	18日							
支払年月日	7年	4月	18日							
金 額	4,400		-	円						
内 容	書籍代 として									
支 払 先	静岡県茶業会議所									
備 考	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">茶の品種</td> <td style="text-align: right;">¥1,650</td> </tr> <tr> <td>茶生産の最新技術</td> <td style="text-align: right;">¥2,750</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">¥4,400</td> </tr> </table>				茶の品種	¥1,650	茶生産の最新技術	¥2,750		¥4,400
茶の品種	¥1,650									
茶生産の最新技術	¥2,750									
	¥4,400									
	出納簿 確認欄	✓								

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

自民党 領 收 証
静岡市議会議員団様

No. 40

¥ 4400-

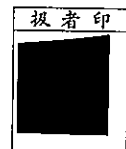
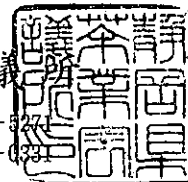
内消費税(10%)
但し 静岡銀行 貯蓄部 新投付 8(円) 消費税込

現金	○
郵便	
振振	
小切手	

上記金額正に領収致しました

令和 7 年 7 月 18 日

公益 静岡県茶業会議
社団 法人



静岡市葵区北番町81番地 TEL<054>271-5271

FAX<054>252-0331

登録番号T6080005000750

000133



新 版
茶の品種

- 最も普及している人気の品種
- 市場のニーズに応え開発された、今注目の戦略品種
- 個性を主張する品種
- ローカルながら注目したい品種



—栽培編—

社団法人静岡県茶業会議所

000135

支 出 伝 票

	代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	18日	
支払年月日	7年	4月	18日	
金 額	3,300		-	円
内 容	名刺代 として			
支 払 先	飯塚印刷			
備 考	@33×200枚×1/2 白濱 史教 支出額 ¥3,300 本年度累計枚数 200枚 /1200枚			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	3	3	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

名刺代 として

@33×200枚×1/2

¥3,300

支払年月日 7年 4月 18日

支払先住所 静岡市葵区春日3-3-10

支払先名称 飯塚印刷

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7年 4月 18日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000137

領 収 証

No. _____

自由民主党静岡市議会議員団 御中

2025年4月18日

金額 金額 円6,600-

但し 名刺印刷代 (白濱様 200 枚)
上記の金額正に領収いたしました。

税率	税抜金額	円6,000-
10%	消費税額等	円600-



心の色で未来を描く
有限会社 飯塚印
 代表取締役 飯塚真章
 〒420-0874 静岡県静岡市葵区
 phone 054.271.6688 fax 054.2
 登録番号T7080002000397

※電子データによる発行につき、非課税のため収入印紙は貼付していません。

$$\frac{1}{2} 6,600 \times \frac{1}{2} = 3,300$$

お茶のまち静岡市

自由民主党静岡市議会議員団

白濱史教

茶抄紙

茶葉、茶の葉の加工過程で生じる茶利用副産物を活用した、お茶香る紙質・環境配慮の切手紙を採用しています。

〒420-1860
静岡市葵区追手町五番一号(静岡市役所)

電話 (054) 254-1111

FAX

携帯

メール

茶抄紙

茶葉、茶の葉の加工過程で生じる茶利用副産物を活用した、お茶香る紙質・環境配慮の切手紙を採用しています。

領 収 証

静 No 402903

自由民主党静岡市議会議員団殿

令和 7 年 4 月 21 日

右金額正に領収致しました	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
						¥	1	5	86
内消費税額									

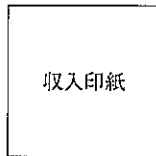
クリアホルダー代として

ただし

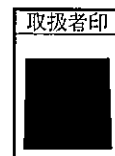
10%対象 軽減8% 非課税

金額 (税込) ¥1586
消費税 ¥144

- 現金
 - 小切手
 - 相殺
 - 手形
 - 振込
- B/K 店



静岡市駿河区曲金6-2-37
株式会社 栗田商会 静岡
皮店長 浅田
TEL 054-291-61
本社 静岡市中区上前津二丁目11番1号



本領収証に社印取扱者印無きもの金額訂正のもの及び複写書でないものは無効とします 登録番号 T4180001028044

000141

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責 任 者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費		6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 人件費 9 事務所・事務費	
実施年月日	7 年	4 月	21日	
支払年月日	7 年	4 月	21日	
金 額	605,891		-	円
内 容	職員給与 4月分 として			
支 払 先	[REDACTED]			
備 考				
			出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000143

領収証

自由民主党静岡市議会議員団

会長 鈴木和彦 様

令和7年4月21日

¥ 308,602

但 職員給与 4月分 として
上記正に領収いたしました。

住所

氏名

領収証

自由民主党静岡市議会議員団

会長 鈴木和彦 様

令和7年4月21日

¥ 297,289

但 職員給与 4月分 として
上記正に領収いたしました。

住所

氏名

000144

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責 任 者	✓								
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 人件費 9 事務所・事務費											
実施年月日	7年	4月	21日									
支払年月日	7年	4月	21日									
金 額	13,650		-	円								
内 容	社会保険労務士報酬 4月分 として											
支 払 先	経営労務コンサルタント杉本事務所											
備 考	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">労務士報酬</td> <td style="text-align: right;">12,257</td> </tr> <tr> <td>源泉所得税</td> <td style="text-align: right;">1,393</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>領収額</td> <td style="text-align: right;">¥13,650 .-</td> </tr> </table>				労務士報酬	12,257	源泉所得税	1,393	<hr/>		領収額	¥13,650 .-
労務士報酬	12,257											
源泉所得税	1,393											
<hr/>												
領収額	¥13,650 .-											
	出納簿 確認欄	✓										

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

請求書

令和 7 年 4 月 2 / 日

自由民主党静岡市議会議員団 殿静岡市駿河区緑が丘町14-12
経営労務コンサルタント杉本事務所

代表 杉本 忠重

TEL054-283-3100

FAX054-283-3192

T4810046763241

令和 7 年 4 月分

¥12,257.-

顧問料(10%対象)	¥	12,409
消費税(10%)	¥	1,241
源泉徴収税	¥	1,393
差引受取額	¥	12,257

但し顧問報酬、労務管理報酬、手続報酬、賞与・給与計算報酬として
報酬規定に基づきご精算申し上げます

領収書

令和 7 年 4 月 2 / 日

自由民主党静岡市議会議員団 殿

令和 7 年 4 月分

¥12,257.-

顧問料(10%対象)	¥	12,409
消費税(10%)	¥	1,241
源泉徴収税	¥	1,393
差引受取額	¥	12,257

上記の金額正に領収致しました

印紙税法の
規定により
非課税

静岡市駿河区緑が丘町14-12
経営労務コンサルタント杉本事務所

代表 杉本 忠重

T4810046763241

TEL054-283-3100

FAX054-283-3192

000146

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	7 年 4 月 21日				
支払年月日	7 年 4 月 21日				
金 額	-3,332 - 円				
内 容	職員雇用保険料個人負担分戻入 4月分 として				
支 払 先	自由民主党静岡市議会議員団				
備 考	07-04-21 AA 預金機 *3,332 雇用職員 ¥-1,697 雇用職員 ¥-1,635 ----- ¥-3,332 .-				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支出伝票

	代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	6年	4月	22日	
支払年月日	6年	4月	22日	
金 額	2,180		-	円
内 容	Creative Cloud コンプリートプラン 月額利用料 4月分として			
支 払 先	ADOBE			
備 考	※備品No.586 ノートパソコンにインストール			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000148



Adobe Systems Software Ireland Ltd
4-6 Rixton Walks
Citywest Business Campus
Dublin 24
Ireland
適格請求書発行事業者登録番号T3700150007275

オリジナル

請求情報

ご請求番号
発行日
支払い条件
注文書
ご注文番号
お客様
通貨

2025年4月22日
クレジットカード

円

領収書送付先

421-0017

自由民主党静岡市議会議員団 白濱 史教 様

領収書

品目詳細

サービス期間: 2025年4月20日 to 2025年5月19日

製品番号	製品説明	数量	単位	単価	小計	税率	税	金額
65207469	Creative Cloud コンプリートプラン 100 GB	1	EA	1,982	1,982	10.00%	198	2,180

領収書の合計

小計(円) 1,982
消費税 10.00% 198
JCT

合計金額(円) 2,180

備考欄:

請求先連絡先

eCommerce - ASIA (Japan C Cards)

ご注文いただき、誠にありがとうございます!

ページ 1 / 1

000149

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責 任 者	✓
科 目	1 調査研究費		6 資料作成費	
	2 研 修 費		⑦ 資料購入費	
	3 広報広聴費		8 人件費	
	4 要請・陳情活動費		9 事務所・事務費	
	5 会 議 費			
実施年月日	7年	4月	24日	
支払年月日	7年	4月	24日	
金 額	4,100		-	円
内 容	読売新聞 4月分 として			
支 払 先	読売エコー			
備 考				
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000150



読売新聞 領収書

登録番号 T4040001007854

お問合せNo

お名前 自由民主党静岡市議会議員団 様

葵区追手町5-1

本館2F

07年 4月分

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞朝刊 ※	1	4,100
2			
3			
合計			4,100円

◇左記の通り領収しました

領収日 7年 4月 24日

※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 0円)
(8.0%対象 4,100円消費税 303円)



読売センター静岡県庁前
株式会社よみうりエコー
静岡県静岡市葵区駒形通3-3-3
TEL 054(252)0441

領収印

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責 任 者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	25日	
支払年月日	7年	4月	25日	
金 額	21,765	-	円	
内 容	NHK放送受信料(R7.4月 ~ R8.3月)として			
支 払 先	日本放送協会			
備 考				
	出納簿 確認欄		✓	

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000152

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	1	7	6	5

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

NHK受信料 令和7年4月～令和8年3月 として

支払年月日 R 7 年 4月 25日

支払先住所 東京都渋谷区神南二丁目2番1号

支払先名称 日本放送協会

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7 年 4月 25日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000153

**放送受信料
払込受領証**
(金融機関・コンビニ用)

お客様氏名
自由民主党静岡市議会
議員団 様

お客様番号
[REDACTED]

金額
21765 円

お支払期間
令和 7年 4月
~
令和 8年 3月

受取人
本証は放送受信料の領収証にかわるもの
ですから、大切に保管してください。
日本放送協会

お問い合わせ先・電話番号
静岡放送局
054-654-5200

領収日附印
(金融機関・CVS収入印紙貼付欄)
25. .25
284368

金融機関・CVS→お客様

ゆうちょ銀行または郵便局でのお支払いは、左側2枚だけをお出しください。

NHK 放送受信料請求書

自由民主党静岡市議会議員団 様

令和 7年 4月20日
東京都渋谷区神南二丁目2番1号
NHK 日本放送協会
会長 稲葉 延

請求書No. 0000591	ご請求金額 (消費税および地方消費税を含みます) 21,765円	ご請求期間 令和 7年 4月 ~ 令和 8年 3月	左記のとおりご請求申し上げます 添付の払込用紙でお支払ください。
ご契約件数 衛星契約 1	請求分内訳		ご請求期間の内容とは異なる場合があります。

ご契約件数		金額(円)	期間	備考
衛星				
1	21,765	7. 4 ~ 8. 3	12か月	

000154

お問い合わせ先
静岡放送局
電話 054-654-5200

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費		6 資料作成費	
	2 研 修 費		⑦ 資料購入費	
	3 広報広聴費		8 人件費	
	4 要請・陳情活動費		9 事務所・事務費	
	5 会 議 費			
実施年月日	7 年	4 月	25 日	
支払年月日	7 年	4 月	25 日	
金 額	4,000		-	円
内 容	朝日新聞 4月分 として			
支 払 先	静岡中央新聞販売			
備 考				
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000154-2

領 収 証

支店 区域 順路 No.

自由民主党静岡市議会議員団 様

銘 柄	部数	金額(円)	備 考	領収金額 (含消費税)
*朝日新聞	1	4,000		4,000 円
10%対象 0		(内消費税 0)		2025 年 04 月分
8%対象 4,000		(内消費税 296)		領収致しました。 7 年 4 月 25 日

静岡中央新聞販売(株)
静岡市葵区竜南3丁目17-2
フリーダイヤル 0120-57-7700

登録番号: T3080001023923

係

TEL

054-295-7700

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

000155

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責 任 者	✓
科 目	1 調査研究費		6 資料作成費	
	2 研 修 費		⑦ 資料購入費	
	3 広報広聴費		8 人件費	
	4 要請・陳情活動費		9 事務所・事務費	
	5 会 議 費			
実施年月日	7年	4月	25日	
支払年月日	7年	4月	25日	
金 額	20,600		-	円
内 容	毎日・日本経済・産経・静岡・中日新聞 4月分 として			
支 払 先	江崎新聞店			
備 考	☆明細は別紙参照			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000156



静岡市葵区
追手町
市役所本館
2F
自由民主党静岡市議会議員団様

5-1

領 収 証

(21-09) 【お客様照会番号】

25年 4月分

ご購入ありがとうございます。
ございます。

購 読 紙	数	金 額
*毎日新聞 朝刊	1	4,200
*日本経済新聞	1	4,800
*産経新聞	1	3,900
合 計	*** **	*** **

*軽減税率対象

取次店 八千代町

登録番号T7080001000654

25年 4月 25日

文字訂正印, 領収印



本店/静岡市葵区七間町8番地の20

☎420-0035 TEL (054)255-2231(代)

☎ 0120-40-2083

ご愛読ありがとうございます
上記新聞代金正に領収致しました



静岡市葵区
追手町
市役所本館
2F
自由民主党静岡市議会議員団様

5-1

領 収 証

(21-09) 【お客様照会番号】

25年 4月分

ご購入ありがとうございます。
ございます。

購 読 紙	数	金 額
*静岡新聞	1	3,300
*中日新聞	1	4,400
合 計 [税込]		¥20,600

(8%税抜対象額 19,074 消費税 1,526)

*軽減税率対象

取次店 八千代町

登録番号T7080001000654

25年 4月 25日

文字訂正印, 領収印



本店/静岡市葵区七間町8番地の20

☎420-0035 TEL (054)255-2231(代)

☎ 0120-40-2083

ご愛読ありがとうございます
上記新聞代金正に領収致しました

000157

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責 任 者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	25日	
支払年月日	7年	4月	25日	
金 額	5,800		-	円
内 容	日刊工業新聞 4月分 として			
支 払 先	海野新聞店			
備 考				
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000158

領収証(自動振替通知)

自民党市議団 様

2025年 4月分

(32) 309.00自振

お問合せNo. [REDACTED]

(8%対象 5,800 税 429)

(10%対象 0 税 0)

品 目 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*日刊工業新聞	1	5,800	

合計金額
5,800 円

毎度ご購入誠にありがとうございます。金額には消費税が含まれています。

R7/4 月 25 日

古紙を回収ご希望の方は、配達員又は右記販売店まで連絡ください。

有限会社海野新聞店

静岡市葵区上土一丁目1-8-5
Tel 261-1377 Fax 261-1308
登録番号 T7-0800-0200-077



支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	26日	
支払年月日	7年	4月	26日	
金 額	25,850		-	円
内 容	事務所賃料 5月分 として			
支 払 先	アイワ不動産			
備 考	★高木 強 議員 事務所賃料 5月分 として 事務所賃料 : 57,200-5,500(駐車場) =51,700/2 所在地: 静岡市清水区庵原町156-1 グリーンハイツ清水B101号 ※契約書の写し等の書類 No.4月-9 添付			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000160

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	5	8	5	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 5月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 7年 4月 26日

支払先住所 静岡市葵区常磐町1丁目8番地の6

支払先名称 アイワ不動産

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7年 4月 26日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 繁田和三

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	0	2	5	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| 6 年 | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 5 月分 として
(月額賃料の1/2)

事務所1 支払年月日 7 年 4 月 26日

支払先住所 静岡市駿河区稲川2-1-32コハラサウスビル1F

支払先名称 ミニミニ静岡

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7 年 4 月 26日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 繁田 和三

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責 任 者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費			
実施年月日	7年 4月 28日			
支払年月日	7年 4月 28日			
金 額	6,248 - 円			
内 容	CATV基本利用料 4月分 として			
支 払 先	トコちゃんねる静岡			
備 考	07-04-28 BF *6,248 トコちゃんねる静岡 ◇ 支払方法は口座振替です			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000164

〒420-8602
静岡県葵区追手町5-1
静岡市役所
自由民主党静岡市議会議員団 代表者 鈴木和彦 御
中

お客様番号: [REDACTED]

請求書

株式会社トコちゃんねる静岡

登録番号: T1080001002664

〒424-0888

静岡市清水区中之郷2-1-1

鈴木情報センタービル101号

株式会社トコちゃんねる静岡

問合先 0120-275-840



請求書

自由民主党静岡市議会議員団

御中

引落日

2025年04月28日

10%対象税込計	内消費税(10%)	非課税・不課税対象計	請求合計
6,248円	568円	0円	6,248円

摘要	税率	金額(税込)
ドリームTV4月分	10%	4,180円
SPEEDチャンネル4月分	10%	990円
ファミ録4K NE04月分	10%	1,078円

※一部の非課税項目商品は弊社では適格請求書の発行を行えません。詳しくは弊社HPのユーザーサポートをご確認ください。
※各種割賦工事費(不課税)の適格請求書は、別途発行する分割代金通知書をご利用ください。
※オプションチャンネルおよび電話サービスをご利用のお客様におきましては、当請求分は前月ご利用分が対象となります。

000165

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	6	2	4	8

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

CATV基本利用料 4月分

支払年月日 R7年 4月 28日

支払先住所 静岡市清水区中ノ郷2-1-5

支払先名称 トコちゃんねる静岡

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R7年 4月 28日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 繁田 和三

000166

支 出 伝 票

	代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費			
実施年月日	7年	4月	29日	
支払年月日	7年	4月	29日	
金 額	2,948	-	円	
内 容	消耗品代(電源タップ)として			
支 払 先	nojima			
備 考				
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000167



Nojima

www.nojima.co.jp
事業用番号：T4021001013588

領収書

自民党市議団 様

¥2,948

(内消費税等 ¥268)
内訳 現金 ¥2,948

但 電源タップコード

2025年04月29日 (火)

株式会社ノジマ 054-654-5631



お困りごとはWEBで
解決できます！ 随時
更新中！

ノジマ サポート



お買上げ日 2025年04月29日 13:10
ご購入店 イトヨーカドー静岡
TEL 054-654-5631
販売員 [Redacted]
ご購入店 063 伝票No. 029839

1 23 スイッチ付タップウェブ
WLSLU650SB 4901087204151
2,948 × 1 内 2,948
軽 印は軽減税率(8%)適用商品(内税)

税込価格計 ¥2,948

税別本体価格計(10.0%) ¥2,680
消費税(10.0%) ¥268

合計 ¥2,948
現金 ¥2,948
お預り ¥10,000
お釣り ¥7,052

レシート番号：J250429083029839



このレシートを保証書に貼って一緒に保管ください。

一緒に働きませんか

スタッフ募集!

学生・地域の方
大歓迎!

時給 1,600円
スタート!




ノジマバイト



Nojima

www.nojima.co.jp
事業用番号：T4021001013588

領収書

自民党市議団 様

¥2,948

(内消費税等 ¥268)
内訳 現金 ¥2,948

但 電源タップコード

2025年04月29日 (火)

株式会社ノジマ 054-654-5631



お困りごとはWEBで
解決できます！ 随時
更新中！

ノジマ サポート



お買上げ日 2025年04月29日 13:10
ご購入店 イトヨーカドー静岡
TEL 054-654-5631
販売員 [Redacted]
ご購入店 063 伝票No. 029839

1 23 スイッチ付タップウェブ
WLSLU650SB 4901087204151
2,948 × 1 内 2,948
軽 印は軽減税率(8%)適用商品(内税)

税込価格計 ¥2,948

税別本体価格計(10.0%) ¥2,680
消費税(10.0%) ¥268

合計 ¥2,948
現金 ¥2,948
お預り ¥10,000
お釣り ¥7,052

レシート番号：J250429083029839



このレシートを保証書に貼って一緒に保管ください。

一緒に働きませんか

スタッフ募集!

学生・地域の方
大歓迎!

時給 1,600円
スタート!




ノジマバイト



000168

支出伝票

		代表者	✓	経理責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費		6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費		
実施年月日	7年	4月	30日		
支払年月日	7年	4月	30日		
金 額	10,000		-	円	
内 容	事務所賃料 5月分 として				
支 払 先	[REDACTED]				
備 考	★堀 努 議員 事務所賃料 ¥20,000×1/2 = ¥10,000 所在地: 静岡市清水区駒越東町10番23号 ※契約書の写し等 No.4月-7 添付				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000169

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	0	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 5月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 7年 4月 30日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R7年 4月 30日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 繁田 和三

000170

支 出 伝 票

	代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	30日	
支払年月日	7年	4月	30日	
金 額	198,000		-	円
内 容	ノートパソコン代 として			
支 払 先	ペンギンズ			
備 考				
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000171

領 収 書

自民党静岡市議会議員団 御中

発行日 2025/4/30

下記、正に領収いたしました。

件名	ビジネスノートパソコン代 (初期設定含む)
請求日	2025/4/15
支払期限	2025/4/30
入金日	2025/4/30

株式会社 ペンギンズ
MANAGE RISK, DON'T FEAR IT!

株式会社ペンギンズ
〒422-8041
静岡市駿河区中田二丁目8番8号
Tel: [REDACTED]
登録番号: T7080001024554

繰越金額 [REDACTED]

合計	198,000 円 (税込)
----	----------------

摘要	数量	単位	単価	金額
ビジネスノートパソコン購入代 (初期設定含む)	1	式	180,000.0	180,000
Lenovo ThinkPad Z13 Gen 2(13.3型)				
CPU:AMD Ryzen™ 5 PRO 7540U (3.20 GHz 最大 4.90 GHz)				
Windows 11 Home 64bit				
512 GB SSD M.2 2242 PCIe-NVMe Gen4 TLC OPAL対応				
			小計	180,000
			消費税	18,000
			源泉所得税	0
			合計	198,000

備考

※電子データによる発行につき、非課税のため収入印紙は貼付していません。

000172

支出伝票

	代表者	✓	経理責任者	✓
科目	1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	30日	
支払年月日	7年	4月	30日	
金額	40,000		-	円
内容	事務所賃料 5月分 として			
支払先	第一不動産			
備考	★丹沢卓久 議員 事務所賃料 5月分 として 事務所賃料 : 80,000×1/2 所在地: 静岡市葵区銭座町30番地の3 ※契約書の写し等の書類 No.4- 8 添付			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000173

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	4	0	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 5月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 7年 4月 30日

支払先住所 静岡市葵区田町5丁目10-1

支払先名称 第一不動産

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7年 4月 30日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 繁田 和三

000174

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責 任 者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費				
実施年月日	7年 4月 30日				
支払年月日	7年 4月 30日				
金 額	200,302 - 円				
内 容	管内調査交通費・通信費 4月分 として				
支 払 先	議員 赤池剛直 他19名				
備 考					

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
¥	2	0	0	0	3	0	2

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 管内調査交通費・通信費 4月分 として

支払年月日 令和 7 年 4 月 30日

支払先 議員 赤池剛直 他 19名

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 7 年 4 月 30日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 繁田 和三

000176

領 収 書

金額 ¥200,302.-

但し 管内調査交通費・通信費補助 4月分として

受領者名

氏名	金額 円	受領印
坂田 和基	0	
赤池 剛直	10,448	
木下 俊也	0	
白濱 史教	9,790	
鈴木 直人	8,625	
高木 強	16,619	
堀 努	11,865	
島 直也	14,812	
寺澤 潤	12,411	
平井 正樹	11,463	
尾崎 行雄	12,977	

受領日 R7.4.30

氏名	金額 円	受領印
宮城 展代	6,106	
畑田 響	2,875	
福地 健	8,050	
望月 俊明	12,663	
大村 一雄	7,430	
丹沢 卓久	2,814	
繁田 和三	17,163	
山根田鶴子	8,260	
石上顕太郎	9,209	
井上 恒彌	13,077	
鈴木 和彦	3,645	

000177

7年度

通信費・管内交通費補助一覧表 4月分

氏名		1.ガソリン (1/2)	2.携帯電話 (1/2)	3.自宅 インターネット (1/2)	4.タクシー	5.運転代行	6.駐車場	7.バス・電車	合計
坂田 和基	領収書計								0
	活動費分	0	0	0	0	0	0	0	0
赤池 剛直	領収書計	20,897							20,897
	活動費分	10,448	0	0	0	0	0	0	10,448
木下 俊也	領収書計								0
	活動費分	0	0	0	0	0	0	0	0
白濱 史教	領収書計	9,214	5,166	5,200					19,580
	活動費分	4,607	2,583	2,600	0	0	0	0	9,790
鈴木 直人	領収書計	6,200	6,469	4,583					17,252
	活動費分	3,100	3,234	2,291	0	0	0	0	8,625
高木 強	領収書計	25,358	7,881						33,239
	活動費分	12,679	3,940	0	0	0	0	0	16,619
堀 努	領収書計	9,860	9,251	4,620					23,731
	活動費分	4,930	4,625	2,310	0	0	0	0	11,865
島 直也	領収書計	19,757	5,176	4,693					29,626
	活動費分	9,878	2,588	2,346	0	0	0	0	14,812
寺澤 潤	領収書計	11,530	9,200	4,092					24,822
	活動費分	5,765	4,600	2,046	0	0	0	0	12,411
平井 正樹	領収書計	11,440	6,537	4,950					22,927
	活動費分	5,720	3,268	2,475	0	0	0	0	11,463
尾崎 行雄	領収書計	23,124	2,830						25,954
	活動費分	11,562	1,415	0	0	0	0	0	12,977
宮城 展代	領収書計	12,213							12,213
	活動費分	6,106	0	0	0	0	0	0	6,106
畑田 響	領収書計	5,751							5,751
	活動費分	2,875	0	0	0	0	0	0	2,875
福地 健	領収書計	6,650	3,291	6,160					16,101
	活動費分	3,325	1,645	3,080	0	0	0	0	8,050
望月 俊明	領収書計	17,221	8,106						25,327
	活動費分	8,610	4,053	0	0	0	0	0	12,663
大村 一雄	領収書計	10,000	4,860						14,860
	活動費分	5,000	2,430	0	0	0	0	0	7,430
丹沢 卓久	領収書計		5,628						5,628
	活動費分	0	2,814	0	0	0	0	0	2,814
繁田 和三	領収書計	20,218	8,389	5,720					34,327
	活動費分	10,109	4,194	2,860	0	0	0	0	17,163
山根田鶴子	領収書計	13,449	3,072						16,521
	活動費分	6,724	1,536	0	0	0	0	0	8,260
石上顕太郎	領収書計	8,713	9,706						18,419
	活動費分	4,356	4,853	0	0	0	0	0	9,209
井上 恒彌	領収書計	10,654	10,191	5,311					26,156
	活動費分	5,327	5,095	2,655	0	0	0	0	13,077
鈴木 和彦	領収書計		7,291						7,291
	活動費分	0	3,645	0	0	0	0	0	3,645
合計									400,622
									200,302

000178

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

《但し令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 赤池 剛直

単位：円

区分		領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1	ガソリン代	20,897	10,448	
2	携帯電話代			
3	自宅インターネット代			
4	タクシー代			
5	運転代行代			
6	駐車場代			
7	バス・電車代			
8				
9				
10				
計			10,448	

- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000179

領収書等貼付用紙

議員名 赤池 剛直

R7 年4月分【区分: ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

<貼付枠>

EneJet

納品書(領収書)

土屋燃料(株)
中吉田SS
静岡県駿河区中吉田44-3
TEL:054-208-6168
登録番号:T4080001010227
2025/04/10(木)11:51

JACCS カード カイイ モバイルEneKey 様

レギュラー
113000 ¥12245
68.79L @178.0 L-5 N-13
(内ガソリン税 @53.3 ¥3701)
アプリクーポン適用(2003)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥12,245
(10%対象 ¥12,245
内消費税 ¥1113)
合計 ¥12,245
承認No. 0661424

支払方法 事前払い OK
端末処理 No. 12157
ENEOS公 様
EneKey 様
V会員番 様
Vポイント: 34P
OP
4P

利用Vポイント
利用可能Vポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがありま
す。詳細は tsite.jp にて
ご確認ください。

※本書保管上のおお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。
※釣銭は本日中にお受け取り下さい
!只今洗車キャンペーン実施中!
洗車カードが大変お得です。
詳しくはスタッフにお尋ねください
No.6672 担当 様
EneKey 様
2025/04/10

EneJet

納品書(領収書)

土屋燃料(株)
中吉田SS
静岡県駿河区中吉田44-3
TEL:054-208-6168
登録番号:T4080001010227
2025/04/21(月)06:16

JACCS カード カイイ モバイルEneKey 様

レギュラー
113000 ¥8652
50.01L @173.0 L-5 N-13
(内ガソリン税 @53.8 ¥2691)
アプリクーポン適用(2003)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥8,652
(10%対象 ¥8,652
内消費税 ¥781)
合計 ¥8,652
承認No. 0685822

支払方法 一括

端末処理 No. 1950
ENEOS公 様
EneKey 様
V会員番 様
Vポイント: 25P
特別P OP
今回計 15P
OP

利用Vポイント
利用可能Vポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがありま
す。詳細は tsite.jp にて
ご確認ください。

※本書保管上のおお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。
※釣銭は本日中にお受け取り下さい
!只今洗車キャンペーン実施中!
洗車カードが大変お得です。
詳しくはスタッフにお尋ねください
No.774 担当 様
EneKey 様
2025/04/21

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
20,897 円	0.5	10,448 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

000180

領収書等貼付用紙

議員名 赤池 剛直

R7 年4月分【区分: ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枠〉



EneJet

納品書(領収書)

主屋燃料(株)
中吉田SS
静岡市駿河区中吉田44-3
TEL: 054-208-6168
登録番号: T4080001010227
2025/04/10(木) 11:51

モバイルEneKey
JACCS カード 払い

売上 JACCS
レギュラー
113000 ¥12245
68.79L @178.0 L-5 N-13
(内ガソリン税 @53.8 ¥3701)
アプリクーポン適用(2003)
3円/L, 個 割引 済み

小計 ¥12,245
(10%対象 ¥12,245
内消費税 ¥1113)
合計 ¥12,245
承認No. 0661424

支払方法 一括

事前オソリ OK
端末処理通番 12157

ENEOS公式ア
モバイルEneKey
V会員番号:
Vポイント: 基本P 34P
特別P 0P
今回計 34P
利用Vポイント 0P

利用可能Vポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがありま
す。詳細はtsite.jpにて
ご確認ください。

※本書保管上のお願!!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

※釣銭は本日中にお受け取り下さい
! 只今洗車キャンペーン実施中!
洗車カードが大変お得です。
詳しくはスタッフにお尋ねください
No. 6672 担当:
POS番号01
2025/04/10

EneJet

納品書(領収書)

主屋燃料(株)
中吉田SS
静岡市駿河区中吉田44-3
TEL: 054-208-6168
登録番号: T4080001010227
2025/04/21(月) 06:16

モバイルEneKey
JACCS カード 払い

売上 JACCS
レギュラー
113000 ¥8652
50.01L @173.0 L-5 N-13
(内ガソリン税 @53.8 ¥2691)
アプリクーポン適用(2003)
3円/L, 個 割引 済み

小計 ¥8,652
(10%対象 ¥8,652
内消費税 ¥787)
合計 ¥8,652
承認No. 0685822

支払方法 一括

事前オソリ OK
端末処理通番 14950

ENEOS公式ア
モバイルEneKey
V会員番号:
Vポイント: 基本P 25P
特別P 0P
今回計 25P
利用Vポイント 0P

利用可能Vポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがありま
す。詳細はtsite.jpにて
ご確認ください。

※本書保管上のお願!!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

※釣銭は本日中にお受け取り下さい
! 只今洗車キャンペーン実施中!
洗車カードが大変お得です。
詳しくはスタッフにお尋ねください
No. 7774 担当:
POS番号01
2025/04/21

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
20,897 円	0.5	10,448 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

000181

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

《但し令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 向嶺 文敏

単位：円

区分	領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1 ガソリン代	9,214	4,607	
2 携帯電話代	5,166	2,583	
3 自宅インターネット代	5,200	2,600	
4 タクシー代			
5 運転代行代			
6 駐車場代			
7 バス・電車代			
8			
9			
10			
計		9,790	

- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000182

領収書等貼付用紙

議員名 白根 史敬

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください
(貼付枠)

EneJet

納品書(領収書)

日星コーポレーション(株)
EneJet 東新田SS
静岡県静岡市駿河区東新田3-1-1
TEL:054-256-1160
登録番号:T3080001003999
2025/04/10(木)10:41

モバイルEneKey

ラテカード カイマ 様

売上 楽天RC
レギュラー
000260 ¥4836
26.57L @182.0 L-5 N-13
アプリクーポン適用(2002)
2円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,836
(10%対象 ¥4,836
内消費税 ¥440)
合計 ¥4,836
承認No. 4719859
支払方法 一括

事前オッソ OK
端末処理通番 19859

ENEOS
EneJet
楽天ポイント
取引日時: 2025/04/10 10:40:28

楽天ポイント: 基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用楽天ポイント
利用可能楽天ポイント
本日付与されたポイントは2~3日後に反映されます。また、会員資格等の理由で、楽天ポイントが加算されないことがあります。

詳細はpoint.rakuten.co.jpにてご確認ください。

※本書保管上のお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願い致します。

★アプリ会員募集中★
給油割引券、配信してます!!
エネオス公式アプリをダウンロード
モバイルEneKeyも登録できる!
SSコード
No.8198
POS番号01
2025/04/10

写

EneJet

納品書(領収書)

日星コーポレーション(株)
EneJet 東新田SS
静岡県静岡市駿河区東新田3-1-1
TEL:054-256-1160
登録番号:T3080001003999
2025/04/10(木)10:41

モバイルEneKey

ラテカード カイマ 様

売上 楽天RC
レギュラー
000260 ¥4836
26.57L @182.0 L-5 N-13
アプリクーポン適用(2002)
2円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,836
(10%対象 ¥4,836
内消費税 ¥440)
合計 ¥4,836
承認No. 4719859
支払方法 一括

事前オッソ OK
端末処理通番 19859

ENEOS公式アプリ
モバイルEneKey ID
楽天ポイント
取引日時: 2025/04/10 10:40:28

楽天ポイント: 基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用楽天ポイント
利用可能楽天ポイント
本日付与されたポイントは2~3日後に反映されます。また、会員資格等の理由で、楽天ポイントが加算されないことがあります。

詳細はpoint.rakuten.co.jpにてご確認ください。

※本書保管上のお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願い致します。

★アプリ会員募集中★
給油割引券、配信してます!!
エネオス公式アプリをダウンロード
モバイルEneKeyも登録できる!
SSコード
No.8198
POS番号01
2025/04/10

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
4,836 円	1/2	2,418 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること ①

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

000183

領収書等貼付用紙

議員名 白濱 史敬

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

(貼付枠)

EneJet

納品書(領収書)
日星コーポレーション株式会社
エネジェット静岡伊ヶ-SS
静岡市駿河区中野新田331-6
TEL:054-282-7195
登録番号:13080001000033
2025/04/21(月)15:19

売上 楽天レギュラー
000260 24.46L @179.0 L-6 N-16 #4378
(内ガソリン税 @53.8 ¥1316)
アプリクーポン適用(2002)
2円/L,個割り済み

小計 ¥4,378
(10%対象 ¥4,378)
内消費税 ¥398
合計 ¥4,378
承認No. 4712860
支払方法 一括

事前オゾリ OK
端末処理通番 12860
ENEOS公式アプリ EneKey ID
楽天ポイント
取引日時: 2025/04/21 15:18:12
楽天ポイント: 基本P 12P
特別P 0P
今回計 12P

本日付与されたポイントは2~3日後に反映されます。また、会員資格等の理由で、楽天ポイントが加算されないことがあります。
詳細はpoint.rakuten.co.jpにてご確認ください。
※本書保管上のおお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願い致します。
No.2233 担当: [Redacted]
POS番号01
2025/04/21



EneJet

納品書(領収書)

日星コーポレーション株式会社
エネジェット静岡伊ヶ-SS
静岡市駿河区中野新田331-6
TEL:054-282-7195
登録番号:13080001000033
2025/04/21(月)15:19

楽天カード 伊ヶ

売上 楽天レギュラー
000260 24.46L @179.0 L-6 N-16 #4378
(内ガソリン税 @53.8 ¥1316)
アプリクーポン適用(2002)
2円/L,個割り済み

小計 ¥4,378
(10%対象 ¥4,378)
内消費税 ¥398
合計 ¥4,378
承認No. 4712860
支払方法 一括

事前オゾリ OK
端末処理通番 12860
ENEOS公式アプリ EneKey ID
楽天ポイント
取引日時: 2025/04/21 15:18:12
楽天ポイント: 基本P 12P
特別P 0P
今回計 12P

本日付与されたポイントは2~3日後に反映されます。また、会員資格等の理由で、楽天ポイントが加算されないことがあります。
詳細はpoint.rakuten.co.jpにてご確認ください。
※本書保管上のおお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願い致します。
No.2233 担当: [Redacted]
POS番号01
2025/04/21

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
4,378 円	1/2	2,189 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること (2)

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください
000184 ①+②=4607

領収書等貼付用紙

議員名 白濱史教

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください
<貼付枠>

2025/05/12 11:47

My Y!mobile | ワイモバイル

請求明細

トップ > 料金案内 > 請求明細

4月ご利用分

2025年4月分 (4月1日~4月30日ご使用分)



インターネット請求サービス

小計

基本使用料

項目	金額
SoftBank 光 (ファミリー) 月額基本料 (2025年4月分)	5,200 円

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
5,200円	1/2	2,600円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

000186

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

(但し令和 7 年 4 月分)

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 鈴木直人

単位：円

区分		領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1	ガソリン代	6,200	3,100	
2	携帯電話代	6,469	3,234	
3	自宅インターネット代	4,583	2,291	
4	タクシー代			
5	運転代行代			
6	駐車場代			
7	バス・電車代			
8				
9				
10				
計			¥8,625	

- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000187

領収書等貼付用紙

議員名 鈴木通人

7年4月分【区分：対ソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください
 (貼付枠)

EneJet
対ソリン代

令頁収書

ENEOSモビリティ西神奈川
 DCSエネジェット曲金SS
 静岡市駿河区曲金6-4-38
 TEL:054-284-7475
 登録番号:T4010001140063
 '05/04/09(水)21:24

現金カード
 レギュラー
 10100 ¥6200
 33.88L @183.0 L-7 N-19
 アプリクーポン適用(2005)
 5円/L,個 割引 済み

小計 ¥6,200
 (10%対象 ¥6,200
 内消費税 ¥564)
 合計 ¥6,200
 お預かり ¥3800
 上記にて領収書とさせていただきます

写

EneJet
対ソリン代

令頁収書

ENEOSモビリティ西神奈川
 DCSエネジェット曲金SS
 静岡市駿河区曲金6-4-38
 TEL:054-284-7475
 登録番号:T4010001140063
 '05/04/09(水)21:24

現金カード
 レギュラー
 10100 ¥6200
 33.88L @183.0 L-7 N-19
 アプリクーポン適用(2005)
 5円/L,個 割引 済み

小計 ¥6,200
 (10%対象 ¥6,200
 内消費税 ¥564)
 合計 ¥6,200
 お預かり ¥10000 お釣 ¥3800
 上記にて領収書とさせていただきます

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
6,200 円	1/2	3,100 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること
 ※区分ごとに用紙を分けてください
 ※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

000188

領収書等貼付用紙

議員名 鈴木通人

7 年 月 分 【 区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代 】 使用区分を丸囲みしてください

(貼付枠)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN (CATEGORY)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇基本使用料等 (計)	2,700	ご利用期間 (4/1~4/30) カケホーダイプラン (スマホ/タブ) iPhone	合 算
◇通話料・通信料 (計)	78	Xi・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等 (計)	3,600	Xiベリンックパケット定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	-497	すっとドコモ割プラス (料金割引) (参考) 当月ご利用データ量	合 算
		2. 1G (通信速度制限含む)	合 算
		spモード利用料	合 算
		ケータイ補償サービス (500円コース)	合 算
		ケータイお探しサービス利用料	合 算
		ケータイお探しサービス割引料	合 算
		請求書発行手数料	合 算
		docomo with適用額	合 算
		ユニバーサルサービス料/基本	合 算
		電話リレーサービス料/基本	合 算
◇消費税等相当額 (計)	588	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計	6,469	合計	合 算

5月請求分
1番号あたり2円のご請求となります
1番号あたり1円のご請求となります
合算表示の料金合計×10%
50ptです。
5,881円です。
※その他の獲得ポイントHWEBをご確認ください。

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
6,469 円	1/2	3,234 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

000189

領収書等貼付用紙

議員名 鈴木直人

7 年々月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください
 (貼付枠)

マイページTOP>>お支払料金照会 鈴木 直人様(前回ログイン 2025/03/28 14:34) ログアウト

お支払料金照会

カード-鈴木 直人様
 2025年03月 照会

2025年 04月 ご利用請求明細

料金内訳	請求金額	値引金額	お支払金額 (円)
放送基本コース			
ひかりdeネット (ホーム)	4,583	0	4,583
ひかりdeトークS 基本料			
ひかりdeトークS 番号表示サービス			
電話リレーサービス料			
ユニバーサルサービス料			
くらしのSOS利用料			
前月までの繰越金			
2025年 04月ご請求金額			
2025年 04月請求先合算ご請求金額			

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
4,583 円	1/2	2,291 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
 ※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

000190

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

《但し令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 高 木 強

単位：円

区分	領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1 ガソリン代	25,358	12,679	
2 携帯電話代	7,981	3,940	
3 自宅インターネット代			
4 タクシー代			
5 運転代行代			
6 駐車場代			
7 バス・電車代			
8			
9			
10			
計		16,619	





- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000191

領収書等貼付用紙

議員名 高木 強

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

 <p style="text-align: center;">糸内品書 (領収書)</p> <p>フジ物産 (株) フレンドリー清水 インター 静岡県静岡市 清水区八坂北 1-1-11 TEL:054-367-5141 SS-102113 登録番号: T9080001009017</p> <p>2025年04月04日 08:53 伝票No.0130 通番4665</p> <p>コスモ・ザ・カード 様 〒 オーパス</p> <p>11200 レギュラーガソリン P18 ¥5461 数量 29.68(L) 単価 @184</p> <hr/> <p>合計 ¥5,461 (内ガソリン税 @53.8 ¥1597) (内税分消費税 ¥496) (10%税込対象額 ¥5461) (10%消費税 ¥496)</p> <p>承認No.0007704855 処理通番 24766 支払方法 通常 端末番号:7740577710211 IC ATC:0073 カードシケンス番号:00 APL:Mastercard AID:A0000000041010 *****WAON POINTカード*****</p>	 <p style="text-align: center;">糸内品書 (領収書)</p> <p>フジ物産 (株) フレンドリー清水 インター 静岡県静岡市 清水区八坂北 1-1-11 TEL:054-367-5141 SS-102113 登録番号: T9080001009017</p> <p>2025年04月11日 13:51 伝票No.0210 通番2623</p> <p>コスモ・ザ・カード 様 〒 オーパス</p> <p>11200 レギュラーガソリン P06 ¥7532 数量 40.28(L) 単価 @187</p> <hr/> <p>合計 ¥7,532 (内ガソリン税 @53.8 ¥2167) (内税分消費税 ¥685) (10%税込対象額 ¥7532) (10%消費税 ¥685)</p> <p>承認No.0007779647 処理通番 10648 支払方法 通常 端末番号:7740577710211 IC ATC:0074 カードシケンス番号:00 APL:Mastercard AID:A0000000041010 *****WAON POINTカード*****</p>	 <p style="text-align: center;">糸内品書 (領収書)</p> <p>フジ物産 (株) フレンドリー清水 インター 静岡県静岡市 清水区八坂北 1-1-11 TEL:054-367-5141 SS-102113 登録番号: T9080001009017</p> <p>2025年04月19日 16:44 伝票No.0458 通番3598</p> <p>コスモ・ザ・カード 様 〒 オーパス</p> <p>11200 レギュラーガソリン P12 ¥5167 数量 28.39(L) 単価 @182</p> <hr/> <p>合計 ¥5,167 (内ガソリン税 @53.8 ¥1527) (内税分消費税 ¥470) (10%税込対象額 ¥5167) (10%消費税 ¥470)</p> <p>承認No.0007794681 処理通番 16532 支払方法 通常 端末番号:7740577710211 IC ATC:0075 カードシケンス番号:00 APL:Mastercard AID:A0000000041010 *****WAON POINTカード*****</p>									
 <p style="text-align: center;">糸内品書 (領収書)</p> <p>フジ物産 (株) フレンドリー清水 インター 静岡県静岡市 清水区八坂北 1-1-11 TEL:054-367-5141 SS-102113 登録番号: T9080001009017</p> <p>2025年04月28日 12:53 伝票No.0268 通番4624</p> <p>コスモ・ザ・カード 様 〒 オーパス</p> <p>11200 レギュラーガソリン P18 ¥7198 数量 39.55(L) 単価 @182</p> <hr/> <p>合計 ¥7,198 (内ガソリン税 @53.8 ¥2126) (内税分消費税 ¥654) (10%税込対象額 ¥7198) (10%消費税 ¥654)</p> <p>承認No.0007729932 処理通番 26311 支払方法 通常 端末番号:7740577710211 IC ATC:0076 カードシケンス番号:00 APL:Mastercard AID:A0000000041010 *****WAON POINTカード*****</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; text-align: center;">領収書等合計額(a)</td> <td style="width:33%; text-align: center;">按分率(b) ※1/2以内</td> <td style="width:33%; text-align: center;">政務活動費支出額(a) × (b)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 24px;">25,358</td> <td style="text-align: center; font-size: 24px;">1/2</td> <td style="text-align: center; font-size: 24px;">12,679</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>		領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)	25,358	1/2	12,679	円		円
領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)									
25,358	1/2	12,679									
円		円									
<p>※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること</p>											

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

000192

領収書等貼付用紙

議員名 高木 強

写

7 年 4 月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

COSMO		COSMO		COSMO	
納品書 (領収書)		納品書 (領収書)		納品書 (領収書)	
フジ物産 (株) フレンドリー清水 インター 静岡県静岡市 清水区八坂北 1-1-11 TEL:054-367-5141 SS-102113 登録番号: T9080001009017		フジ物産 (株) フレンドリー清水 インター 静岡県静岡市 清水区八坂北 1-1-11 TEL:054-367-5141 SS-102113 登録番号: T9080001009017		フジ物産 (株) フレンドリー清水 インター 静岡県静岡市 清水区八坂北 1-1-11 TEL:054-367-5141 SS-102113 登録番号: T9080001009017	
2025年04月04日 08:53 伝票No.0130 通番4665		2025年04月11日 13:51 伝票No.0210 通番2623		2025年04月19日 16:44 伝票No.0458 通番3598	
コスモ・ザ・カード 様		コスモ・ザ・カード 様		コスモ・ザ・カード 様	
売上 オーバス		売上 オーバス		売上 オーバス	
11200 レギュラーガソリン P18 ¥5461 数量 29.68(L) 単価 @184		11200 レギュラーガソリン P08 ¥7532 数量 40.28(L) 単価 @187		11200 レギュラーガソリン P12 ¥5167 数量 28.39(L) 単価 @182	
合計 ¥5,461		合計 ¥7,532		合計 ¥5,167	
(内消費税) @53.8 ¥1597 (内税分消費税) ¥496 (10%税込対象額) ¥5461 (10%消費税) ¥496		(内消費税) @53.8 ¥2128 (内税分消費税) ¥685 (10%税込対象額) ¥7532 (10%消費税) ¥685		(内消費税) @53.8 ¥1527 (内税分消費税) ¥470 (10%税込対象額) ¥5167 (10%消費税) ¥470	
承認No.0007704855 処理通番 24766		承認No.000779647 処理通番 10648		承認No.0007794681 処理通番 16532	
支払方法 通常 端末番号:7740577710211 IC ATC:0073 カードシケンス番号:00 APL:Mastercard AID:A0000000041010 *****WAON POINTカード*****		支払方法 通常 端末番号:7740577710211 IC ATC:0074 カードシケンス番号:00 APL:Mastercard AID:A0000000041010 *****WAON POINTカード*****		支払方法 通常 端末番号:7740577710211 IC ATC:0076 カードシケンス番号:00 APL:Mastercard AID:A0000000041010 *****WAON POINTカード*****	

COSMO 納品書 (領収書) フジ物産 (株) フレンドリー清水 インター 静岡県静岡市 清水区八坂北 1-1-11 TEL:054-367-5141 SS-102113 登録番号: T9080001009017 2025年04月28日 12:53 伝票No.0268 通番4624	コスモ・ザ・カード 様 売上 オーバス 11200 レギュラーガソリン P18 ¥7198 数量 39.55(L) 単価 @182	合計 ¥7,198 (内消費税) @53.8 ¥2128 (内税分消費税) ¥654 (10%税込対象額) ¥7198 (10%消費税) ¥654 承認No.0007729932 処理通番 26311 支払方法 通常 端末番号:7740577710211 IC ATC:0076 カードシケンス番号:00 APL:Mastercard AID:A0000000041010 *****WAON POINTカード*****
--	--	--

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
25,358 円	1/2	12,679 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること
 ※区分ごとに用紙を分けてください
 ※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

000193

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

《但し令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 堀 努

単位：円

区分	領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1 ガソリン代	9,860	4,930	
2 携帯電話代	9,251	4,625	
3 自宅インターネット代	4,620	2,310	
4 タクシー代			
5 運転代行代			
6 駐車場代			
7 バス・電車代			
8			
9			
10			
計		11,865	

- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000195

領収書等貼付用紙

議員名 堀 努

R7年4月分【区分: ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枠〉



領収書

売上
 ジェイエイ静岡燃料サービス(株)
 駒越サービスステーション
 静岡県静岡市清水区駒越中1-15-1
 TEL:054-395-9870 SS:4380130200
 登録番号:T4080001015507
 2025/04/03(木)16:42
 現金メンバー様

現金メンバー様
 区分 11
 No.7002 P-01
 レギュラーガソリン
 27.35L/l @185.0 ¥5060

合計 ¥5,060
 (内10%消費税等 ¥460
 10%税込金額 ¥5,060)

係員: [Redacted] No.4048 01
 1万4940 6千940



領収書

売上
 ジェイエイ静岡燃料サービス(株)
 駒越サービスステーション
 静岡県静岡市清水区駒越中1-15-1
 TEL:054-395-9870 SS:4380130200
 登録番号:T4080001015507
 2025/04/22(火)09:09
 現金メンバー様

現金メンバー様
 区分 11
 No.8582 P-04
 レギュラーガソリン
 25.67L/l @187.0 ¥4800

合計 ¥4,800
 (内10%消費税等 ¥436
 10%税込金額 ¥4,800)

係員: [Redacted] No.5307 01
 1万5200 5千200

000196

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
9,860 円	1/2	4,930 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
 ※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 堀 努

R7年4月分【区分: ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枠〉



領収書

売上
ジェイエイ静岡燃料サービス(株)
駒越サービスステーション
静岡県静岡市清水区駒越中1-15-1
TEL:054-395-9870 SS:4380130200
登録番号:T4080001015507
2025/04/03(木)16:42
現金メンバー様

現金メンバー 手
区分 11
No.7002 P-01
レギュラーガソリン
27.35L/l @185.0 ¥5060

合計 ¥5,060
(内10%消費税等 ¥460
10%税込金額 ¥5,060)

係員: [Redacted] ｼｰﾄNo.4048 01
1万4940 6千 940



領収書

売上
ジェイエイ静岡燃料サービス(株)
駒越サービスステーション
静岡県静岡市清水区駒越中1-15-1
TEL:054-395-9870 SS:4380130200
登録番号:T4080001015507
2025/04/22(火)09:09
現金メンバー様

現金メンバー
区分 11
No.8582 P-04
レギュラーガソリン
25.67L/l @187.0 ¥4800

合計 ¥4,800
(内10%消費税等 ¥436
10%税込金額 ¥4,800)

係員: [Redacted] ｼｰﾄNo.5307 01
1万5200 5千 200

000197

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
9,860 円	1/2	4,930 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

堀 努

様

表示日	2025年6月18日
領収日	2025年6月5日
ご請求番号	██████████

2025年4月
お支払い方法：口座振替

金額

4,620円

但し NTTコミュニケーションズご利用料金として
上記、正に領収致しました。

料金内訳	税区分	金額 (円)
〔NTTコミュニケーションズご利用分〕		
〔OCN・インターネット〕		
光withフレッツ基本料	合算	810
フレッツ光利用料	合算	2,790
西日本会社ご利用分	合算	600
〔消費税等〕		
消費税相当額 (合算分)	非対象等	420



エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
〒100-8019 東京都千代田区大手町2丁目3番1号

議員名 堀 努

7年X月分【区分：自宅インターネット代】

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
4,620 円	1/2	2,310 円

000199

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

(但し令和 7 年 4 月分)

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 島 直也

単位：円

区分	領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1 ガソリン代	19,757	9,878	
2 携帯電話代	5,176	2,588	
3 自宅インターネット代	4,693	2,346	
4 タクシー代			
5 運転代行代			
6 駐車場代			
7 バス・電車代			
8			
9			
10			
計		¥14,812	

- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000200

領収書等貼付用紙

議員名 島直也

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枚〉

EneJet

納品書(領収書)

2025年04月20日 15:08

売上
エネジェット カード カイロ 様
トク
提携カード
車両番号 実車番
020101
レギュラーガソリン P-01
43.00L *
180円 ¥7,740
(アプリケーション値引 5円 -¥215)
値引後単価 175円 ¥7,525
合計 ¥7,525
(消費税10%対象 ¥7,525
内消費税等 ¥684)
クレジット支払
A000000031010
VISACREDIT
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 4717435
ENEOS 公式アプリ
楽天カード
取引ID: [REDACTED]
取引日時: 2025/04/20 15:08:33
楽天カード: 基本P 21P
特別P 0P
今回計 21P
利用ポイント 0P
利用可能ポイント [REDACTED]

本日付与されたポイントは2~3日後に反映されます。また、会員資格等の理由で、楽天ポイントが加算されないことがあります。詳細はpoint.rakuten.co.jpにてご確認ください。
現金でお支払いの場合は領収書にかえさせて頂きます。消費税額表示のない場合は消費税を請求書にてご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

S-net 静岡 (株)
DDセルフ静岡手越原SS
静岡県静岡市駿河区手越原69-1
TEL:054-256-2660 SS-480411
場所コード: 8090
登録番号: T6080001002899
サイトNo 2994-01
FAXNo9157-9161
電話番号17-49233

2025/04/21

EneJet

納品書(領収書)

2025年04月22日 18:03

売上
エネジェット カード カイロ 様
トク
提携カード
車両番号 実車番
020101
レギュラーガソリン P-07
30.00L *
181円 ¥5,430
合計 ¥5,430
(消費税10%対象 ¥5,430
内消費税等 ¥494)
クレジット支払
A000000031010
VISACREDIT
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 4717292
楽天カード
取引ID: [REDACTED]
取引日時: 2025/04/22 18:03:30
楽天カード: 基本P 15P
特別P 0P
今回計 15P
利用ポイント 0P
利用可能ポイント [REDACTED]

本日付与されたポイントは2~3日後に反映されます。また、会員資格等の理由で、楽天ポイントが加算されないことがあります。詳細はpoint.rakuten.co.jpにてご確認ください。

現金でお支払いの場合は領収書にかえさせて頂きます。消費税額表示のない場合は消費税を請求書にてご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

S-net 静岡 (株)
DDセルフ静岡手越原SS
静岡県静岡市駿河区手越原69-1
TEL:054-256-2660 SS-480411
場所コード: 8090
登録番号: T6080001002899
サイトNo 3665-03
FAXNo1550-1554
電話番号17-49553

2025/04/23

EneJet

納品書(領収書)

2025年04月29日 18:36

売上
エネジェット カード カイロ 様
トク
提携カード
車両番号 実車番
020101
レギュラーガソリン P-09
38.00L *
183円 ¥6,954
(アプリケーション値引 4円 -¥152)
値引後単価 179円 ¥6,802
合計 ¥6,802
(消費税10%対象 ¥6,802
内消費税等 ¥618)
クレジット支払
A000000031010
VISACREDIT
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 4717517
ENEOS 公式アプリ
楽天カード
取引ID: [REDACTED]
取引日時: 2025/04/29 18:36:47
楽天カード: 基本P 19P
特別P 0P
今回計 19P
利用ポイント 0P
利用可能ポイント [REDACTED]

本日付与されたポイントは2~3日後に反映されます。また、会員資格等の理由で、楽天ポイントが加算されないことがあります。詳細はpoint.rakuten.co.jpにてご確認ください。

現金でお支払いの場合は領収書にかえさせて頂きます。消費税額表示のない場合は消費税を請求書にてご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

S-net 静岡 (株)
D.Dセルフ静岡みずほSS
静岡県静岡市駿河区
下川原3-7-25
TEL:054-256-3421 SS-480412
場所コード: 8110
登録番号: T6080001002899
サイトNo 3801-03
FAXNo9462-9466
電話番号17-61553

2025/04/29

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
19,757円	1/2	9,878円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

000201

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

(貼付場所)

EneJet

納品書(領収書)

2025年04月20日 15:08

売上
ラテック カード カイロ 様
トク
提携カード
車両番号 実車番
020101
レギュラーガソリン P-01
43.00L *
180円 ￥7,740
(アプリケーション値引) 5円 - ￥215
値引後単価 175円 ￥7,525
合計 ￥7,525
(消費税10%対象) ￥7,525
内消費税等 ￥684)

クレジット支払
A0000000031010
VISACREDIT
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 4717435
ENEOS 公式アプリ
楽天* イトカード
取引ICD
取引日時: 2025/04/20 15:08:33
楽天* イト: 基本P 21P
特別P 0P
今回計 21P
利用ポイント 0P

利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日後に反映されます。また、会員資格等の理由で、楽天ポイントが加算されないことがあります。

詳細はpoint.rakuten.co.jpにてご確認ください。
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のみ場合は消費税を請求書にてご請求いたします。

S-net 静岡 (株)
DDセルフ静岡手越原SS
静岡県静岡市駿河区手越原69-1
TEL:054-256-2660 SS-480411
場所コード: 8090
登録番号: T6080001002899
シートNo 2994-01
テ-外No9157-9161
久通番17-49233
2025/04/21

EneJet

納品書(領収書)

2025年04月22日 18:03

売上
ラテック カード カイロ 様
トク
提携カード
車両番号 実車番
020101
レギュラーガソリン P-07
30.00L *
181円 ￥5,430
合計 ￥5,430
(消費税10%対象) ￥5,430
内消費税等 ￥494)

クレジット支払
A0000000031010
VISACREDIT
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 4717292
楽天* イト
取引ICD
取引日時: 2025/04/22 18:03:30
楽天* イト: 基本P 15P
特別P 0P
今回計 15P
利用ポイント 0P

利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日後に反映されます。また、会員資格等の理由で、楽天ポイントが加算されないことがあります。

詳細はpoint.rakuten.co.jpにてご確認ください。
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のみ場合は消費税を請求書にてご請求いたします。

S-net 静岡 (株)
DDセルフ静岡手越原SS
静岡県静岡市駿河区手越原69-1
TEL:054-256-2660 SS-480411
場所コード: 8090
登録番号: T6080001002899
シートNo 3665-03
テ-外No1550-1554
久通番17-49553
2025/04/23

EneJet

納品書(領収書)

2025年04月29日 18:36

売上
ラテック カード カイロ 様
トク
提携カード
車両番号 実車番
020101
レギュラーガソリン P-09
38.00L *
183円 ￥6,954
(アプリケーション値引) 4円 - ￥152
値引後単価 179円 ￥6,802
合計 ￥6,802
(消費税10%対象) ￥6,802
内消費税等 ￥618)

クレジット支払
A0000000031010
VISACREDIT
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 4717517
ENEOS 公式アプリ
楽天* イトカード
取引ICD
取引日時: 2025/04/29 18:36:47
楽天* イト: 基本P 19P
特別P 0P
今回計 19P
利用ポイント 0P

利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日後に反映されます。また、会員資格等の理由で、楽天ポイントが加算されないことがあります。

詳細はpoint.rakuten.co.jpにてご確認ください。
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のみ場合は消費税を請求書にてご請求いたします。

S-net 静岡 (株)
D.Dセルフ静岡みずほSS
静岡県静岡市駿河区
下川原3-7-25
TEL:054-256-3421 SS-480412
場所コード: 8110
登録番号: T6080001002899
シートNo 3801-03
テ-外No9462-9466
久通番17-51553
2025/04/29

Table with 3 columns: 領収書等合計額(a), 按分率(b) ※1/2以内, 政務活動費支出額(a) × (b). Values: 19,757円, 1/2, 9,878円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

000202

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

《但し令和7年4月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 寺澤 潤

単位：円

区分	領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1 ガソリン代	11,530	5,765	
2 携帯電話代	9,200	4,600	
3 自宅インターネット代	4,092	2,046	
4 タクシー代			
5 運転代行代			
6 駐車場代			
7 バス・電車代			
8			
9			
10			
計		12,411	

- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000205

領収書等貼付用紙

議員名 寺澤 潤

R7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枠〉

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月20日 14:11

売上
 カード 様
 トク
 提携カード
 車両番号 実車番
 0026-00
 レギュラー P01
 数量 32.01L *
 単価 (181円) ¥5,794
 (単価値引 2円 -¥64)
 値引後単価 (179円) ¥5,730

合計 ¥5,730
 (消費税10%対象 ¥5,730
 内消費税等 ¥521)

クレジット支払
 A000000031010
 VISACREDIT IC
 有効期限: XX/XX NC
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 4717768

V会員番号
 Vポイント: 基本P 16P
 特別P 0P
 今回計 16P

利用ポイント 0P
 利用可能ポイント
 本日付与されたポイントは2~3日
 目以降に反映されます。有効期限切
 等の理由で、Vポイントが加算
 されないことがあります。
 詳細はtsite.jpにてご確認ください。

現金でお買上げの場合は領収書にかえて頂きます。
 消費税額表示の無い場合は消費税を請求書にて
 ご請求いたします。
 消費税額は、地方消費税が含まれています。

株式会社 ENEOSウイング
 セルフ高橋SS
 静岡県 静岡市 清水区
 永楽町14
 TEL:054-361-1151 SS-480472
 登録番号: T6180001016088
 レシートNo 7329-01
 デーNo2589-2592
 加盟店No17-27483

2025/04/20

EneJet

納品書(領収書)

土屋燃料(株)
 中吉田SS
 静岡市駿河区中吉田44-3
 TEL:054-208-6168
 登録番号: T4080001010227
 2025/04/13(日)13:08

売上 カード 様
 レギュラー IC
 数量 32.40L @179.0 L-4 N-10 ¥5800
 (内ガソリン税 @53.8 ¥1743)

小計 ¥5,800
 (10%対象 ¥5,800
 内消費税 ¥527)

合計 ¥5,800
 承認No. 0080600
 支払方法 一括

事前お払い OK
 端末処理済 15835
 VISACREDIT
 A000000031010
 V会員番号
 Vポイント: 基本P 16P
 特別P 0P
 特別P(SS) 32P
 今回計 48P

利用Vポイント 0P
 利用可能Vポイント
 本日付与されたポイントは2~3日
 目以降に反映されます。有効期限切
 等の理由で、Vポイントが加算
 されないことがあります。
 詳細はtsite.jpにて
 ご確認ください。

※本書保管上のおお願い!!
 財布・手帳等にはさんで保管頂く
 場合は、印刷面を内側に折り保管
 をお願い致します。

※釣銭は本日中にお受け取り下さい
 ! 只今洗車キャンペーン実施中!
 洗車カードが大変お得です。

詳しくはスタッフにお尋ねください
 No.9827
 P01番号01
 2025/04/13

000206

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
11,530 円	1/2	5,765 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
 ※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 寺澤 潤

R7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

(貼付枠)

ENEOS

写

納品書(領収書)

2025年04月20日 14:11

売上
 株式会社 カド カイ 様
 トーク
 提携カード
 車両番号 実車番
 0026-00
 レギュラー P01
 数量 32.01L *
 単価 (181円) ￥5,794
 (単価値引 2円 -￥64)
 値引後単価 (179円) ￥5,730

合計 ￥5,730
 (消費税10%対象 ￥5,730
 内消費税等 ￥521)

クレジット支払
 A0000000031010
 VISACREDIT
 有効期限: XX/XX NC IC
 支払方法:一括払い
 承認番号: 4717768
 V会員番号: [REDACTED]
 Vポイント: 基本P 16P
 特別P 0P
 今回計 16P

利用ポイント 0P
 利用可能ポイント [REDACTED]
 本日付与されたポイントは2~3日
 目以降に反映されます。有効期限切
 等の理由で、Vポイントが加算
 されないことがあります。
 詳細はtsite.jpにてご確認下さい。
 現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。
 消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
 ご請求いたします。
 消費税には、地方消費税が含まれています。

株式会社 ENEOSウイング
 セルフ高橋SS
 静岡県 静岡市 清水区
 永楽町14
 TEL:054-361-1151 SS-480472
 登録番号: T6180001016088
 シートNo 7329-01
 〒-9No2589-2592
 9通番17-27483

2025/04/20

EneJet

納品書(領収書)

土屋燃料(株)
 中吉田SS
 静岡市駿河区中吉田44-3
 TEL:054-208-6168
 登録番号: T4080001010227
 2025/04/13(日)13:08

VISA カード カイ 様

売上 ミツミカード
 レギュラー
 113000 ￥5800
 32.40L @179.0 L-4 N-10
 (内ガソリン税 @53.8 ￥1743)

小計 ￥5,800
 (10%対象 ￥5,800
 内消費税 ￥527)

合計 ￥5,800
 承認No. 0080600
 支払方法 一括

事前決済 OK
 端末処理通番 15835
 VISACREDIT
 A0000000031010
 V会員番号: [REDACTED]
 Vポイント: 基本P 16P
 特別P 0P
 特別P(SS) 32P
 今回計 48P

利用Vポイント 0P
 利用可能Vポイント [REDACTED]
 本日付与されたポイントは2~3日
 目以降に反映されます。有効期限切
 等の理由で、Vポイントカードにポ
 イントが加算されないことがありま
 す。詳細はtsite.jpにて
 ご確認下さい。

※本書保管上のお願ひ!!
 財布・手帳等にはさんで保管頂く
 場合は、印刷面を内側に折り保管
 をお願い致します。

※釣銭は本日中にお受け取り下さい
 ! 只今洗車キャンペーン実施中!
 洗車カードが大変お得です。

詳しくはスタッフにお尋ねください
 No.9827 担当 [REDACTED]
 POS番号01
 2025/04/13

000207

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
11,530 円	1/2	5,765 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
 ※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 寺澤 潤

7年4月分【区分：ガソリン代・**携帯電話代**・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください
<貼付枠>

料金内訳書

<凡例> U:税込料金、*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

寺澤 潤 様

ご請求コード: [] 発行日: 2025年 5月 3日 [] 1頁

● au 電話料金

● 合計

9,200円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	9,200		お客様コード []
< 4月ご利用内訳 >	9,200		ご利用月数は2025年 5月で []
▼プラン利用料	7,380		
auマネ活プラン 5G/通話定額2		2,880	基本使用料と通話定額2 (1800円) の合算額です
auマネ活プラン 5G/データ		5,500	
auスマートバリュー		-1,000	
▼オプション使用料	900		
故障紛失サポート with Cloud		900	
▼通話料/auマネ活5G/通話定額2	81		
通話料		18,820	
SMS (Cメール) 送信料		81	
通話定額2 割引額		-18,820	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	836		10%消費税の課税対象額 8,364円
データ利用量 (データ容量消費なし)	22.38GB		

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
9,200円	1/2	4,600円
※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること		

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

000208

領収書等貼付用紙

議員名 寺澤 潤

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください
<貼付枠>

2025/04/29 19:32

マイページ



株式会社トコちゃんねる静岡

寺澤 潤様(前回ログイン 2025/04/03 17:34) ログアウト

お支払い料金照会

マイページTOP>>お支払料金照会

契約コース照会

お支払料金照会

お客様基本情報照会

カード-寺澤 潤様

お知らせ

2025年04月

照会

パスワード変更

2025年 04月 ご利用請求明細

Q & A

お問い合わせ

サービス追加・変更はこちら

解約予約はこちら

名義変更申請

料金内訳

請求金額

値引金額

お支払金額
(円)

ひかりdeテレビ

ファミリーセレクト

ひかりdeネット (ギガ速ホーム)

4,092

0

4,092

ケーブルプラス電話基本料

ケーブルプラス電話発信番号表示サービス

ケーブルプラス電話通話料他 (課税)

ユニバーサルサービス料

電話リレーサービス料

前月までの繰越金

2025年 04月ご請求金額

2025年 04月請求先合算ご請求金額

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
4,092円	1/2	2,046円
※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること		

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

000209

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

《但し令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 平井 正樹

単位：円

区分	領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1 ガソリン代	11,440	5,720	
2 携帯電話代	6,537	3,268	
3 自宅インターネット代	8,950	2,475	
4 タクシー代			
5 運転代行代			
6 駐車場代			
7 バス・電車代			
8			
9			
10			
計		11,463	

- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000210

領収書等貼付用紙

議員名 平井正樹

2025年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

<h2 style="margin: 0;">EneJet ドライブ</h2> <p style="margin: 5px 0;">領収書</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">ENEOSモビリティ西神奈川 DCSエネジェット曲金SS 静岡市駿河区曲金6-4-38 TEL:054-284-7475 登録番号：T4010001140063 2025/04/08(火)16:51</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">様</p> <hr/> <p>売上 現金/カード 手 レギュラー 110100 ¥5940 32.46L @183.0 L-8 N-22 アプリクーポン適用(2005) 5円/L,個 割引 済み</p> <hr/> <p>小計 ¥5,940 (10%対象 ¥5,940) 内消費税 ¥540 合計 ¥5,940 お預かり ¥6000 お釣 ¥60 上記にて領収書とさせていただきます ENEOS公式アプリID No.6952 担当: [REDACTED] POS番号01 釣銭伝票No.0618</p>	<h2 style="margin: 0;">EneJet ドライブ</h2> <p style="margin: 5px 0;">領収書</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">ENEOSモビリティ西神奈川 DCSエネジェット曲金SS 静岡市駿河区曲金6-4-38 TEL:054-284-7475 登録番号：T4010001140063 2025/04/25(金)15:30</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">様</p> <hr/> <p>売上 現金/カード 手 レギュラー 110100 ¥5500 31.25L @176.0 L-4 N-10 アプリクーポン適用(2005) 5円/L,個 割引 済み</p> <hr/> <p>小計 ¥5,500 (10%対象 ¥5,500) 内消費税 ¥500 合計 ¥5,500 お預かり ¥10000 お釣 ¥4500 上記にて領収書とさせていただきます ENEOS公式アプリID No.0748 担当: [REDACTED] POS番号01 釣銭伝票No.1728</p>	
---	--	--

000211

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
¥11,440 円	1/2	¥5,720 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 平井正樹

2025年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

<h2 style="margin: 0;">EneJet ドライブコート</h2> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p>ENEOSモビリティニア西神奈川 DCSエネジェット曲金SS 静岡市駿河区曲金6-4-38 TEL:054-284-7475 登録番号:T4010001140063 2025/04/08(火)16:51</p> <p style="text-align: right;">様</p> <hr/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">売上</td> <td style="width: 30%;">現金</td> <td style="width: 30%;">手</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>レギュラー</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>110100</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥5940</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32.46L @183.0</td> <td>L- 8 N-22</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">アプリクーポン適用(2005) 5円/L,個 割引 済み</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥5,940</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(10%対象)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥5,940</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内消費税</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥540</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥5,940</td> </tr> <tr> <td>お預かり</td> <td>¥6000</td> <td>お釣</td> <td>¥60</td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記にて領収書とさせていただきます</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ENEOS公式アプリID</td> </tr> <tr> <td>No.6952</td> <td>担当:</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>POS番号01</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>釣銭伝票No.</td> <td style="text-align: right;">0618</td> </tr> </table>	売上	現金	手		レギュラー				110100			¥5940		32.46L @183.0	L- 8 N-22		アプリクーポン適用(2005) 5円/L,個 割引 済み				小計			¥5,940	(10%対象)			¥5,940	内消費税			¥540	合計			¥5,940	お預かり	¥6000	お釣	¥60	上記にて領収書とさせていただきます				ENEOS公式アプリID				No.6952	担当:			POS番号01						釣銭伝票No.	0618	<div style="text-align: right; font-size: 2em; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">写</div> <h2 style="margin: 0;">EneJet ドライブコート</h2> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p>ENEOSモビリティニア西神奈川 DCSエネジェット曲金SS 静岡市駿河区曲金6-4-38 TEL:054-284-7475 登録番号:T4010001140063 2025/04/25(金)15:30</p> <p style="text-align: right;">様</p> <hr/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">売上</td> <td style="width: 30%;">現金</td> <td style="width: 30%;">手</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>レギュラー</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>110100</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥5500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>31.25L @176.0</td> <td>L- 4 N-10</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">アプリクーポン適用(2005) 5円/L,個 割引 済み</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥5,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(10%対象)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥5,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内消費税</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥5,500</td> </tr> <tr> <td>お預かり</td> <td>¥10000</td> <td>お釣</td> <td>¥4500</td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記にて領収書とさせていただきます</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ENEOS公式アプリID</td> </tr> <tr> <td>No.0748</td> <td>担当:</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>POS番号01</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>釣銭伝票No.</td> <td style="text-align: right;">1728</td> </tr> </table>	売上	現金	手		レギュラー				110100			¥5500		31.25L @176.0	L- 4 N-10		アプリクーポン適用(2005) 5円/L,個 割引 済み				小計			¥5,500	(10%対象)			¥5,500	内消費税			¥500	合計			¥5,500	お預かり	¥10000	お釣	¥4500	上記にて領収書とさせていただきます				ENEOS公式アプリID				No.0748	担当:			POS番号01						釣銭伝票No.	1728
売上	現金	手																																																																																																																							
レギュラー																																																																																																																									
110100			¥5940																																																																																																																						
	32.46L @183.0	L- 8 N-22																																																																																																																							
アプリクーポン適用(2005) 5円/L,個 割引 済み																																																																																																																									
小計			¥5,940																																																																																																																						
(10%対象)			¥5,940																																																																																																																						
内消費税			¥540																																																																																																																						
合計			¥5,940																																																																																																																						
お預かり	¥6000	お釣	¥60																																																																																																																						
上記にて領収書とさせていただきます																																																																																																																									
ENEOS公式アプリID																																																																																																																									
No.6952	担当:																																																																																																																								
POS番号01																																																																																																																									
		釣銭伝票No.	0618																																																																																																																						
売上	現金	手																																																																																																																							
レギュラー																																																																																																																									
110100			¥5500																																																																																																																						
	31.25L @176.0	L- 4 N-10																																																																																																																							
アプリクーポン適用(2005) 5円/L,個 割引 済み																																																																																																																									
小計			¥5,500																																																																																																																						
(10%対象)			¥5,500																																																																																																																						
内消費税			¥500																																																																																																																						
合計			¥5,500																																																																																																																						
お預かり	¥10000	お釣	¥4500																																																																																																																						
上記にて領収書とさせていただきます																																																																																																																									
ENEOS公式アプリID																																																																																																																									
No.0748	担当:																																																																																																																								
POS番号01																																																																																																																									
		釣銭伝票No.	1728																																																																																																																						
000212																																																																																																																									

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
¥11,440 円	5	¥5,720 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること
 ※区分ごとに用紙を分けてください
 ※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 4月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
2,980	3,980	5Gギガライト	合 算
(4,850)	(4,850)	(内訳) 5Gギガライト	
(-1,000)	(-1,000)	(内訳) みんなドコモ割	
(-170)	(-170)	(内訳) dカードお支払割	
(300)	(300)	(内訳) spモード利用料	
0	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	合 算
-1,000	-1,000	home 5G セット割	合 算
◇通話料・通信料 (計)			
1,790	90	5G・SMS通信料	合 算
	1,700	かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)			
1,173	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	750	ケータイ補償サービス (750円コース)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんパックモバイル割引	合 算
	50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
	-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
	200	請求書発行手数料	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
	1	電話リレーサービス料/基本	合 算
◇端末等代金分割支払金			
△ 4,904	4,904		非対象等
◇消費税等相当額 (計)			
594	594	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計			
11,441	11,441	合計	
4,904			

6.537

7年々月分 【区分：携帯電話代】

議員名 平井正樹

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
6,537 円	1/2	3,268 円

000213

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	〔 本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。 〕	税区分 TAX
---	--------------------------	--	-------------------------------	------------

7年4月分 【区分：自宅インターネット代】 議員名 平井正樹

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
4,950 円	1/2	2,475 円

<電話番号毎の請求内訳>				
		ご利用期間 (3/1~3/31)		
◇基本使用料等 (計)	4,500	4,950	4,500	home 5G プラン
		0		(参考) 高速通信ご利用データ量は 102.2G
◇その他ご利用料金等 (計)			300	smartあんしん補償 (300円コース)
	-1,497		-1,800	月々サポート適用額
			2	ユニバーサルサービス料/基本
			1	電話リレーサービス料/基本
◇端末等代金分割支払金	1,980	1,980		
◇消費税等相当額 (計)	300	300		消費税等相当額 (合計)
◇合計	5,283	5,283		合計
	4,950			
<NTTドコモからのお知らせ>				
○継続利用期間は、3月末で [REDACTED]				
○ポイントのお知らせ				
3月ご利用分に対する獲得ポイントは、30ptです。				
(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、3,003円です。)				
※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。				

000214

<p>***NTTドコモからのお知らせ***</p> <p>●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからお願いします。 【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。</p> <p>●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。</p>
--	---

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

《但し令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 尾崎行雄

単位：円

区分	領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1 ガソリン代	23,124	11,562	
2 携帯電話代	2,830	1,415	
3 自宅インターネット代			
4 タクシー代			
5 運転代行代			
6 駐車場代			
7 バス・電車代			
8			
9			
10			
計		12,977	

- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000215

領収書等貼付用紙

議員名 尾崎行雄

2024年4月分【区分：ガソリン代 携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください
(貼付枠)

領収書

お得意様名 令和7年4月4日
自民党静岡市議団 様 車番 [REDACTED]

品名	数量	単価	金額
H ガソリン	ℓ		¥
R ガソリン	30 ℓ	188	¥ 5640
軽油	ℓ		¥
(内軽油本体)	ℓ		¥()
(内軽油引取税)	ℓ		¥()①
灯油	ℓ		¥
オイル	ℓ		¥
御買上げ有難度う御座居ます。右記金額を領収致しました。	係	合計	¥ 5640②
		内消費税(②-①)×8/108	¥()

※軽油の場合、消費税額は軽油本体の内数です。 ※ガソリンには1ℓ当たり53円80銭、軽油には32円10銭の税金が含まれています。差正価格でお求め下さい。

003 静岡市葵区黒保根1146番地
有限会社尾崎商事
代表取締役 尾崎 恵美
電話 (054) 295-3000
FAX (054) 295-3100

160610003

領収書

お得意様名 令和7年4月11日
自民党静岡市議団 様 車番 [REDACTED]

品名	数量	単価	金額
H ガソリン	ℓ		¥
R ガソリン	31 ℓ	188	¥ 5828
軽油	ℓ		¥
(内軽油本体)	ℓ		¥()
(内軽油引取税)	ℓ		¥()①
灯油	ℓ		¥
オイル	ℓ		¥
御買上げ有難度う御座居ます。右記金額を領収致しました。	係	合計	¥ 5828②
		内消費税(②-①)×8/108	¥()

※軽油の場合、消費税額は軽油本体の内数です。 ※ガソリンには1ℓ当たり53円80銭、軽油には32円10銭の税金が含まれています。差正価格でお求め下さい。

003 静岡市葵区黒保根1146番地
有限会社尾崎商事
代表取締役 尾崎 恵美
電話 (054) 295-3000
FAX (054) 295-3100

160610003

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
円		円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

000216

領収書等貼付用紙

議員名 尾崎行雄

7年4月分【区分 ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください
(貼付枠)

領収書

お得意様名 令和7年4月21日
 車番 [REDACTED]
 自民党静岡市議団 様

品名	数量	単価	金額
H ガソリン	ℓ	¥	
R ガソリン	33 ℓ	188	6,204
軽油	ℓ	¥	
(内軽油本体)	ℓ	¥	
(内軽油引取税)	ℓ	¥	
灯油	ℓ	¥	
オイル	ℓ	¥	
御買上げ有難度う御座居ます。右記金額を領収致しました。	係	合計	¥ 6,204 ②
	内消費税(②-①)×8/108	¥	

※ガソリンには1ℓ当り53円80銭、軽油には32円10銭の税金が含まれています。正しい額で請求下さい。
 ※軽油の場合、消費税額は軽油本体の内数です。 ※ガソリンには1ℓ当り53円80銭、軽油には32円10銭の税金が含まれています。正しい額で請求下さい。

003 静岡市茶区黒保根1146番地
 有限会社 尾崎行雄
 代表取締役 尾崎 恵美
 電話 (054) 295-3005
 FAX (054) 295-3100

160610003

領収書

お得意様名 令和7年4月28日
 車番 [REDACTED]
 自民党静岡市議団 様

品名	数量	単価	金額
H ガソリン	ℓ	¥	
R ガソリン	29 ℓ	188	5,452
軽油	ℓ	¥	
(内軽油本体)	ℓ	¥	
(内軽油引取税)	ℓ	¥	
灯油	ℓ	¥	
オイル	ℓ	¥	
御買上げ有難度う御座居ます。右記金額を領収致しました。	係	合計	¥ 5,452 ②
	内消費税(②-①)×8/108	¥	

※ガソリンには1ℓ当り53円80銭、軽油には32円10銭の税金が含まれています。正しい額で請求下さい。
 ※軽油の場合、消費税額は軽油本体の内数です。 ※ガソリンには1ℓ当り53円80銭、軽油には32円10銭の税金が含まれています。正しい額で請求下さい。

003 静岡市茶区黒保根1146番地
 有限会社 尾崎行雄
 代表取締役 尾崎 恵美
 電話 (054) 295-3005
 FAX (054) 295-3100

160610003

000217

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
23,124 円	1/2	11,562 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
 ※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 尾崎行雄

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

(貼付枠)

内訳項目	金額(円)	内訳金額(円)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN ご利用期間 (3/1~3/31)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN ご利用期間 (3/1~3/31)	税区分 TAX
基本使用料等 (計)	1,650	1,650	はじめてスマホプラン (5G) (内訳) はじめてスマホプラン (5G) (内訳) SIMカード利用料 (内訳) はじめてスマホISP割	本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	923	200 500 400 -380 50 -50 200 2 1	あんしんセキュリティ利用料 ケータイ補償サービス (500円コース) あんしん通話サポート利用料 あんしんバックモバイル割引 ケータイお探しサービス利用料 請求書発行手数料 ユニバーサルサービス料/基本 電話リレーサービス料/基本		算 算 算 算 算 算 算 算 算 算
◇基本等代金分割返金	1,485	1,485		4月請求分 1 番号あたり2円のご請求となります 1 番号あたり1円のご請求となります	非対象等
◇消費税等相当額 (計)	257	257		消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	4,735	4,735			
	2,830	2,830			

合計
4,735
2,830

<NTTドコモからのお知らせ>
○継続利用期間は、3月末で
○ポイントのお知らせ
3月ご利用分に対する獲得ポイントは、
(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、
※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。)

000218

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
2,830 円	1/2	1,415 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

《但し令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 宮城 展行

単位：円

区分		領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1	ガソリン代	12213	6106	
2	携帯電話代			
3	自宅インターネット代			
4	タクシー代			
5	運転代行代			
6	駐車場代			
7	バス・電車代			
8				
9				
10				
計			6106	


- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000219

領収書等貼付用紙

議員名 宮城 隆代

2025年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください
 (貼付枠)


apollostation
 静岡シェル石油販売(株)
 宮本町
 静岡県静岡市駿河区
 宮本町7-15
 TEL:054-285-0275 SS:31465-33363
 登録番号: T808001002757

2025/04/04(金) 1:48 伝票No.3800
 取引通番 4366

現金会員様

現金会員
 012000 3307
 レギュラーガソリン P02 ¥6158
 数量 31.10L
 単価 @198


合計 ¥6,158
 (内税分消費税 ¥560)
 (内税10%対価 ¥6158)
 (内税10%消費税 ¥560)

現金計 ¥6,158

4-0000000-0-0000000

上記にて領収書に替えさせていただきます

Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
 毎月1,000名様!
 当店の利用後10日以内まで


apollostation
 静岡シェル石油販売(株)
 宮本町
 静岡県静岡市駿河区
 宮本町7-15
 TEL:054-285-0275 SS:31465-33363
 登録番号: T808001002757

2025/04/27(日) 7:01 伝票No.6972
 取引通番 2313

現金会員様

現金会員
 012000 7701
 レギュラーガソリン P02 ¥6055
 数量 31.70L
 単価 @191

合計 ¥6,055
 (内税分消費税 ¥550)
 (内税10%対価 ¥6055)
 (内税10%消費税 ¥550)

現金計 ¥6,055

4-0000000-0-0000000

上記にて領収書に替えさせていただきます

Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
 毎月1,000名様!
 当店の利用後10日以内まで

000220

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
12213 円	1/2	6106 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
 ※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 宮城 展代

2025年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枠〉

写



apollostation

静岡シェル石油販売(株)
宮本町
静岡県静岡市駿河区
宮本町7-15
TEL:054-285-0275 SS:31465-33363
登録番号:T8080001002757

令頁以又書

2025/04/04(金) 14:48 伝票No.3800
取引通番 4366

ポイントカード会員様

現金会員

012000 3307
レギュラーガソリン P02 ¥6158
数量 31.10L
単価 @198

合計 ¥6,158

(内税分消費税 ¥560)
(内税10%対象 ¥6158)
(内税10%消費税 ¥560)

現金計 ¥6,158

4:0000000-0:0000000

係員: [Redacted]
処理日付: 2025/04/04 3307-3307
100取引
上記にて領収書に替えさせていただきます

当店へのアンケート回答で
Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
毎月1,000名様!
回答はこちらから▶
当店ご利用後10日後まで



apollostation

静岡シェル石油販売(株)
宮本町
静岡県静岡市駿河区
宮本町7-15
TEL:054-285-0275 SS:31465-33363
登録番号:T8080001002757

令頁以又書

2025/04/27(日) 11:21 伝票No.6972
取引通番 2313

現金フリー様

現金フリー

012000 7701
レギュラーガソリン P02 ¥6055
数量 31.70L
単価 @191

合計 ¥6,055

(内税分消費税 ¥550)
(内税10%対象 ¥6055)
(内税10%消費税 ¥550)

現金計 ¥6,055

4:0000000-0:0000000

係員: [Redacted]
処理日付: 2025/04/27 7701-7701
100取引
上記にて領収書に替えさせていただきます

当店へのアンケート回答で
Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
毎月1,000名様!
回答はこちらから▶
当店ご利用後10日後まで

000221

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
12213 円	1/2	6106 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

《但し令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 畑田 響

単位：円

区分		領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1	ガソリン代	5,751	2,875	
2	携帯電話代			
3	自宅インターネット代			
4	タクシー代			
5	運転代行代			
6	駐車場代			
7	バス・電車代			
8				
9				
10				
計			2,875	

- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000222

領収書等貼付用紙

議員名 畑田 響

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください
(貼付枠)

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月14日 14:00

売上

91

様

現金指定

車種番号

実車番

003-00

レギュラーガソリン

P-02

29.80l

193円

¥5,751

(内ガソリン税53.80円

¥1,603)

合計 ¥5,751

(消費税10%対象 ¥5,751

内消費税等 ¥523)

釣銭 10000-4249 6000-249

現金(1)・現金(2)・現金(3)・現金(4)・現金(5)・現金(6)・現金(7)・現金(8)・現金(9)・現金(10)

すみこう石油株式会社 見瀬SS

静岡県静岡市駿河区見瀬157

TEL:054-285-9285

SS-200800

登録番号: T5080001002355

シートNo 5407-01 データNo1188-1190

2025/04/14

000223

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
5,751 円	1/2	2,875 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください

※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 畑田 響

7年4月分【区分 ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

(貼付枠)

写

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月14日 14:00

売上

店名 XXXXXXXXXX 様

現金固定

車両番号 実車番

0003-00

レギュラーガソリン P-02

29.80L *

193円 ￥5,751

(内ガソリン税53.80円 ￥1,603)

合計 ￥5,751

(消費税10%対象 ￥5,751)

内消費税等 ￥523)

釣銭 10000-4249 6000-249

現金でお買上げの場合は領収書控えをお持ちください。

すみこう石油株式会社 見瀬SS

静岡県静岡市駿河区見瀬157

TEL: 054-285-9285 SS-200800

登録番号: T5080001002355

シートNo 5407-01 テーブルNo 1188-1190

2025/04/14

000224

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
5,751 円	1/2	2,875 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください

※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

《但し令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 福地 健

単位：円

区分	領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1 ガソリン代	6,650	3,325	
2 携帯電話代	3,291	1,645	
3 自宅インターネット代	6,160	3,080	
4 タクシー代			
5 運転代行代			
6 駐車場代			
7 バス・電車代			
8			
9			
10			
計		8,050	

- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000225

領収書等貼付用紙

議員名 福地 健

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

(貼付枠)



apollostation

静岡シェル石油販売(株)
カーケアセルフ長沼
静岡県静岡市葵区
長沼703-1
TEL:054-264-1011 SS:31465-13176
登録番号:T8080001002757

クレジットカード売上票

2025/04/22(火) 17:49 伝票No.4598
取引通番 1453

FUKUCHI KEN 様

012000 5389

レギュラーガソリン P07 ¥6650
数量 38.66L
単価 0172
お客様限定!特別燃料クーポン♪
(単価 7円引 適用済)

合計 ¥6,650
消費税 ¥605
(内税10%対象 ¥6650)
(内税10%消費税 ¥605)

承認No.0000000208
支払方法 一括
クレジット利用額 ¥6,650
有効期限 XX年XX月 2 企業カード 0001
端末識別番号 7736410107795
ARCO ATC0011 01 JCB Credit
30651010
2:00000000-0:00000000

2025/04/22 5389-5390

当店へのアンケート回答で
Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
毎月1,000名様!
回答はこちらから▶
当店ご利用後10日後まで

給油をお得に! 新アプリ
カーライフを便利に!
Drive On
キャンペーン実施中

000226

領収書等合計額(a)	税率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
6650 円	1/2	3325 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 福地 健

7 年 4 月分 【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枠〉



apollostation

静岡シェル石油販売(株)
カーケアセルフ長沼
静岡県静岡市葵区
長沼703-1
TEL:054-264-1011 SS:31465-13176
登録番号:T8080001002757

クレジットカード売上票

2025/04/22(火) 17:49 伝票No.4598
取引通番 1453

EUKUHI KEN 様

出元クレジット

012000 5389
レギュラーガソリン P07 ¥6650
数量 38.66L
単価 @172
お客様限定!特別燃料クーポン♪
(単価 7円引 適用済)

合計 ¥6,650
内税分消費税 ¥605
(内税10%対象 ¥6650)
(内税10%消費税 ¥605)

承認No.0000000208
支払方法 一括
クレジット利用額 ¥6,650
有効期限 XX年XX月 2 企業コード 0001
端末識別番号 7736410107795
ARCO0 ATC0011 01 JCB Credit
A0000000651010
2:00000000-0-00000000

係員: [Redacted]
処理日付: 2025/04/22 5389-5390
100取引

当店へのアンケート回答で
Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
毎月1,000名様にも!
回答はこちらから▶
当店で利用後10日後まで

給油をお得に! 新アプリ
カーライフを便利に!
Drive On
クーポン配布・対応サービスは、店舗により異なります。
お得なキャンペーン実施中



000227

領収書等合計額(a)	税率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
6650 円	1/2	3,325 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 福地 健

7年4月分【区分：ガソリン代 **携帯電話代** 自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枠〉

料金内訳書

〈凡例〉 U：税込料金、*：免税料金等、#：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

福地 健 様

ご請求コード： [] 発行日：2025年 5月 3日 [] 1頁

● au 電話料金

● 合計

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
< 4月ご利用内訳 >	3,291		お客様コード []
▼プラン利用料	3,291		ご利用月数は2025年 5月で []
使い放題MAX 5G/通話定額ライト2	5,280	1,880	基本使用料と通話定額ライト2 (800円) の合算額です
使い放題MAX 5G/データ		5,500	
au PAY カードお支払い割		-100	
家族割プラス/auスマートバリュー		-2,000	カウント対象回線数 []
▼通話料/放題MAX 5G/通話定額ライト2	109		
通話料		3,700	
SMS (Cメール) 送信料		9	
通話定額ライト2 割引額		-3,600	
▼請求総額割引	-2,400		
請求総額割引額		-2,400	UQmobile→au移行プログラム
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	299		10%消費税の課税対象額 2,992円
データ利用量 (データ容量消費なし)	12.36GB		

000228

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
3,291円	1/2	1,645円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
 ※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

利用料金のお知らせ

ネット利用料

福地 健様

中部テレコミュニケーション株式会社
登録番号 : T6180001038116

お客さまID	[REDACTED]
ご請求金額	[REDACTED]
振替日	ご利用クレジット会社の規約に基づく振替日
カード利用日	2025年5月11日
ご利用年月	2025年4月分
支払方法	クレジットカード決済

ご利用内容	内訳	金額(円)	備考
光インターネット	ホーム・セレクト1G (タイプC) スタート割 月額料金	4,200	4/1 - 4/30
各種割引サービス	ギガトリプル割	-260	4/1 - 4/30
	スタート割 (5年)	-500	

議員名 福地 健

7年々月分【区分:自宅インターネット代】

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
4664 円	1/2	2332 円

オプションサービス	コミュファ光メッシュWi-Fi コミュファ光テレビ 再送信サービス利用料 コミュファ光テレビ 伝送サービス利用料	800	
	本体額合計	4240	10%課税対象分
	消費税等	424	10%課税対象分
	ポイント充当額		
	ご請求金額	4664	000229

2332

420-0803

静岡県静岡市葵区千代田



700119料

福地 健 様

TOKAIネットワーククラブ事務局
電話番号:0120-696927(通話料無料)
平日:10時~19時 土日祝:10時~18時

ご請求月 2025年05月請求分
ユーザID

お支払い方法 クレジットカード
カード番号
振替日 ご利用クレジット会社の規約に基づく振替日
お支払い状況 お支払い確認中です
ご請求額 1,496円

ご利用品目	対象期間	単価	数量	税抜金額	税区分
株式会社TOKAIコミュニケーションズ					
コミュファ光対応ホーム 基本料金 4月	2025/04/01~2025/04/30	1,600	1	1,600	10%
らくらく割引サービス 4月	2025/04/01~2025/04/30	-240	1	-240	10%
10%対象計		1,360円	消費税	136円	税込合計 1,496円
				ご請求額	1,496円

748

7年々月分【区分:自宅インターネット代】

議員名 福地 健

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
1496 円	1/2	748 円

① + ② = 3,080.-

000230

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

《但し令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 望月俊明

単位：円

区分	領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1 ガソリン代	17,221	8,610	
2 携帯電話代	8,106	4,053	
3 自宅インターネット代			
4 タクシー代			
5 運転代行代			
6 駐車場代			
7 バス・電車代			
8			
9			
10			
計		12,663	

- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000231

領収書等貼付用紙

議員名 望月俊明

令和7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

<貼付枠>

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月04日 17:27

売上
TOSHIAKI MOCHIZUK 様

ENEOSカード C
車両番号 実車番
020101

レギュラーガソリン P-07
24.00L *
188円 ¥4,512

合計 ¥4,512
(消費税10%対象 ¥4,512
内消費税等 ¥410)

クレジット支払
A0000000651010
JCB Credit
有効期限: XX/XX NC ICS
支払方法: 一括払い
承認番号: 0062028

現金で決済上げの場合は領収書に控えを添付してください。
消費税額表示の支払いは消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

深沢石油 由比SS
静岡県 静岡市 清水区
由比427-8
TEL:0543-75-2216 SS-480363
場所コード: 7872
登録番号: T8810459150602
カードNo 6031-01
デビットNo5976-5979
外通番17-18197
2025/04/04

ENEOS

納品書(領収書)

有限会社古枚石油
由比中央SS
静岡市清水区由比町 3-7
TEL:0543-75-3145
登録番号: T4080002013311
2025/04/12(土)17:23

TOSHIAKI MOCHIZUK ICS 様

売上 ENEO カード C
レギュラー
012000 ¥4211
22.40L @188.0 L-3N-3

小計 ¥4,211
(10%対象 ¥4,211
内消費税 ¥383)

合計 ¥4,211
承認No. 0062986
支払方法 一括

事前4-列 OK
端末処理通番 17542
JCB Credit
A0000000651010
※本書保管上のお願!!!
財布・手帳等には喜んで保管頂く
場合は、印字面に折り保管
をお願い致
No.4785
POS番号01
2025/04/12

000232

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
17,221 円	1/2	8,610 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 望月俊明

令和7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枠〉

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月19日 15:28

売上
TOSHIAKI MOCHIZUK 様

ENEOSカード C
車両番号 実車番
020101

レギュラーガソリン P-07
21.94L *
185円 ¥4,058

合計 ¥4,058
(消費税10%対象 ¥4,058
内消費税等 ¥369)

クレジット支払

A0000000651010

JCB Credit

有効期限: XX/XX NC ICS

支払方法: 一括払い

承認番号: 0055367

現金でお買上げの場合は領収書にかえて頂くまで、
消費税額表示の元金、場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

深沢石油 由比SS
静岡県 静岡市 清水区
由比427-8
TEL:0543-75-2216 SS-480363
場所コード:7872
登録番号:T8810459150602
シートNo 6947-01
デ-9No8489-8492
9通番17-18294
2025/04/19

ENEOS

納品書(領収書)

有限会社古牧石油

由比中央SS

静岡市清水区由比町屋原188-7

TEL:0543-75-3145

登録番号:T4080002013311

2025/04/25(金)14:33

ICS

TOSHIAKI MOCHIZUK 様

ENEOSカード C

レギュラー
012000 ¥4440
24.00L @185.0 L-1 N-1

小計 ¥4,440

(10%対象 ¥4,440

内消費税 ¥404)

合計 ¥4,440

承認No. 0052087

支払方法 一括

事前払い OK

端末処理通番 17678

JCB Credit

A0000000651010

※本書保管上のご願い!!

財布・手帳等にはさんで保管頂く

場合は、印刷面を内側に折り保管

をお願い致

No.5534

POS番号01

4/04/25

000233

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
円	円	円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください

※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

令和7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

(貼付枠)



ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月04日 17:27

売上
TOSHIAKI MOCHIZUK 様

ENEOSカード C
車両番号 実車番
020101

レギュラーガソリン P-07
24.00L *
188円 ¥4,512

合計 ¥4,512
(消費税10%対象 ¥4,512
内消費税等 ¥410)

クレジット支払
A0000000651010
JCB Credit
有効期限: XX/XX NC ICS
支払方法: 一括払い
承認番号: 0062028

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

深沢石油 由比SS
静岡県 静岡市 清水区
由比427-8
TEL:0543-75-2216 SS-480363
場所コード:7872
登録番号:T8810459150602
E-NetNo 6031-01
デ-ブNo5976-5979
外通番17-18197
2025/04/04

ENEOS

納品書(領収書)

有限会社古牧石油
由比中央SS
静岡市清水区由比町屋原188-7
TEL:0543-75-3145
登録番号:T4080002013311
2025/04/12(土)17:23

TOSHIAKI MOCHIZUK ICS 様

売上 ENEOSカード C
レギュラー
012000 ¥4211
22.40L @188.0 L-3N-3

小計 ¥4,211
(10%対象 ¥4,211
内消費税 ¥383)

合計 ¥4,211
承認No. 0062986
支払方法 一括

事前OK
端末処理通番 17542
JCB Credit
A0000000651010
※本書保管上のお願!!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。
No.4785 担当
POS番号01
2025/04/12

000234

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
17,221 円	1/2	8,610 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

令和7年4月分【区分: ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枠〉



ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月19日 15:28

売上
TOSHIAKI MOCHIZUK 様

ENEOSカード C
車両番号 実車番
020101

レギュラーガソリン P-07
21.94L *
185円 ¥4,058

合言十 ¥4,058
(消費税10%対象 ¥4,058
内消費税等 ¥369)

クレジット支払
A0000000651010
JCB Credit
有効期限: XX/XX NC ICS
支払方法: 一括払い
承認番号: 0056367

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

深沢石油 由比SS
静岡県 静岡市 清水区
由比427-8
TEL:0543-75-2216 SS-480363
場所コード: 7872
登録番号: T8810459150602
カードNo 6947-01
デビットNo8489-8492
外通番17-18294

2025/04/19

ENEOS

納品書(領収書)

有限会社古牧石油
由比中央SS
静岡市清水区由比町屋原188-7
TEL:0543-75-3145
登録番号: T4080002013311
2025/04/25(金)14:33

TOSHIAKI MOCHIZUK 様 ICS

売上 ENEOSカード C
レギュラー
012000 ¥4440
24.00L @185.0 L-1 N-1

小計 ¥4,440
(10%対象 ¥4,440
内消費税 ¥404)

合言十 ¥4,440
承認No. 0052087
支払方法 一括

事前払い OK
端末処理通番 17678
JCB Credit
A0000000651010
※本書保管上のお願!!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

No.5534 担当
POS番号01
2025/04/25

000235

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
円	円	円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

内訳項目金額(円) CHARGE AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	請求内訳等詳細 ご利用期間 (3/1~3/31)	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 TAX
◇基本使用料等 (計) 4,650	5,650 6,350 -1,000 300 0 -1,000	5Gギガホプレミア (内訳) 5Gギガホプレミア (内訳) みんなドコモ割 (内訳) s.p.モード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量は ドコモ光ネット割	3GB超		合
◇通話料・通信料 (計) 1,796	96 1,700	5G・SMS通信料 かけ放題オプション定額料	3月ご利用分		合
◇その他ご利用料金等 (計) 1,451	200 500 400 -380 50 -50 528 200 2 1 748 789	あんしんセキュリティ利用料 smartあんしん補償 (500円コース) あんしん速隔サポート利用料 smartあんしんバンク割引 ケータイお探しサービス利用料 ケータイお探しサービス割引料 dマガジン/利用料 請求書発行手数料 コミュニケーションサービス料/基本 電話リレーサービス料/基本			合
◇決済サービス代金等 (計) 748	Δ 580	d払い等 (ご利用代金/継続課金)	4月請求分 1. 番号あたり2円のご請求となります 1. 番号あたり1円のご請求となります		合
◇消費税等相当額 (計) 789	Δ 748	消費税等相当額 (合計)	4月請求分		合
◇合計	9,434 -580 -748 8,106	合計 <NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、3月末で ○ポイントのお知らせ 3月ご利用分に対する獲得ポイントは、 (ポイント連呈の対象になるご利用金額は、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	70ptです。 7,897円です。		合
		消費表示の料金合計×10%			非対象等

令和7年4月分 携帯電話代 議員名 望月俊明

領収書等合計額 (a)	按分率 (b) ※1/2 以内	政務活動費支出額 (a) × (b)
8,106円	1/2	4,053円

管内調査交通費、通信費計算書

《但し、令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団

会長 繁田和三 様

議員名 大村 一雄

単位：円

区 分		領収書計	内政務活動費 支出額	備 考
1	ガソリン代	10,000	5,000	
2	携帯電話代	4,860	2,430	
3	自宅インターネット代			
4	タクシー代			
5	運転代行代			
6	駐車場代			
7	バス・電車代			
8				
9				
10				
計			¥7,430	

(注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)

2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。

3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000237

EneJet

領収書

土屋燃料(株)
 中吉田SS
 静岡市駿河区中吉田44-3
 TEL:054-208-6168
 登録番号:T4080001010227
 2025/04/13(日)11:17

カイン様
 現金
 ハイオク
 111000 ¥5000
 26.60L @188.0 L- 6 N-17
 (内ガソリン税 @53.8 ¥1431)

小計 ¥5,000
 (10%対象 ¥5,000
 内消費税 ¥455)
合計 ¥5,000
 お預かり ¥5000 お釣 ¥0
 上記にて領収書とさせていただきます
 釣銭は本日中にお受け取り下さい
 !今洗車キャンペーン実施中!
 洗車カードが大変お得です。
 詳しくはスタッフにお尋ねください
 No.9713 担当: [Redacted]
 POS番号01
 2025/04/13

ENEOS

領収書

土屋燃料株式会社
 興津SS
 静岡県静岡市清水区興津中町817-3
 TEL:054-369-1200
 登録番号:T4080001010227
 2025/04/29(火)10:20

上様
 現金
 ハイオク
 111000 ¥5000
 26.04L L- 2 N- 4
 (内ガソリン税 @53.8 ¥1401)

小計 ¥5,000
 (10%対象 ¥5,000
 内消費税 ¥455)
合計 ¥5,000
 上記にて領収書とさせていただきます
 No.3750 担当: [Redacted]
 POS番号01
 2025/04/29

7年4月分
 【区分：ガソリン代】
 議員名 大村一雄

領収書等合計額(a)	10,000 円
按分率(b)	1/2
政務活動費支出額(a) × (b)	5,000 円

000238

EneJet

領収書

土屋燃料(株)
 中吉田SS
 静岡市駿河区中吉田44-3
 TEL: 054-208-6168
 登録番号: T4080001010227
 2025/04/13(日)11:17

カイン様
 売上 現金
 ハイオク
 111000 ¥5000
 26.60L @188.0 L- 6 N-17
 (内ガソリン税 @53.8 ¥1431)

小計 ¥5,000
 (10%対象 ¥5,000)
 内消費税 ¥455
合計 ¥5,000
 お預かり ¥5000 お釣 ¥0

上記にて領収書とさせていただきます
 ※釣銭は本日中にお受け取り下さい
 ! 只今洗車キャンペーン実施中!
 洗車カードが大変お得です。
 詳しくはスタッフにお尋ねください
 No. 9713 担当
 POS番号01
 2025/04/13

ENEOS

領収書

土屋燃料株式会社
 興津SS
 静岡県静岡市清水区興津中町817-3
 TEL: 054-369-1200
 登録番号: T4080001010227
 2025/04/29(火)10:20

上様
 売上 現金
 ハイオク
 111000 ¥5000
 26.04L L- 2 N- 4
 (内ガソリン税 @53.8 ¥1401)

小計 ¥5,000
 (10%対象 ¥5,000)
 内消費税 ¥455
合計 ¥5,000

上記にて領収書とさせていただきます
 No. 3750 担当
 POS番号01
 2025/04/29



7年4月分

【区分：ガソリン代】

議員名 大村一雄

領収書等合計額(a)
10,000 円
按分率(b)
1/2
政務活動費支出額(a) × (b)
5,000 円

000239

管内調査交通費、通信費計算書

《但し、令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団

会長 繁田 和三 様

議員名 丹沢 卓久

単位：円

区 分		領収書計	内政務活動費 支出額	備 考
1	ガソリン代			
2	携帯電話代	5,628	2,814	
3	自宅インターネット代			
4	タクシー代			
5	運転代行代			
6	駐車場代			
7	バス・電車代			
8				
9				
10				
計			¥2,814	

(注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)

2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。

3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000241

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料等 (計) 4,650	5,650	eximo	3GB超
	6,350	(内訳) eximo	
	-1,000	(内訳) みんなドコモ割	
	220	(内訳) spモード利用料 [日割]	4/1~4/22
	80	(内訳) spモード利用料 [日割]	4/23~4/30
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	3.9G
	-1,000	ドコモ光セット割	
◇通話料・通信料 (計) 1,769	69	5G・SMS通信料	4月ご利用分
	1,700	かけ放題オプション定額料	
◇その他ご利用料金等 (計) 7,958	220	留守番電話サービス利用料 [日割]	4/1~4/22
	80	留守番電話サービス利用料 [日割]	4/23~4/30
	146	あんしんセキュリティ利用料 [日割]	4/1~4/22
	53	あんしんセキュリティ利用料 [日割]	4/23~4/30
	366	ケータイ補償サービス (500円コース) [日割]	4/1~4/22
	213	smartあんしん補償/●800円コース [日割]	4/23~4/30
	293	あんしん遠隔サポート利用料 [日割]	4/1~4/22
	106	あんしん遠隔サポート利用料 [日割]	4/23~4/30
	-280	あんしんバックモバイル割引 [日割]	4/1~4/22
	-102	smartあんしんバック割引 [日割]	4/23~4/30
	50	ケータイお探しサービス利用料	
	-50	ケータイお探しサービス割引料	
	△ 3,300	3,000 あんしん店頭サポート1回プラン (3,300円)	4月ご利用分
	△ 2,200	2,000 初期設定サポート (データ移行)	4月ご利用分
	△ 1,100	1,000 フィルム貼付サポート	4月ご利用分
	-2,640	ポイント適用額 (お客様サポート)	
	△ 3,850	3,500 契約事務手数料 (5G)	
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります
◇決済サービス代金等 (計) △ 1,200	1,200	Google Play	5月請求分
◇消費税等相当額 (計) 1,701	1,701	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 17,278	17,278	合計	

- 3300
- 2200
- 1100
- 3850
- 1200

5628

000242

7年4月分 【区分：携帯電話代】

議員名 丹沢卓久

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
5628 円	1/2	2814 円

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

《但し令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 鈴木 和彦 様

議員名 繁田 和三

単位：円

区分	領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1 ガソリン代	20,218	10,109	
2 携帯電話代	8,389	4,194	
3 自宅インターネット代	5,720	2,860	
4 タクシー代			
5 運転代行代			
6 駐車場代			
7 バス・電車代			
8			
9			
10			
計		17,163	

- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000243

領収書等貼付用紙

議員名 繁田和三

7年4月分【区分 ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枠〉

EneJet

EneJet

EneJet

領収書
日星コーポレーション(株)
EneJet昭府町SS
静岡県静岡市葵区昭府2-30-7
TEL:054-266-7581
登録番号:T3080001003999
2025/04/05(土)16:16

領収書
日星コーポレーション(株)
EneJet昭府町SS
静岡県静岡市葵区昭府2-30-7
TEL:054-266-7581
登録番号:T3080001003999
2025/04/12(土)12:37

領収書
日星コーポレーション(株)
EneJet昭府町SS
静岡県静岡市葵区昭府2-30-7
TEL:054-266-7581
登録番号:T3080001003999
2025/04/21(月)11:26

V会員 様

売上レギュラー
000260 ¥5000
27.18L @184.0 L- 2 N- 4

小計 ¥5,000
(10%対象 ¥5,000)
内消費税 ¥455
合計 **¥5,000**

お預かり ¥5000 お釣 ¥0

上記にて領収書とさせていただきます

Vポイント:基本P 13P
特別P OP
今回計 13P
利用Vポイント OP
利用可能Vポイント

本日付与されたポイントが、有効期限切
目以降に反映されません。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがあります
。詳細は tsite.jp にて
ご確認ください。

毎度ありがとうございます。
もう、ご存知でしょうか?
EneKeyのご利用で
スピーディー、簡単給油が可能に!
営業時間 7時～22時
No.1581 担当: [redacted]
POS番号01
04/05

V会員 様

売上レギュラー
000260 ¥4901
26.93L @182.0 L- 6 N-16

小計 ¥4,901
(10%対象 ¥4,901)
内消費税 ¥446
合計 **¥4,901**

お預かり ¥6000 お釣 ¥1099

上記にて領収書とさせていただきます

ENEOS公式アプリ
Vポイント:基本P [redacted]
特別P 13P
今回計 13P
利用Vポイント OP
利用可能Vポイント

本日付与されたポイントが、有効期限切
目以降に反映されません。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがあります
。詳細は tsite.jp にて
ご確認ください。

毎度ありがとうございます。
もう、ご存知でしょうか?
EneKeyのご利用で
スピーディー、簡単給油が可能に!
営業時間 7時～22時
No.5885 担当: [redacted]
番号01
5/04/12

V会員 様

売上レギュラー
000260 ¥5234
29.08L @180.0 L- 5 N-13

小計 ¥5,234
(10%対象 ¥5,234)
内消費税 ¥476
合計 **¥5,234**

お預かり ¥6000 お釣 ¥766

上記にて領収書とさせていただきます

ENEOS公式アプリ
Vポイント:基本P [redacted]
特別P 14P
今回計 14P
利用Vポイント OP
利用可能Vポイント

本日付与されたポイントが、有効期限切
目以降に反映されません。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがあります
。詳細は tsite.jp にて
ご確認ください。

毎度ありがとうございます。
もう、ご存知でしょうか?
EneKeyのご利用で
スピーディー、簡単給油が可能に!
営業時間 7時～22時
No.1969 担当: [redacted]
番号01
04/21

000244

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
円		円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 藤田和三

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枠〉

EneJet

領収書

日星コーポレーション(株)
EneJet昭府町SS
静岡県静岡市葵区昭府2-30-7
TEL:054-266-7581
登録番号:T3080001003999
2025/04/30(水)14:45

V会員様

レギュラー
000260 ¥5083
28.24L @180.0 L-2 N-4

小計 ¥5,083
(10%対象 ¥5,083)
内消費税 ¥462
合計 ~~¥5,083~~
お預かり ¥10000 予約 ¥4917
上記にて領収書と...
ENEOS公式アプリ
Vポイント:基本P 14P
特別P 0P
今回計 14P
利用Vポイント 0P
利用可能Vポイント

本日付与されたポイントは2/3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがありま
す。詳細はtsite.jpにて
ご確認下さい。

毎度ありがとうございます。
もう、ご存知でしょうか?
EneKeyのご利用で
スピーディー、簡単給油が可能に!
営業時間 7時~22時
No.7895
No.01
2025/4/30

000245

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
20,218 円	1/2	10,109 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 繁田和三

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枠〉

EneJet

領収書
日星コーポレーション(株)
EneJet昭府町SS
静岡県静岡市葵区昭府2-30-7
TEL:054-266-7581
登録番号: T3080001003999
2025/04/05(土)16:16
V会員 様
売上レギュラー
000260 ¥5000
27.18L @184.0 L- 2 N- 4
小計 ¥5,000
(10%対象 ¥5,000)
内消費税 ¥455
合計 ~~¥5,455~~ ¥5,000
お預かり ¥5000 お釣 ¥0
上記にて領収書とさせていただきます
Vポイント:基本P 13P
特別P OP
今回計 13P
利用Vポイント OP
利用可能Vポイント
本日付与されたポイントは3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがありま
す。詳細はtsite.jpにて
ご確認下さい。
毎度ありがとうございます。
もう、ご存知でしょうか?
EneKeyのご利用で
スピーディー、簡単給油が可能に!
営業時間 7時~22時
No.1581 担当
POS番号01
2025/04/05



EneJet

領収書
日星コーポレーション(株)
EneJet昭府町SS
静岡県静岡市葵区昭府2-30-7
TEL:054-266-7581
登録番号: T3080001003999
2025/04/12(土)12:37
V会員 様
売上レギュラー
000260 ¥4901
26.93L @182.0 L- 6 N-16
小計 ¥4,901
(10%対象 ¥4,901)
内消費税 ¥446
合計 ~~¥5,347~~ ¥4,901
お預かり ¥6000 お釣 ¥1099
上記にて領収書とさせていただきます
ENEOS公式アプリID
Vポイント:基本P 13P
特別P OP
今回計 13P
利用Vポイント OP
利用可能Vポイント
本日付与されたポイントは3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがありま
す。詳細はtsite.jpにて
ご確認下さい。
毎度ありがとうございます。
もう、ご存知でしょうか?
EneKeyのご利用で
スピーディー、簡単給油が可能に!
営業時間 7時~22時
No.5885 担当
POS番号01
2025/04/12

EneJet

領収書
日星コーポレーション(株)
EneJet昭府町SS
静岡県静岡市葵区昭府2-30-7
TEL:054-266-7581
登録番号: T3080001003999
2025/04/21(月)11:26
V会員 様
売上レギュラー
000260 ¥5234
29.08L @180.0 L- 5 N-13
小計 ¥5,234
(10%対象 ¥5,234)
内消費税 ¥476
合計 ~~¥5,710~~ ¥5,234
お預かり ¥6000 お釣 ¥766
上記にて領収書とさせていただきます
ENEOS公式アプリID
Vポイント:基本P 14P
特別P OP
今回計 14P
利用Vポイント OP
利用可能Vポイント
本日付与されたポイントは3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがありま
す。詳細はtsite.jpにて
ご確認下さい。
毎度ありがとうございます。
もう、ご存知でしょうか?
EneKeyのご利用で
スピーディー、簡単給油が可能に!
営業時間 7時~22時
No.1969 担当
POS番号01
2025/04/21

000246

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
円		円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 藤田和三

7年4月分【区分 ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください
(貼付枠)

写

EneJet

領収書

日星コーポレーション(株)
EneJet昭府町SS
静岡県静岡市葵区昭府2-30-7
TEL:054-266-7581
登録番号: T3080001003999
2025/04/30(水)14:45

V会員様

先上 V会員
レギュラー
000260 ¥5083
28.24L @180.0 L- 2 N- 4

小計 ¥5,083
(10%対象 ¥5,083
内消費税 ¥462)
合計 ¥5,545

お預かり ¥10000 お釣 ¥4917
上記にて領収書とさせていただきます
ENEOS公式アプリID

Vポイント:基本P 14P
特別P 0P
今回計 14P
利用Vポイント 0P
利用可能Vポイント

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがありま
す。詳細は tsite.jpにて
ご確認ください。
毎度ありがとうございます。
もう、ご存知でしょうか?
EneKeyのご利用で
スピーディー、簡単給油が可能に!
営業時間 7時~22時
No.7895 担当
POS番号01
2025/04/30

000247

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
20,218 円	1/2	10,109 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること
※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

		ご利用期間 (3/1~3/31)	
基本使用料等 (計)	3,980	4,980	合 算
(4,850)	eximo 1~3GB	合 算
(-170)	(内訳) eximo	合 算
(300)	(内訳) dカードお支払割	合 算
(0)	(内訳) spモード利用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)	2,604	(参考) 高速通信ご利用データ量は 1.5G	合 算
(-1,000)	ドコモ光セット割	合 算
◇通話料・通信料 (計)	2,604	5G・SMS通信料 3月ご利用分	合 算
(804)	かけ放題オプション定額料 (1800円)	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,423	留守番電話サービス利用料	合 算
(300)	音声オプション定額料割引 (留守番電話)	合 算
(-300)	キャッチホン利用料	合 算
(200)	音声オプション定額料割引 (キャッチホン)	合 算
(-200)	my daiz利用料	合 算
(100)	スゴ得コンテンツ利用料	合 算
(Δ 418)	380	合 算

000248

NTTドコモからのお知らせ

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからお願いします。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		400	クラウド容量オプション利用料 (50GB)	合算
		-380	いちおしバック割引料	合算
		200	あんしんセキュリティ利用料	合算
		500	smartあんしん補償 (500円コース)	合算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
		-380	smartあんしんバック割引	合算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合算
		-50	ケータイお探しサービス割引料	合算
		200	請求書発行手数料	4月請求分 合算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合算
		1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります 合算
◇決済サービス代金等 (計)				
△ 1,010		1,010	d払い等 (ご利用代金/継続課金)	4月請求分 非対象等
◇消費税等相当額 (計)				
800		800	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
計				
9,817		9,817	合計	

- 418
- 1010
8389

7年4月分 【区分：携帯電話代】

議員名 繁田和三

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
8389 円	1/2	4194 円

内訳項目	金額 (円)	内訳金額 (円)	ご利用期間 (3/1~3/31)	税区分
◇基本使用料等 (計)				
-6,700		5720 5,200	戸建・タイプA/西	合算
		0	(参考) plala利用	合算
		-1,500	ドコモ光電話バリュー基本使用料	480円の通話料を含みます。 光電話番号: [REDACTED] 合算
◇通話料・通信料 (計)				
-0		56	国内通話料	2月ご利用分 合算
		-56	繰越適用額	1月ご利用分からの繰越額は480円 合算
		0	(参考) 翌月ご請求分への光電話くりこし無料通話分は [REDACTED]	合算
◇その他ご利用料金等 (計)				
-3		2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合算
		1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります 合算
◇消費税等相当額 (計)				
-670		670	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計				
-7,373		7,373	合計	

議員名 繁田和三

7年4月分 【区分：自宅インターネット代】

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
5720 円	1/2	2860 円

000249

管内調査交通費、通信費計算書

《但し、令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 山根 田鶴子

単位：円

区 分		領収書計	内政務活動費 支出額	備 考
1	ガソリン代	13,449	6,724	
2	携帯電話代	3,072	1,536	
3	自宅インターネット代			
4	タクシー代			
5	運転代行代			
6	駐車場代			
7	バス・電車代			
8				
9				
10				
計			¥8,260	

(注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)

2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。

3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000250

領収書等貼付用紙

議員名 山根田鶴子

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月12日 14:10

売上

様 M

現金フリー

車両番号 実車番

0200-00

レギュラー P07

数量 29.03L *

単価 188円 ¥5,458

(単価値引 3円 -¥87)

値引後単価 185円 ¥5,371

合計 ¥5,371

(消費税10%対象 ¥5,371)

内消費税等 ¥488

お預り ¥10,000

お釣り ¥4,629

現金(お預り)の場合、印紙を貼ってください

株式会社丸大石油 セルフ由比SS

静岡県 静岡市 清水区由比6-6

TEL:054-375-2518 SS-20117

登録番号:T4080001011902

TEL No 1625-03 TEL No 3949-3951

2025/04/

領収書

土屋燃料株式会社

蒲原SS

静岡県静岡市清水区蒲原1-7-10

TEL:054-388-2111

登録番号:T4080001010227

2025/04/03(木)11:22

現金フリー

様

現金フリー

レギュラー

113000 ¥2939

16.70L @176.0 L-1 N-1

(内ガソリン税 @53.8 ¥898)

5円割引チケット適用(713456)

5円/L.個 割引 済み

小計 ¥2,939

(10%対象 ¥2,939)

内消費税 ¥267

合計 ¥2,939

上記にて領収書をお送り頂きます

No.4102

POS番号01

2025/04/03 釣銭伝票No.200

領収書

土屋燃料株式会社

蒲原SS

静岡県静岡市清水区蒲原1-7-10

TEL:054-388-2111

登録番号:T4080001010227

2025/04/24(木)14:46

現金フリー

様

現金フリー

レギュラー

113000 ¥5139

28.71L @179.0 L-7 N-19

(内ガソリン税 @53.8 ¥1545)

小計 ¥5,139

(10%対象 ¥5,139)

内消費税 ¥467

合計 ¥5,139

上記にて領収書をお送り頂きます

No.6156

POS番号01

2025/04/24 釣銭伝票No.7937

000251

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
13449 8370 円	1/2	6724 4185 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
 ※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 山根田鶴子

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月12日 14:10

売上

上 様 M

現金フリー

車両番号 実車番

0200-00

レギュラー P07

数量 29.03L *

単価 188円 ¥5,458

(単価値引 3円 -¥87)

値引後単価 185円 ¥5,371

合計 ¥5,371

(消費税10%対象 ¥5,371)

内消費税等 ¥488

お預り ¥10,000

お釣り ¥4,629

現金でお買上げの場合は精算額にかえさせていただきます。

株式会社丸大石油 セルフ由比SS

静岡県 静岡市 清水区由比663

TEL:054-375-2518 SS-201175

登録番号:T4080001011902

シートNo 1625-03 デー-No3949-3951

2025/04/12

ENEOS

令頁又書

土屋燃料株式会社

蒲原SS

静岡県静岡市清水区蒲原1-7-10

TEL:054-388-2111

登録番号:T4080001010227

2025/04/03(木)11:22

"野村マツリ"様

売上 現金決済

レギュラー

113000 ¥2939

16.70L @176.0 L-1 N-1

(内ガソリン税 @53.8 ¥898)

5円割引チケット適用(713456)

5円/L.個 割引 済み

小計 ¥2,939

(10%対象 ¥2,939)

内消費税 ¥267

合計 ¥2,939

上記にて領収書とさせていただきます

No.4102 担当: [Redacted]

POS番号01

2025/04/03 釣銭伝票No.2003

ENEOS

令頁又書

土屋燃料株式会社

蒲原SS

静岡県静岡市清水区蒲原1-7-10

TEL:054-388-2111

登録番号:T4080001010227

2025/04/24(木)14:46

"野村マツリ"様

売上 現金決済

レギュラー

113000 ¥5139

28.71L @179.0 L-7 N-19

(内ガソリン税 @53.8 ¥1545)

小計 ¥5,139

(10%対象 ¥5,139)

内消費税 ¥467

合計 ¥5,139

上記にて領収書とさせていただきます

No.6156 担当: [Redacted]

POS番号01

2025/04/24 釣銭伝票No.7937

000252

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
13449 83700 円	1/2	6724 47850 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください

※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

料金内訳書

<凡例> U:税込料金、*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

山根 田鶴子 様

ご請求コード: [REDACTED] 発行日: 2025年 5月 3日 1頁

●UQモバイル電話料金

●合計

3,072円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
< 4月ご利用内訳 >	3,072		お客様コード [REDACTED]
▼プラン利用料	3,700		ご利用月数は2025年 5月で [REDACTED]
くりにしプランM+5G/通話放題		4,280	基本使用料と通話放題(1800円)の合算額です
自宅セット割		-580	
▼通話料/くりにしM/通話放題	90		
通話料		20,840	
SMS送信料		90	
通話放題割引額		-20,840	
▼請求総額割引	-1,000		
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額(10%)	279		10%消費税の課税対象額 2,793円

7年4月分 【区分: 携帯電話代】

議員名 山根田鶴子

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
3072 円	1/2	1,536 円

000253

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

(但し令和 7 年 4 月分)

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 石上顕太郎

単位：円

区分	領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1 ガソリン代	8,713	4,356	
2 携帯電話代	9,706	4,853	
3 自宅インターネット代			
4 タクシー代			
5 運転代行代			
6 駐車場代			
7 バス・電車代			
8			
9			
10			
計		¥9,209	

- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000254

領収書等貼付用紙

議員名 石上 顕太郎

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

(貼付枠)

納品書 (領収書)

株式会社しんこう
羽鳥SS
静岡県静岡市葵区羽鳥3-23-3
TEL:054-278-2321
登録番号:T7080001014324

2025/04/08(火)17:04 2025/04/08

氏名 [マスク] 様
〒 [マスク] 県 [マスク] 市 [マスク] (自SS)

5978 020000
レギュラーガソリン ¥5483
28.86L,コ @190 L-5 N-5
(内ガソリン税 @53.8 ¥1553)

合計 ¥5,483
(内税分消費税 ¥498)
(内税10%対象 ¥5483)
(内税10%消費税 ¥498)
1万 4517 6千 517

取引日時 2025/04/08 17:00

取引番号 [マスク]
楽天ポイントカード [マスク]
獲得ポイント 28P

※上記にて領収書とさせていただきます

カードの利用登録またはアプリのログインがされておられません
ポイントが失効しますので楽天ポイントカードサイトをご確認ください

獲得ポイントは購入後、通常3日以内に反映されます。

No.3803 担当: [マスク]

納品書 (領収書)

株式会社しんこう
羽鳥SS
静岡県静岡市葵区羽鳥3-23-3
TEL:054-278-2321
登録番号:T7080001014324

2025/04/21(月)14:16 2025/04/21

氏名 [マスク] 様
〒 [マスク] 県 [マスク] 市 [マスク] (自SS)

7190 020000
レギュラーガソリン ¥3230
17.00L,コ @190 L-5 N-5
(内ガソリン税 @53.8 ¥915)

合計 ¥3,230
(内税分消費税 ¥294)
(内税10%対象 ¥3230)
(内税10%消費税 ¥294)
1万 6770 5千 1770 4千 770

取引日時 2025/04/21 14:13

取引番号 [マスク]
楽天ポイントカード [マスク]
獲得ポイント 17P

※上記にて領収書とさせていただきます

カードの利用登録またはアプリのログインがされておられません
ポイントが失効しますので楽天ポイントカードサイトをご確認ください

獲得ポイントは購入後、通常3日以内に反映されます。

No.4818 担当: [マスク]

000255

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
8,713 円	1/2	4,356 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 石上 颯太郎

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください
(貼付枠)



納品書 (領収書)

株式会社しんこう
羽鳥SS
静岡県静岡市葵区羽鳥3-23-3
TEL:054-278-2321
登録番号:T7080001014324

2025/04/08(火)17:04 2025/04/08

伊がみ けんぢ 様
先上 現金メンバー (自SS)

5978 020000
レギュラーガソリン ¥5483
28.86L,コ @190 L- 5 N- 5
(内ガソリン税 @53.8 ¥1553)

合計 ¥5,483
(内税分消費税 ¥498)
(内税10%対象 ¥5483)
(内税10%消費税 ¥498)
1万 4517 6千 517

取引日時 2025/04/08 17:00
取

楽天®イントカード
獲得ポイント 28P

※上記にて領収書とさせていただきます

カードの利用登録またはアプリの
ログインがされておられません
ポイントが失効しますので楽天ポイ
ントカードサイトをご確認ください

獲得ポイントは購入後、
通常3日以内に反映されます。

No.3803 担当:

納品書 (領収書)

株式会社しんこう
羽鳥SS
静岡県静岡市葵区羽鳥3-23-3
TEL:054-278-2321
登録番号:T7080001014324

2025/04/21(月)14:16 2025/04/21

伊がみ けんぢ 様
先上 現金メンバー (自SS)

7190 020000
レギュラーガソリン ¥3230
17.00L,コ @190 L- 5 N- 5
(内ガソリン税 @53.8 ¥915)

合計 ¥3,230
(内税分消費税 ¥294)
(内税10%対象 ¥3230)
(内税10%消費税 ¥294)
1万 6770 5千 1770 4千 770

取引日時 2025/04/21 14:13
取

楽天®イントカード
獲得ポイント 17P

※上記にて領収書とさせていただきます

カードの利用登録またはアプリの
ログインがされておられません
ポイントが失効しますので楽天ポイ
ントカードサイトをご確認ください

獲得ポイントは購入後、
通常3日以内に反映されます。

No.4818 担当:

000256

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
8,713 円	1/2	4,356 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 石上 顕太郎

7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

(貼付枠)

4T11BJ 0020296
(2/3ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 5月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
ご利用期間 (4/1~4/30)				
◇基本使用料等 (計)	5,650	5,650	eximo 3GB超	合算
	(6,350)	(内訳) eximo	
	(-1,000)	(内訳) みんなドコモ割	
	(300)	(内訳) spモード利用料	
		0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	合算
◇通話料・通信料 (計)	1,751	51	5G・SMS通信料 4月ご利用分	合算
		1,700	かけ放題オプション定額料	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,423	200	キャッチホン利用料	合算
		200	あんしんセキュリティ利用料	合算
		800	smartあんしん補償/●800円コース	合算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
		-380	smartあんしんバック割引	合算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合算
		-50	ケータイお探しサービス割引料	合算
		0	5GSA 500円 無料特典適用※終了未定	合算
		200	請求書発行手数料 5月請求分	合算
		2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合算
		1	電話リレーサービス料/基本 1番号あたり1円のご請求となります	合算
◇決済サービス代金等 (計)	-1,760	△1,760	d払い等 (ご利用代金/継続課金) 5月請求分	非対象等
◇消費税等相当額 (計)	882	882	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計	次頁へ			

NTTドコモからのお知らせ

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからお願いします。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

000257

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
9,706 円	1/2	4,853 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください

※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

お客様電話番号等
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2025年 5月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
11,466	11,466	合計	
-1,760			
9,706			
		<p><NTTドコモからのお知らせ></p> <p>○継続利用期間は、4月末で</p> <p>○ポイントのお知らせ</p> <p>4月ご利用分に対する獲得ポイントは、80ptです。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、8,824円です。)</p> <p>※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。</p>	
		000258	

管内調査交通費 ・ 通信費計算書

《但し令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 繁田 和三 様

議員名 井上 恒彌

単位：円

区分	領収書計	内政務活動費 支出額	備考
1 ガソリン代	10654	5327	
2 携帯電話代	10191	5095	
3 自宅インターネット代	5311	2655	
4 タクシー代			
5 運転代行代			
6 駐車場代			
7 バス・電車代			
8			
9			
10			
計		13077	

- (注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする
(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)
- 2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000259

領収書等貼付用紙

議員名 井上恒彌

R7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枠〉



領収書

apollo station

印紙

270664

パティオ草薙SS

TEL 054-262-7751

サガミシード(株)

静岡県静岡市駿河区中吉田41-21

TEL 054-262-7751

登録番号 T3080101014475

売上

2025年 4月 8日

16:16

ウエ

キャブリア

様

レギュラー

29.43 L

¥180.0

P-13(内)

5297円

01200.00

合計

5,297円

(内、消費税等(10.00%)

482円)

(内、P支払可能金額

5,297円)



領収書

apollo station

印紙

270664

パティオ草薙SS

TEL 054-262-7751

サガミシード(株)

静岡県静岡市駿河区中吉田41-21

TEL 054-262-7751

登録番号 T3080101014475

売上

2025年 4月 8日

16:16

ウエ

キャブリア

様

レギュラー

29.43 L

¥180.0

P-13(内)

5297円

01200.00

合計

5,297円

(内、消費税等(10.00%)

482円)

(内、P支払可能金額

5,297円)



領収書

apollo station

印紙

270664

パティオ草薙SS

TEL 054-262-7751

サガミシード(株)

静岡県静岡市駿河区中吉田41-21

TEL 054-262-7751

登録番号 T3080101014475

売上

2025年 4月 28日

14:10

ウエ

キャブリア

様

レギュラー

30.61 L

¥175.0

P-13(内)

5357円

01200.00

合計

5,357円

(内、消費税等(10.00%)

487円)



領収書

apollo station

印紙

270664

パティオ草薙SS

TEL 054-262-7751

サガミシード(株)

静岡県静岡市駿河区中吉田41-21

TEL 054-262-7751

登録番号 T3080101014475

売上

2025年 4月 28日

14:10

ウエ

キャブリア

様

レギュラー

30.61 L

¥175.0

P-13(内)

5357円

01200.00

合計

5,357円

(内、消費税等(10.00%)

487円)

000260

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
10,654 円	1/2	5,327 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
 ※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 井上恒彌

27年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください

〈貼付枠〉

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。	税区分 TAX
◇基本使用料等(計)	5,480	5,480	ご利用期間(3/1~3/31) ギガライト2:2年定期 (内訳)ギガライト2:2年定期 (内訳)みんなドコモ割 (内訳)spモード利用料 (参考)高速通信ご利用データ量は	ステップ4:5GB~7GB	合算
◇通話料・通話料(計)	2,862	162	Xi・SMS通話料 かけ放題オプション定額料 スピードモード/1GB追加オプション利用料	3月ご利用分 超過分は1回分です。	合算 合算 合算
◇その他ご利用料金等(計)	923	200	あんしんセキュリティ利用料 ケータイ補償サービス(500円コース) あんしん選隔サポート利用料 あんしんバックモバイル割引 ケータイお探しサービス利用料 ケータイお探しサービス割引料		合算 合算 合算 合算 合算 合算
◇決済サービス料金等(計)	△330	330	請求書発行手数料 ユニバーサルサービス料/基本 電話リレーサービス料/基本	4月請求分 1番号あたり2円のご請求となります 1番号あたり1円のご請求となります	合算 合算 合算
◇消費税等相当額(計)	926	926	d払い等(ご利用代金/継続課金) 消費税等相当額(合計)	4月請求分 合算表示の料金合計×10%	非対象等
◇合計	10,521 -330 10,191	10,521	合計 合計		
<p><NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、3月末で ○ポイントのお知らせ 3月ご利用分に対する獲得ポイントは、90ptです。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、9,265円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○個別のご請求のファミリー割引グループ電話番号。(2025年3月31日現在)</p>					

000261

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
10,191- 円	1/2	5,095- 円
※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること		

※区分ごとに用紙を分けてください
 ※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

領収書等貼付用紙

議員名 井上恒彌

R7年4月分【区分：ガソリン代・携帯電話代・自宅インターネット代】使用区分を丸囲みしてください
(貼付枠)



420-0911
静岡県静岡市葵区瀬名5丁目

井上 恒彌 様

ご利用明細書

中部テレコミュニケーション株式会社
〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見
登録番号：T6180001038116
発行年月日 2025年 4月 9日

毎度お引立てありがとうございます。下記の通り、請求申し上げます。

ご利用年月	2025年 3月分
ご利用料金	5,311円
お取引クレジット会社	
カード番号	
お客さまID	



409AA30F0000326#
0000326 0001/0002 1A



お問い合わせ先

オペレーターに直接チャットでご相談いただけます。
【営業時間】9:00～20:00(年中無休)



コムファ サポートページ <https://ctc.commufa.jp/>

ご利用料金内訳

請求内訳	金額	お支払
ホーム30 (タイプC) 月額料金	3809	3/1 - 3/31
明細書送付手数料	300	
振込用紙送付手数料	400	
ステップ割 10%	-380	
安心サポート 月額料金	700	
本体額合計 (10%)	4829	※上記請求内訳の金額は税抜
消費税等 (10%)	482	
ポイント充当額	0	
請求金額	5311	

払込受領証

ご利用年月
2025年 3月分

払込人氏名
井上 恒彌 様

お客さまID (コムファ)

金額
5,311

消費税等 482円

受取人
中部テレコミュニケーション株式会社

受領印

収入印紙貼付欄

受領日附印

(三菱UFJ銀行・コンビニ・お客さま選択) 代行会社 三井住友カード㈱

ください
2

000262

領収書等合計額(a)	按分率(b) ※1/2以内	政務活動費支出額(a) × (b)
5311 - 円	1/2	2655 - 円

※1/2を超えて実費支給とする場合は、別途根拠資料を作成し添付すること

※区分ごとに用紙を分けてください
※領収書等は枠内に重ならないように貼付してください

管内調査交通費、通信費計算書

《但し、令和 7 年 4 月分》

令和 7 年 4 月 30 日

自由民主党静岡市議会議員団

会長 繁田 和三 様

議員名 鈴木 和彦

単位：円

区 分		領収書計	内政務活動費 支出額	備 考
1	ガソリン代			
2	携帯電話代	7,291	3,645	
3	自宅インターネット代			
4	タクシー代			
5	運転代行代			
6	駐車場代			
7	バス・電車代			
8				
9				
10				
計			¥3,645	

(注) 1 区分1～3については、按分率を1/2以内とする(1/2を超えて実費支給とする場合は根拠資料を添付すること)

2 区分4～7については、使用目的等を明らかにすること。

3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000263

支 出 伝 票

	代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	30日	
支払年月日	7年	4月	30日	
金 額	39,000		-	円
内 容	事務所賃料 5月分 として			
支 払 先	アイ・ティ・ビー不動産			
備 考	★白濱 史教 . 議員 事務所賃料 5月分 として 事務所賃料 : 93,000円 - 15,000円 (駐車場代) = 78,000円 / 2 所在地: 静岡市駿河区下川原6-23-22 ※契約書の写し等の書類No4月 - /3 添付			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000265

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	3	9	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 5月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 7年 4月 30日

支払先住所 静岡市駿河区下川原6 - 23 - 22

支払先名称 アイ・ティ・ビー不動産

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7年 4月 30日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 繁田 和三

000266

支出伝票

	代表者	✓	経理責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	7年	4月	30日	
支払年月日	7年	4月	30日	
金 額	28,500		-	円
内 容	事務所賃料 5月分 として			
支 払 先	[REDACTED]			
備 考	★尾崎行雄 議員 事務所賃料 5月分 として 事務所賃料 : 57,000円×1/2 所在地: 静岡市葵区羽鳥4-1-19 ※契約書の写し等の書類添付 NO.4月 - 14			
	出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000267

支払証明書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	8	5	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 5月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 7年 4月 30日

支払先住所 XXXXXXXXXX

支払先名称 XXXXXXXXXX

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 7年 4月 30日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 繁田 和三

000268